

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
1	就労者も含めた地域で生活する外国人に対し生活する上で必要となる日本語教育を行うため、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成を促し、地域における日本語教育の促進及び水準の向上を図る。 また、都道府県等が、日本語教育機関、企業、民間支援団体等の関係機関と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援する。 さらに、都道府県等の「日本語教育の参照枠」を参照したカリキュラムの立案や地域の日本語教育プログラムの編成、教材等の作成、研修の実施を支援するほか、先進的な取組を行うNPO等への支援を実施する。 〔文部科学省〕《施策番号1》【ロードマップ1、2】	文部科学省	地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業として、都道府県・政令指定都市等が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進し、生活者としての外国人の日本語学習機会の確保を図っている。 日本語教育の推進に関する法律に基づく国の基本方針が令和2年6月に閣議決定されたことを踏まえ、地方公共団体に対して、国の基本方針の策定の周知及び本方針を踏まえた取組の実施に努めるよう通知で依頼した。都道府県の基本方針の作成状況については、令和2年以降、年度ごとに作成状況の調査を行い、把握に努めている。先進的な作成事例についても紹介し、作成を推進している。 また、都道府県・市区町村等の日本語教育の担当者を対象とし、各域内における日本語教育施策等の企画・立案能力の育成・向上を目的として、令和7年1月に研修を行い、「日本語教育の参照枠」の活用に向けた情報提供をするとともに、都道府県等による地域日本語教育の総合的な体制づくりや基本方針策定についても事例を紹介し、さらに取組を推進した。 加えて、認定日本語教育機関の活用や地域日本語教育の優良事例等の情報共有と意見交換を行うため、都道府県・政令指定都市の日本語教育担当課長等を対象とする連絡会議（令和7年1月）等を開催した。 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業地域日本語教育実践プログラムとして、日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、NPO法人等が行う各地域における日本語教育に関する優れた取組を支援しており、今後も継続的に支援を実施する。 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業として、引き続き、生活者としての外国人の日本語教育環境の強化をするための都道府県等の総合的な体制づくり、地域日本語教育の実施を着実に推進し、日本語学習機会の確保を図る。また、令和4年11月に文化審議会国語分科会が取りまとめた「地域における日本語教育の在り方について（報告）」を踏まえ、日本語教育の機会の提供だけでなく質の向上を図る取組についても推進する。
2	国内外で日本語学習者が増加する中、日本語教育を担う人材の育成が急務となっていることから、専門性を有する日本語教育人材の確保と日本語教育全体の質の向上を図る必要がある。このため、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年（2019年）3月文化審議会国語分科会）を踏まえ、地域日本語教育コーディネーターや、就労者等に対する日本語教師の養成・研修プログラムの充実・普及を一層推進するとともに、同報告で示された日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」の円滑な実施のために、共通に活用できるICT教材の開発・普及を進める。 〔文部科学省〕《施策番号2》【ロードマップ2】	文部科学省	令和6年度においても、地域日本語教育コーディネーターの配置の推進やICT教材の開発・普及を行った。 また、都道府県・市区町村等の日本語教育の担当者を対象とし、各域内における日本語教育施策等の企画・立案能力の育成・向上を目的として、令和6年度においても、都道府県・市町村等日本語教育担当者研修を実施した。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
3	国内外における日本語教育の水準の向上のため、日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法に関する共通の指標として令和3年（2021年）10月に文化審議会国語分科会で取りまとめられた「日本語教育の参照枠」を活用し、日本語教育の内容（言語能力記述文：Can doという。）やレベル尺度等に対応した留学、就労、生活の各分野別の教育モデルの開発を令和4年度（2022年度）から実施している。今後は、日本語教育プログラムの開発実績を有する日本語教育機関により、「参照枠に基づくカリキュラム及び教材・評価手法等」の開発を終え、その普及を図ることにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法等を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。 〔文部科学省〕《施策番号3》【ロードマップ2、3（再掲：12）】	文部科学省	令和7年1月に研修を行い、「日本語教育の参照枠」の活用に向けた情報提供をするとともに、都道府県等による地域日本語教育の総合的な体制づくりや基本方針策定についても事例を紹介し、さらに取組を推進した。
4	日本語教室空白地域の解消の推進のため、空白地域の市区町村に対する教室開設のためのアドバイザー派遣とともに日本語教室の開設・安定化に向けた支援を行う。また、日本語教室開設に向けたセミナーや研究協議会を開催する。さらに、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人等が、生活場面に応じた日本語を自習できるICT教材（日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称：つなひろ））を現在18言語開発して提供しているところであり、外国人が生活していく上で必要となる日本語能力を着実に身に付けられるよう「日本語教育の参照枠」を踏まえた生活場面の追加等を行う。 〔文部科学省〕《施策番号4》【ロードマップ2、5、8】	文部科学省	令和6年度においても、日本語教室空白地域の解消の推進のため、空白地域の市区町村に対する教室開設のためのアドバイザー派遣、日本語教室の開設・安定化に向けた支援等を行うとともに、日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」については19言語での提供に向けた改修等を行い、日本語学習機会の拡大に努めた。 加えて、認定日本語教育機関の活用や地域日本語教育の優良事例等の情報共有と意見交換を行うため、都道府県・政令指定都市の日本語教育担当課長等を対象とする連絡会議（令和7年1月）等を開催した。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
5	令和5年（2023年）通常国会における「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の成立を受けて、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において認定基準等の検討を行い、同年、政省令を策定した。今後は、令和6年（2024年）4月に施行された同法に基づき、認定基準及び日本語教育課程編成のための指針等を満たす日本語教育機関の認定審査を開始するとともに、登録日本語教員の資格制度を円滑に運用することにより、日本語教育機関の日本語教育水準の維持向上と日本語教師の能力及び資質の向上を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与する。 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の確実な実施を図るため、日本語教育情報を一元的に発信する多言語情報発信サイトの整備、登録日本語教員の試験実施等に必要なシステムの検証など、日本語教育機関における日本語教育に対する支援等について必要な措置を講ずる。 〔文部科学省、法務省〕《施策番号5》【ロードマップ2、11】	文部科学省	【文部科学省、法務省】 令和6年4月に文部科学省に日本語教育課を設置し、新たな体制の下、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和6年4月施行）に基づき、認定日本語教育機関の初回の認定（同年10月）及び初回となる日本語教員試験（同年11月）を実施。さらに、令和7年1月に、登録日本語教員の登録申請の受付を開始。引き続き、同法に基づく日本語教育機関等の情報発信や認定等の事務、日本語教員試験等を着実に実施する。 また、令和6年度補正予算に必要額を計上した「認定日本語教育機関活用促進事業」により、企業等からの教育投資と認定日本語教育機関による質の高い教育提供の好循環モデルの構築・普及を行う。
		法務省	
6	「外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会」及び「外国人支援コーディネーター研修カリキュラム等策定会議」における検討結果に基づき、引き続き有識者等の意見を踏まえながら、生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることのできる人材を育成するための研修を実施するとともに、専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について検討する。 〔法務省〕《施策番号6》【ロードマップ4（再掲：30、66、87）】	法務省	令和5年度に開催した「外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会」及び「外国人支援コーディネーター研修カリキュラム等策定会議」の検討結果に基づき、令和6年8月から外国人支援コーディネーター養成研修を開始し、令和7年3月に52名を外国人支援コーディネーターとして認証した。また、専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について検討するため、国家資格制度に係る業界団体へのヒアリング調査及び養成研修の受講者に対する相談対応窓口の現状等に関するアンケート調査を実施した。令和7年度は、養成研修の実施とともに修了者を対象とした研修を検討しているほか、専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等の検討に向けて、国家資格制度の概要及び相談対応窓口の現状等に関する調査を実施する予定である。
7	令和5年度（2023年度）に作成・配信開始した生活オリエンテーション（生活ルールやマナー等日本で生活するために必要な基本的な情報の提供、初歩的な日本語学習）動画について、地方公共団体や受入れ機関等における活用を促進するため、生活・就労ガイドブックと連携した当該動画の広報、活用方法の周知等の取組を進める。 〔法務省〕《施策番号7》【ロードマップ6（再掲：73、90）】	法務省	令和5年度に作成・配信開始した生活オリエンテーション動画について、地方公共団体、関係省庁、監理団体、日本語教育機関、支援団体、外国人コミュニティ等の関係機関への周知・広報を随時実施し、動画の活用を促進した。 また、在留申請オンラインシステム等を活用し、申請を行った外国人に直接周知を行っているほか、外国人生活支援ポータルサイト等において、生活・就労ガイドブックとともに広報を行った。この結果、令和7年3月末時点の累計再生回数は約30万回となった。 さらに、関係者ヒアリング等の機会を通じ、関係機関等から動画の活用状況等について聴取している。 令和7年度においては、引き続き動画の活用状況について把握するとともに、動画の周知・広報を行っていく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
8	地方公共団体に対し、生活オリエンテーションに係る地方財政措置の周知を行い、外国人の社会へのスムーズな定着を支援する。 〔総務省〕《施策番号8》【ロードマップ7（再掲：74）】	総務省	会議等の場において、生活オリエンテーションに係る地方財政措置について地方公共団体職員に対して説明を行った。（計10回） 引き続き、会議等の場において、生活オリエンテーションに係る地方財政措置について地方公共団体職員に対して説明を行う。
9	日本国内での生活・就労に必要な日本語能力を、外国語能力判定の国際標準を踏まえつつ確認できるテストとして、独立行政法人国際交流基金において、日本語能力試験（JLPT）の開発・実施で培った知見を活用して新たに開発したC B T（Computer Based Testing）形式による「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）」を、技能試験の実施状況や人材受入れのニーズ等を踏まえ実施を推進する。 〔外務省〕《施策番号9》【ロードマップ9】	外務省	「特定技能1号」で在留する外国人に求める日本語能力として法務省が示した水準に達しているか否かを判定するCBT方式の国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）を開発し、平成31年4月から継続して実施している。令和7年3月末までに、モンゴル、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ミャンマー、ネパール、タイ、インド、スリランカ、ウズベキスタン、バングラデシュ及び日本国内で実施した。（令和7年3月末時点の受験者数累計は166,953人、合格者数累計は77,779人）。今後も、既実施国に加え、試験実施環境が整った国において順次実施する。
10	「特定技能」の在留資格に基づく外国人材の受入れに当たって必要となる日本語教育を現地で効果的に行えるようにするため、独立行政法人国際交流基金が言語教育・評価の国際標準に準拠して作成し、「日本語教育の参照枠」とも考え方を共有する「JF日本語教育スタンダード」を活用しつつ、成人教育を念頭においたカリキュラムと教材「いろいろ 生活の日本語」の開発及び普及を進める。 〔外務省〕《施策番号10》【ロードマップ9】	外務省	国際交流基金においては、日本での生活場面で求められる基礎的な日本語コミュニケーション力をCan-do Statements（「～できる」という課題遂行力を表す形）で記述した、「JF生活日本語Can-do」を開発し、令和元年8月末に公開した。また、「特定技能」を始めとして就労のために来日する外国人が、来日後の当面の生活に支障を来さない程度の日本語能力を習得できる教材として、「JF生活日本語Can-do」に基づく『いろいろ 生活の日本語』（日英併記）を作成、入門、初級1・2をインターネット公開済み。その後、日本語試験実施対象国等の言語版の作成を進め、令和7年3月末までに20言語を公開したほか、利用者に役立つ付属教材・資料も制作・公開した。さらに、『いろいろ』をもとにしたeラーニングコース「いろいろ 日本語オンラインコース」（入門、初級1・2）について、公開済みの日英版、8言語版に加えベンガル語版、ラオス語版を追加、令和6年6月に公開した。 引き続き、『いろいろ 生活の日本語』について、日本語試験実施対象国等の言語版や利用者に資するコンテンツの作成と、各国においてオンラインセミナー等の普及活動を実施する。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
11	現地語を使いながら日本語を教えることができる現地教師の確保・拡大が不可欠であることから、日本から日本語教育の専門家を派遣し、開発したカリキュラムと教材を活用しつつ、効率的・効果的な日本語教育活動が可能な現地教師の育成を進める。 〔外務省〕《施策番号11》【ロードマップ9】	外務省	国際交流基金では、人材受入れのニーズが高い国に日本語教育専門家を長期派遣し、現地教師を対象に、新教材『いそどろ 生活の日本語』やeラーニングコース「いそどろ日本語オンラインコース」を活用した教授方法や各地の状況を踏まえた助言・指導等を、令和元年度から継続して行っている。また、現地日本語教師の訪日研修について、令和6年度は11か国104名の教師に対する集中的な研修を実施した（訪日研修94名、オンライン10名）。 引き続き、日本語教育専門家を派遣しての現地教師への助言・指導等の活動と、現地日本語教師の訪日研修を、招へいによる対面研修に加えて、オンライン研修も活用しながら実施する。
12	各国において外国人が日本語を学べる場を増やすことを目的として、現地の日本語教育機関の活動に対して支援（教材調達、教師の確保等）するとともに、現地教師の日本語の会話能力の向上をサポートし、日本語教育の質を上げるため、日本人支援要員を養成・派遣し教育機関への巡回指導・支援を進める。 〔外務省〕《施策番号12》【ロードマップ9】	外務省	国際交流基金では、人材受入れのニーズが高い国の日本語教育機関の活動に対する支援を、令和元年度から継続して行っている。また、人材受入れのニーズが高い国に日本人支援要員（生活日本語コーディネーター）を長期派遣し、J F T-Basicや日本語教材等の普及、現地日本語教育機関の訪問調査・指導を、令和元年度から継続して行っている。 引き続き、日本語教育機関の支援事業及び日本人支援要員による普及・支援活動を実施する。
13	日本への入国・在留者が増加している東南アジア諸国に加え、他の国々においても、将来にわたって、我が国における生活・就労を希望する外国人材が輩出されるよう、独立行政法人国際交流基金の日本語教育事業を通じて、より多くの国で日本語教育基盤の強化を図るほか、我が国の文化及び社会の魅力発信や交流のための取組を推進する。 〔外務省〕《施策番号13》【ロードマップ9】	外務省	国際交流基金は、東南アジア以外の国々においても、これまでの事業成果を踏まえ、各国の日本語教育基盤に資する事業の実施、世界中の日本語学習者が利用可能な学習教材や信頼性の高い総合的な能力評価のための試験の提供等を、継続して実施している。また、日本語パートナーズ派遣事業、海外における日本映画祭等その他の文化交流事業により、対日関心の喚起と日本理解の推進に取り組んでいる。 引き続き、日本語教育専門家の派遣や訪日研修による各国の日本語教師育成を進めるとともに、101か国(地域)355の日本語教育機関とのネットワークを通じて各国の日本語教育基盤強化を図る。また、日本語パートナーズ派遣事業、公演や展示、映画祭等の多様な文化交流事業の実施を通じ、対面とオンライン双方の強みを生かして日本の魅力を発信する。
14	「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（基本方針）」の具体的施策を含む「日本語教育の推進に関する法律」に基づく取組や、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の施行状況、その他現行の施策の実施状況を踏まえ、更なる日本語教育環境の整備の必要性等について検討する。 〔法務省等関係省庁〕《施策番号14》【ロードマップ10】	法務省	関係省庁と連携しながら、現行の施策の実施状況、日本語教育の実施状況の現状把握に努めている。 引き続き、関係省庁と連携しながら、日本語教育の実施状況の現状把握に努めるとともに、「日本語教育の推進に関する法律」に基づく取組や、本年度施行された「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づく日本語教育機関の認定等を適切に実施するとともに、これらの取組を踏まえた更なる日本語教育環境の整備の必要性等について検討を進める。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
15	放送大学において、外国人向けの基礎的な日本語講座のオンライン配信やアーカイブ放送を全国的に行い、日本語学習の機会を提供する。 〔文部科学省〕《施策番号15》	文部科学省	外国人留学生の視聴も念頭に J I C A と共同で制作した日本の近代史を解説する「日本の近代化を知る」及び「続・日本の近代化を知る」をBS231chで放送した。令和7年度においても放送の継続を予定している。 今後も、放送大学において制作した講座・番組を活用し、引き続き日本語学習の機会を提供する。
16	我が国を訪れる外国人が日常生活、職場等で使用できる日本語を学習できるよう、日本放送協会（NHK）が、提供する日本語教育コンテンツについて、対象言語の拡大や過去のコンテンツの有効利用の促進、ウェブサイトの充実等を進める。また、関係機関（在外公館、地方公共団体、教育機関、関係省庁等）において、必要に応じ当該コンテンツの利用拡大に向けて、我が国を訪れる外国人等に対し周知を実施する。 〔総務省等関係省庁〕《施策番号16》	総務省	N H Kにおいて、引き続き、ラジオ・テレビ・インターネットを通じて、日本語会話の初級講座「やさしい日本語」や職場で使える「Easy Japanese for Work」等を複数言語で放送・配信するとともに、漢字にふりがなを振るなど、分かりやすい日本語のみを使用したニュースサイト「NHKやさしいことばニュース（NEWS WEB EASY）」等を提供中である。 令和7年度以降についてもN H Kにおいて、引き続き日本語教育コンテンツの充実に向けて取組を推進していく。
17	関係省庁・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進していくための会議の開催や、日本語教育に関するポータルサイト（NEWS）の運用等、日本語教育の基盤的取組の更なる推進を図る。 〔文部科学省〕《施策番号17》	文部科学省	令和6年度は日本語教育推進関係者会議を3回開催し、日本語教育の現状について関係者からのヒアリングを実施した。また、日本語教育関係機関が作成・開発し、公表している日本語教育に関する各種コンテンツ（教材、カリキュラム、報告書等）に関する情報を横断的に検索できるシステム「日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）」の運用も引き続き行っている。

令和 7 年 3 月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
18	学校における日本語指導の基本的な指導内容・指導方法を示した手引について周知・活用を図るとともに、同手引の内容を踏まえて作成した教師・支援者向け研修動画や「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を活用し、学校における体系的な日本語指導に関する研修の充実を図る。 〔文部科学省〕《施策番号18》【ロードマップ13】	文部科学省	学校における日本語指導の基本的な指導内容・指導方法を示した手引きについて周知・活用を図り、教師・支援者向け研修動画や「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を活用した。引き続き、手引きや研修動画の活用や「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の自治体への派遣により、学校における体系的な日本語指導に関する研修の充実を図る。
19	令和 5 年度(2023年度)から導入された日本語指導の「特別の教育課程」を編成・実施している事例を収集し、周知・普及を図る。 〔文部科学省〕《施策番号19》【ロードマップ14（再掲：50）】	文部科学省	令和 5 年度（2023年度）から導入した日本語指導のための「特別の教育課程」を編成・実施している事例を収集し、周知・普及を図った。引き続き、事例の周知・普及を図る。
20	出入国在留管理庁が実施している関係者ヒアリング、各地方出入国在留管理局が開催している「出入国在留管理行政懇談会」等において、引き続き地方公共団体、企業、外国人支援団体等幅広い関係者から、外国人に関する共生施策の企画・立案に資する意見を聴取する。また、出入国在留管理庁ホームページに設置している共生施策に係る意見を多言語で受け付ける「御意見箱」等を通じ、外国人個人からも意見を聴取する。 これらの取組により得られた意見について、共生施策の企画・立案・実施に適切に反映させていくこと及び地方公共団体等への支援・連携強化や全国の共生施策に係る取組の情報共有等、外国人の受入れ環境整備に向け、人的体制の整備を図ることで、出入国在留管理庁の外国人材の受入れ環境整備に係る総合調整機能を強化し、引き続き、十全に発揮していく。 〔法務省〕《施策番号20》【ロードマップ15（再掲：67、77）】	法務省	【関係者ヒアリング】 令和 6 年度においては、11回（地方公共団体、学校、国際交流協会、大学教員、民間研究機関、外国人コミュニティなど）のヒアリングを実施し、関係省庁にもヒアリング結果を共有した。 今後も引き続き、幅広い関係者から意見を聴取し共生施策の企画・立案・実施に反映させていく。 【出入国管理行政懇談会】 地方出入国在留管理局において、出入国在留管理行政懇談会を33回実施し（令和 7 年 3 月31日現在）、その結果を踏まえて今後の開催方針等を検討している。 【御意見箱】 「御意見箱」を通じて国民及び外国人から聴取した意見について、定期的にその結果を取りまとめ、共生施策の企画・立案・実施に反映させるため、関係省庁に共有した。 今後も引き続き、聴取した意見を関係省庁に共有するとともに、共生施策の企画・立案・実施に反映させていく。 【外国人の受入れ環境整備のための体制整備】 外国人の受入れ環境整備として、令和 6 年度において、出入国在留管理庁（本庁）政策課外国人施策推進室に法務専門職 1 人を設置し、法務事務官 2 人の配置を行った。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
21	在留外国人の置かれている状況及び在留外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握することを目的とした「在留外国人に対する基礎調査」について、共生施策の企画・立案により資するものとなるよう、これまで実施した調査の結果を踏まえつつ調査を実施する。調査によって得られた結果について、関係省庁に共有し、共生施策の企画・立案・実施に適切に反映させていく。また、今後の共生施策に係るその他の調査の在り方についても検討していく。 〔法務省〕《施策番号21》【ロードマップ15（再掲：67、77）】	法務省	令和6年度においても「在留外国人に対する基礎調査」を9月から10月にかけて実施した。なお、実施に当たっては、回答者の負担を減らすため、設問数の縮減に努めたほか、対応言語にインドネシア語を新たに加えて日本語を含む9言語で調査を実施するなど、回収率の向上に向けた取組を講じた結果、回収率は過去最高の38.9%となった。令和7年3月に調査結果を公表し、関係省庁にも共有した。今後、調査結果を踏まえて共生施策の企画・立案・実施に反映させていく。また、その他の調査についても検討していく。
22	地域において外国人の支援に携わる人材・団体（外国人支援者）の育成を図るべく、外国人に対する生活ガイダンスの実施・各種行政手続に関する情報提供、住宅の確保、生活に必要な日本語の習得の支援、外国人からの相談・苦情への対応等を適切に行うことができるようにするための研修等を行うとともに、適切な支援が行えるよう継続的に情報提供を行う。 また、外国人支援者等の活動の現状・課題を把握するとともに、外国人支援者同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行うことができるよう、外国人支援者のネットワークを構築するとともに、地方出入国在留管理局において、民間支援団体等に対する情報提供・相談対応を行う。加えて、外国人支援者のネットワークの構築を促進するために、ネットワーク構築に係る事例を収集・展開し、併せて外国人が抱える問題についても把握し分析を行う。 〔法務省等関係省庁〕《施策番号22》【ロードマップ16（再掲：28、79）、88】	法務省	令和6年4月、地方出入国在留管理局に対して、外国人支援者等との意見交換等の強化やネットワーク構築に関する指示を行った。 地方出入国在留管理局における外国人支援者のネットワークは、東京（横浜を含む）、大阪（神戸を含む）、名古屋、広島及び福岡で構築されており、同ネットワークを活用して民間支援団体等に対する情報提供・相談対応を行うなど、外国人支援者等と連携しながら、外国人に対する情報伝達の推進を行っている。 引き続き、地方出入国在留管理局の受入環境調整担当官を通じて外国人や外国人支援者等の抱える課題等を把握するとともに、外国人支援者等に対する情報提供を行う。 外国人支援者のネットワークの構築に至っていない地方出入国在留管理局において、重点的にネットワークの構築に努める。
23	入国・在留手続、住民登録、労働雇用等、外国人が安全・安心に生活・就労するために必要な情報を掲載した「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針について、在留外国人に対する情報の伝え方等に係る現状把握及び課題の整理の結果を踏まえ、地方公共団体等の在留外国人向けの情報発信に係る好事例を参考に、掲載方針案を検討する。 〔法務省〕《施策番号23》【ロードマップ17】	法務省	「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」が、利用者にとって活用しやすい媒体になるように掲載方針をまとめたガイドラインについて、他の公的機関の掲載方針等を参考にしつつ検討を行った。 今後、同ガイドライン案を作成し、関係省庁と合意の下、内容の妥当性の検討が終わり次第、公表する予定である。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
24	在留外国人がマイナポータル等を通じて在留手続や災害等の必要とする情報を迅速に入手することができるよう、「外国人生活支援ポータルサイト」とマイナポータルについて、リンクの検証、更なる連携について順次実施するとともに、オーダーメイド型及びプッシュ型の情報発信の在り方について関係省庁と検討し、検討結果を基に順次実施する。 〔法務省〕《施策番号24》【ロードマップ18（再掲：85）】	法務省	在留外国人が必要とする情報を迅速に入手することができるよう、オーダーメイド型及びプッシュ型の情報発信の在り方について検討を行い、全国の地方出入国在留管理官署において在留資格に関する申請を行った外国人に交付している申請受付票に「外国人生活支援ポータルサイト」につながる当庁ＨＰの二次元バーコードを掲載し、周知を行った。また、在留申請オンラインシステムで申請を受け付けた際に利用者に送付する通知メールにおいても「外国人生活支援ポータルサイト」等のＵＲＬを記載した。 令和7年度においても、在留外国人が必要とする情報を入手することができるよう、情報発信の在り方について引き続き検討を行う。
25	法律トラブルについては、日本司法支援センター（法テラス）における通訳業者を介した三者間通話により法制度や相談窓口等の情報提供を行う 「多言語情報提供サービス」（10言語）について、より一層外国人利用者への適切な対応に努めるとともに、多国籍化に対応した言語数の確保等更なる利便性の向上を図るほか、民事法律扶助を含めた法テラスの多言語での法的支援について、外国人支援機関等と連携を強化し、適切な実施と積極的な周知・広報を行う。 〔法務省〕《施策番号25》【ロードマップ19、29】	法務省	法テラスにおいて、令和5年度に行った多言語情報提供サービス利用者の認知媒体等に関する調査により判明した、認知媒体はインターネットが最も多いとの結果に基づき、令和6年度は、法テラスホームページの外国人向けのページ（For Foreign Nationals）をより分かりやすく修正するなど、広く外国語話者等に情報が周知されるよう努めた。 また、各地の外国人支援を行う関係機関等に対する業務説明を実施したほか、同機関等を指定相談場所に指定し、同機関等と共同で合同相談会を実施するなど、外国人が法テラスによる支援を適切に利用できるよう相談体制の整備を進めるとともに、外国人支援者向けセミナーも計画どおり実施した。 令和7年度以降も、引き続きＨＰ・ＳＮＳを通じて「やさしい日本語」を含む複数の言語で情報発信するなどして、多言語情報提供サービスの利用件数の増加を図るとともに、各地の外国人支援を行う関係機関等に対する業務説明や、外国人向け法律相談の実施体制の整備を進める。 さらに、引き続き外国人支援者向けセミナーを開催し、支援者等を介在した外国人の法テラス利用の拡大につなげる。
26	安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報（在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等）を掲載した「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、電子版（16言語版及びやさしい日本語版）をポータルサイトに掲載しているところ、今後も関係省庁連携の下、必要に応じてその内容を拡充する。 〔法務省（外務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁）〕《施策番号26》	法務省	関連府省庁連携の下、「生活・就労ガイドブック」第6版の多言語版については、ロシア語及びフランス語を追加し、やさしい日本語を含む19言語で公開した。 日本語版及びやさしい日本語版について、情報を更新した第7版を作成した。 引き続き、関係府省庁連携の下、情報を最新の内容に更新するため改訂作業を行っていく予定である。
		外務省	令和4年11月、入管庁からの依頼により、在外公館のウェブサイト「生活・就労ガイドブック」へのリンクを掲載し、周知を行っている。 引き続き、在外公館を通じ、「生活・就労ガイドブック」の周知・広報を行う。
		厚生労働省	「生活・就労ガイドブック」の作成・改訂に当たり、出入国在留管理庁に協力した。引き続き、内容の拡充や、外国人本人にとっても理解しやすい内容となるよう、協力する。
		警察庁	・「生活・就労ガイドブック」の作成・改訂に当たり、出入国在留管理庁に協力した。 ・引き続き、本施策について出入国在留管理庁に協力する。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
27	外国人向けの行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進める。 〔全省庁〕《施策番号27》	全省庁	【法務省】 出入国在留管理庁ホームページにおいて、外国人に向けた行政情報・生活情報の掲載を継続しているほか、多言語及びやさしい日本語で掲載するよう進めている。 引き続き、ホームページの多言語化及びやさしい日本語での情報提供を進めていく。
			【総務省】 行政相談を案内する多言語リーフレットを全17言語の外国語及びやさしい日本語で作成し、全国の行政相談窓口などに備え置き・配布を行うとともに、総務省ホームページや外国人生活支援ポータルサイトに掲載した。今後も、新たに必要性が認められる言語があれば追加することを検討する。また、令和6年3月26日から、住民からの問合せニーズが多い行政分野を中心に、国・地方ともに共通的に問われ、統一的に回答できる「国・地方共通相談チャットボット」(Govbot)の提供を開始した。外国人からの様々な照会に対応するため、日本語のほか英語・中国語・ベトナム語など15カ国語に翻訳する機能を有しており、順次、対象分野の拡充、問い・回答の追加等に取り組む。
			【国税庁】 確定申告関係書類について、【英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語】版を作成し、令和6年12月から令和7年1月にかけて国税庁ホームページに掲載した。 また、年末調整関係書類について【英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語】版を作成するとともに、年末調整関係書類の記載例について【ウクライナ語】版を作成し、これらを令和6年9月に国税庁ホームページに掲載した。 令和7年度においても、外国人納税者のニーズを見極めつつ、確定申告関係書類、年末調整関係書類及び源泉徴収制度等に関するパンフレットを多言語で作成し、国税庁ホームページに掲載することに取り組む。
28	外国人向けに、外国人支援や共生社会で目指す社会の在り方等の情報発信を映像メディア等を活用し、引き続き実施する。 外国人に対する行政・生活情報の提供に当たっては、SNS等の情報発信ツールやメール配信サービスを利用し、各外国人が情報サービスの享受を確実に実感できる環境づくりを進める。 〔法務省〕《施策番号28》	法務省	出入国在留管理庁ホームページ及びYouTubeにおいて、外国人の受入れ及び共生に関する取組や外国人在留支援センターの案内動画等を継続して掲載している。また、X（旧ツイッター）、フェイスブック及びメール配信サービスを利用し、外国人に対する行政・生活情報のほか、出入国及び在留手続に関する情報や在留支援に関する情報等を、日本語・やさしい日本語・英語など多言語で随時発信している。 引き続き、SNS等の情報発信ツールやメール配信サービスを利用し、行政・生活情報を随時発信していく予定。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
29	外国人に対する行政・生活情報の提供に当たっては、SNSを利用することも想定した対応を推進する。 〔全省庁〕《施策番号29》	全省庁	【法務省】 X（旧ツイッター）やフェイスブックを利用し、外国人へ向けた行政・生活情報の発信を随時行っている。 引き続き、外国人に対し、X（旧ツイッター）やフェイスブックを利用した行政・生活情報の発信を行う。
			【総務省】 行政相談のX（旧ツイッター）において、相談窓口に関する外国人向けの情報を、英語及びやさしい日本語で発信しており、内容を適宜更新しながら、引き続き発信を続ける。
30	難民、補完的保護対象者及び第三国定住難民の地域における共生が進むよう、これらの外国人やその関係機関等に総合的対応策の各施策を周知・啓発する。 〔法務省〕《施策番号30》	法務省	条約難民等の地域における共生の促進に向けて関係機関との意見交換を実施している。 また、条約難民等に対する周知・啓発の実施に関し、各地方出入国在留管理官署の受入環境調整担当官に対して本施策について改めて周知するとともに、第三国定住難民の受入れの最新状況に関する資料を共有している。 引き続き、関係機関等との連携を図りながら、総合的対応策に掲げられた施策の周知・啓発を行っていく。
31	外国人が容易に我が国の警察に係る制度、活動等に関する情報を入手できるようにするため、外国語による掲載情報の拡充を図るなど、ウェブサイトに掲載するコンテンツの見直しを継続的に行い、情報発信を強化する。 〔警察庁〕《施策番号31》	警察庁	・警察庁ウェブサイト（英語版）に掲載するコンテンツを拡充したほか、より伝わりやすい外国語表現の使用に努めるなど、外国語による情報発信の強化を図っている。 ・引き続き、ウェブサイトに掲載するコンテンツの見直しを継続的に行い、情報発信の強化を図る。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
32	防災・気象情報に関する用語を15言語で作成した多言語辞書について民間事業者のアプリやウェブサイト等における活用を促すとともに、災害時情報提供アプリや気象庁ホームページについて、関係機関のホームページやポスター等を活用して、周知することにより防災・気象情報の多言語化を推進する。 さらに、こうしたアプリ等については、多言語化を進めている出入国在留管理庁ホームページにも掲載し、日本語を解さない人でも理解できるよう、周知・普及促進を図る。 加えて、これまで作成した多言語ポスターやリーフレット等について、様々なチャネルを活用した周知・普及促進を図る。 〔内閣府（防災担当）、法務省、総務省、国土交通省〕《施策番号32》	内閣府 (防災担当)	【内閣府（防災担当）、法務省、総務省、国土交通省】 防災・気象情報に関する用語を15言語で作成した多言語辞書について民間事業者のウェブサイトやアプリ等における活用を促すとともに、災害時情報提供アプリや気象庁ホームページにおいて多言語で情報を発信した。 また、こうしたアプリ等について、関係機関のホームページやポスター等を活用した周知や、多言語化を進めている出入国在留管理庁ホームページにも掲載して日本語を解さない人でも理解できるような周知・普及促進を行ったほか、各都道府県に対して、在留外国人が住民登録を行う機会等を活用して積極的な周知を図るよう呼びかけを実施することにより防災・気象情報の多言語化を推進した。 加えて、災害時情報提供アプリの普及促進のため、駐日外国公館に対する働きかけや、海外インフルエンサーを活用したSNS上での周知活動を実施した。 引き続き、これまで作成したポスターやリーフレット等について、様々なチャネルを活用した周知・普及促進を図る。
		法務省	
		総務省	
		国土交通省	
33	災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」について、令和6年度（2024年度）を目標に都道府県及び指定都市での養成を図るなど、平成30年度(2018年度)から実施している養成研修を引き続き実施する。 〔総務省〕《施策番号33》	総務省	令和6年度に「災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修」を実施しており、現在、192名となっている。 今後も、引き続き、同研修を実施する。
34	災害発生時の在京大使館等との連携強化を図るため、在京大使館等を対象とする防災施策説明会を実施する。また、災害時における関係省庁の情報提供ウェブサイト等を自国民に対して周知するよう要請する。 〔外務省〕《施策番号34》	外務省	令和6年11月15日に東京都との共催で在京大使館や国際機関等の防災担当者を対象に防災施策説明会を実施した（参加者は105名）。 今後も防災施策説明会を実施し、説明会の中では特に、災害時における関係省庁の情報提供ウェブサイト等を自国民に対して周知するよう要請する。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
35	在留外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・こどもの教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体（複数の地方公共団体が広域連携により実施する場合を含む。）が情報提供及び相談を行う一元的な窓口を整備・運営するための支援を実施している。 引き続き、同相談窓口における通訳の配置・多言語翻訳アプリの導入による多言語対応（11言語以上）等の相談体制の整備・拡充の取組を外国人受入環境整備交付金により財政的に支援するとともに、地方公共団体からの意見・要望等を整理し、一元的相談窓口の事業内容の実態把握、分析・検証を行い、交付金の見直し等、一元的相談窓口の設置を促進するための方策について検討する。 また、地方公共団体及び関係行政機関が一元的な窓口における業務を円滑に実施することができるよう、地方公共団体職員等に対し、相談業務に関する研修等を行い、その知識の更なる涵養を図る。さらに、地方出入国在留管理官署職員等を地方公共団体の要望を踏まえて派遣するなどし、出入国及び在留の手続に係る相談にも一元的に応じる。 加えて、地方公共団体等への支援・連携強化や全国の共生施策に係る取組の情報共有等、外国人の受入れ環境整備に向け、既存体制の見直しを含め、必要な人的体制の整備を図るとともに、地方公共団体の担当者をはじめ、一元的相談窓口の相談員同士の意見交換等の場を設けるなどすることにより、地方公共団体に対する支援活動、地域における情報収集等を充実・強化する。 さらに、地方公共団体の利便性向上に資するため、収集した相談事例等について、データとして提供することを含め、有効な活用方法について検討する。 その他、外国人育成就労機構が支援・保護業務や相談援助業務を適切に行うための体制の整備に努めるとともに、育成就労外国人からより広く認知されるための取組を進める。 〔法務省、厚生労働省〕《施策番号35》【ロードマップ20、21】	法務省	地方出入国在留管理局に受入環境調整担当官を配置し、地方公共団体の担当者をはじめ、一元的相談窓口の相談員同士の意見交換等を行い、地域における情報収集等を行った。また、地方出入国在留管理局において、地方公共団体等への講師派遣や相談業務に関する研修等を実施した。 令和6年11月、一元的相談窓口等における相談対応事例を地方公共団体に共有し、地方公共団体の利便性向上に資する取組を行った。 引き続き、地方公共団体の要望を踏まえ、地方公共団体が運営する外国人向けの相談窓口に入管職員を研修講師や相談員として派遣する。 一元的相談窓口等における相談対応事例を地方公共団体に共有する。 受入環境調整担当官が主体となり、地域の地方公共団体担当者等と相談対応における事例研究を含む意見交換会を少なくとも年1回開催する。
		厚生労働省	地方公共団体による一元的相談窓口の設置・拡充又は運営の取組を財政的に支援するために外国人受入環境整備交付金を交付している。なお、令和6年度から一元的相談窓口の安定的な運営を担保することを目的として、継続して窓口を運営する場合における交付限度額の決定に係る外国人住民数の基準に関する規定の改正を行った。また、一元的相談窓口設置・運営ハンドブックについて地方公共団体から収集した情報を反映した改訂を実施するなど、一元的相談窓口の効果的な活用等についての情報提供の取組を進めた。 引き続き、これまでの一元的相談窓口の設置状況や交付金の活用状況等を検証の上、効率的・効果的な予算執行を行えるよう交付金制度の見直し等を図りつつ、一元的相談窓口の設置を促進するための方策について検討していく。 外国人育成就労機構は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）の施行にあわせ、外国人技能実習機構を改組して設立することとしている。施行に向けて、必要な体制整備及び育成就労外国人からより広く認知されるための取組について引き続き検討していく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
36	「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」（平成30年（2018年）7月24日閣議決定）において、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとされたことを受け、留学生の受入れ促進・就職、高度外国人材の受入れ促進、外国人材・家族の人権擁護、法律トラブル、査証相談、労働基準・労働安全衛生等、地方を含む外国人の雇用促進等に対する支援等の施策を一括して実施することにより、効果的・効率的な支援を可能とするため、各機関の関係部門を集約させた外国人の在留支援に関する拠点として外国人在留支援センター（F R E S C／フレスク）を令和2年（2020年）7月に開所したところである。同センターにおいて、引き続き、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修を行うとともに、地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援を実施し、その実施状況等を踏まえ、効果的な実施方法等通訳支援の在り方について検討する。 また、同センターにおいて、外国人からの相談対応のほか、入居機関をはじめとした関係機関が連携・協力し、外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー、講演会、説明会等を開催する。さらに、同センターでの取組によって得られた経験や有益と考えられる事例等を地方機関に情報提供するとともに、同取組を各地域に展開していくため、関係省庁間で「外国人在留支援センター（F R E S C）の取組の地域への展開について」（令和4年（2022年）8月8日）の申合せを行った。当該申合せを踏まえ、国の地方支分部局同士の効果的な連携・協力の在り方を検討する。加えて、地方出入国在留管理局と、地域における関係機関が連携・協力して、合同相談会等を実施し検証する。あわせて、同センターは、相互交流事業を行う独立行政法人国際交流基金や、独立行政法人国際観光振興機構と連携を図る。 〔法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省〕《施策番号36》【ロードマップ22、27】	法務省	F R E S Cの関係省庁間における「外国人在留支援センター（F R E S C／フレスク）の取組の地域への展開について」（令和4年8月8日）の申合せに基づき、関係省庁の各地方支分部局等の窓口連絡先及び所管事項説明資料を更新して再度共有した。また、地方出入国在留管理局と、地域における関係機関が連携・協力して、合同相談会等を実施しており、出入国在留管理庁のホームページ、公式SNSなどで開催の周知を行っている。加えて、今年度は横浜市みなとみらい地区において、外国人向けの新たな相談連携体制を構築したり、福岡県が設置した新たな外国人向け相談窓口に職員の定期派遣を開始した。 地方公共団体に対して、通訳支援に関するアンケートを実施し、その結果や通訳支援登録・利用状況等について分析・検証を行い、効果的な実施方法等通訳支援の在り方について検討している。 地方公共団体の要望を踏まえ、通訳支援の応答（通訳）率を高くすることなどを目的に、オペレーターの増員、通訳支援実施時間帯を1時間延長することなどを検討している。 引き続き、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修を行うとともに、地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援を実施し、その実施状況等を踏まえ、必要かつ可能な通訳支援を実施する。
		外務省	国際交流基金においては、日本国内での生活・就労に必要な日本語能力を確認できるテスト「国際交流基金日本語基礎テスト（J F T -Basic）」や、国際交流基金が開発した日本語教材の広報用資料を外国人在留支援センター（F R E S C／フレスク）に提供し、同センターを利用する外国人向けに情報提供を行うことで連携を図っている。引き続き、外国人在留支援センター（F R E S C／フレスク）と外国人向けの情報提供等を通じた連携を行う。
		厚生労働省	令和4年8月8日付けの関係省庁間での申合せ（「外国人在留支援センター（F R E S C）の取組の地域への展開について」）を踏まえ、地方支分部局等間の連携・協力体制の強化を図るための取組を進めるとともに、東京外国人雇用サービスセンターにおいて、高度外国人材や留学生等のニーズに応じたきめ細かな就職支援や、入居機関と連携し就職面接会や求職者向け就職支援セミナー等を開催している。また、留学早期からその後の就職・定着まで一貫した就職支援を行っている。引き続き、入居機関と連携し就職面接会や求職者向け就職支援セミナー等を開催するとともに、留学生の国内就職・定着に向けた就職支援を促進していく。
		経済産業省	日本貿易振興機構（J E T R O）においては、外国人在留支援センター（F R E S C／フレスク）にて高度外国人材の採用、育成、定着などに関する個別企業への相談対応を行うとともに、伴走型支援を活用する企業向けに、同センター入居各機関と連携し、「育成定着」等に関するオンラインセミナーを開催している。また、東京外国人雇用サービスセンターなど入居機関との連携の下、国内の留学生や国外の外国人材向けに合計3回の合同企業説明会をオンラインで開催した。引き続き関係省庁の各地方支分部局等間の連携・協力体制を図っていくために同じ地域の地方支分部局等同士で、可能なところから連携を進める。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
37	多言語翻訳技術については、令和7年（2025年）大阪・関西万博も見据え、日常生活・行政手続・観光等の場面に加え、ビジネスや国際会議等での議論の場面も含め、日本人と外国人及び外国人同士でストレスなく十分なコミュニケーションを可能とするため、A I による同時通訳の実現に取り組むとともに、平成31年(2019年)4月の出入国管理及び難民認定法の改正も踏まえ、特定技能外国人を含め、在留外国人に対応する観点やウクライナ避難民に対応する観点等から重点対応言語を21言語に拡大し、併せて翻訳精度の向上を図る。 〔総務省〕《施策番号37》【ロードマップ23】	総務省	重点対応言語の拡大を図るとともに、各技術課題に係る研究開発目標を達成することにより同時通訳技術を確立。 上記にて確立した同時通訳技術について、2025年の大阪・関西万博において実証し、同時通訳技術の製品・サービス化を促進する。
38	電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの周知、都道府県内の多様な関係者が連携し地域固有の事情を共有・解決するための対策協議会の設置等を通じて、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進める。 〔厚生労働省〕《施策番号38》【ロードマップ24】	厚生労働省	予算事業を通じて、医療機関による電話通訳の利用促進、都道府県における対策協議会等の設置支援を行うとともに、既に作成済みの「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」及び「地方自治体のための外国人患者受入れ環境整備に関するマニュアル」について周知を行った。 引き続き、予算事業の実施、マニュアル周知及び必要に応じた改訂を検討・実施することにより、医療機関における外国人患者受入れ環境整備を進める。
39	地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関における医療通訳者や医療コーディネーターの配置、院内の多言語化に係る支援等を通じ、外国人患者受入れ環境の整備を進める。 〔厚生労働省〕《施策番号39》【ロードマップ24】	厚生労働省	予算事業を通じて、地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関への医療通訳者や医療コーディネーターの配置支援や多言語化資料の言語数を追加するとともに、地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関のリストについて、年2回（令和6年6月及び12月）更新した。 引き続き、予算事業の実施やリストの更新を行うことにより、医療機関における外国人患者受入れ環境整備を進める。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
40	医療機関における多言語対応のため、外国人患者等の受益者の適切な費用負担の下、電話通訳の利用促進を図り、全ての医療機関における外国語対応を推進する。通訳・翻訳に係る費用を患者に請求できることを知らない医療機関もあることから、これらの費用を請求することも可能であることを引き続き周知する。 〔厚生労働省〕《施策番号40》【ロードマップ24】	厚生労働省	予算事業を通じて、医療機関による電話通訳の利用促進を図るとともに、通訳・翻訳に係る費用を患者に請求できることを周知するため「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」の周知を行った。 引き続き、予算事業の実施やマニュアル周知により、医療機関における外国人患者受入れ環境整備を進める。
41	「医療通訳認証の実用化に関する研究」の成果も踏まえ、既に作成済みの「医療通訳育成カリキュラム・テキスト」を必要に応じて改訂し、医療通訳の養成の促進及び質の向上を図る。 〔厚生労働省〕《施策番号41》【ロードマップ24】	厚生労働省	「医療通訳認証の実用化に関する研究」による成果（医療通訳育成カリキュラム・テキスト）について、引き続き厚生労働省ホームページにおいて周知を行った。 引き続き、医療通訳育成カリキュラム・テキストを厚生労働省ホームページにおいて周知するとともに、必要に応じた改訂を検討・実施することにより、医療通訳養成の促進及び質の向上を図る。
42	過去に医療費の不払等の経歴がある外国人観光客に対し、厳格な審査を実施することにより、新たな医療費の不払の発生を抑止する。 高額な医療費に係る未収金の発生等を踏まえ、キャッシュレス決済等による医療費の円滑な支払確保等を推進する。特に、特定技能外国人の受入れに当たっては、法務省が作成するガイドライン等を周知することにより、特定技能1号外国人を雇用する事業所に対し、医療通訳雇入費用等をカバーする民間保険への加入を推奨する。 〔厚生労働省（経済産業省）、法務省〕《施策番号42》【ロードマップ24】	厚生労働省	出入国在留管理庁と連携し、過去に医療費不払等の経歴がある外国人観光客に対して次回入国時の厳格な審査を実施するために必要な情報収集の仕組みを構築し、令和3年5月から運用しており、令和6年度においても当該仕組みの周知及び運用を行った。 引き続き、出入国在留管理庁と連携し当該取組の周知及び運用を推進することにより、外国人観光客による医療費不払の発生抑止に努める。
		経済産業省	キャッシュレス決済の推進に取り組んでおり、キャッシュレス決済比率は堅調に上昇している。 関係者と連携しつつ、引き続きキャッシュレス決済の更なる普及促進を行う。
		法務省	医療費の不払等の経歴がある外国人が日本に入国する際に厳格な審査を実施するための仕組みを構築して運用を行っており、本取組を継続して実施する。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
43	消費者トラブルについて、外国人が安全・安心な利用・契約等ができるよう、「地方消費者行政強化交付金」による支援を通じて、消費者ホットライン188を通じた全国の消費生活センター等における消費生活相談について、地域の実情に応じて多言語対応の充実を図るほか、国民生活センターが設置した電話相談窓口「訪日観光客消費者ホットライン」において多言語対応を推進し、8言語を別途に対応の拡大を目指す。 〔消費者庁〕《施策番号43》【ロードマップ25】	消費者庁	「地方消費者行政強化交付金」により、訪日・在日外国人に対応した消費生活相談窓口の整備等に積極的に取り組む地方公共団体を支援した。 引き続き、「地方消費者行政強化交付金」を通じて、地方公共団体における訪日・在日外国人向け相談窓口の整備等を支援し、地域における消費生活相談体制の充実を図る。 また、国民生活センターが設置した電話相談窓口「訪日観光客消費者ホットライン」において7言語での多言語対応を行うとともに、同ホットラインの専用サイト上で訪日観光客向けにFAQコンテンツ等による情報提供を行った。さらに、窓口電話番号記載の周知用カードを全国の地方公共団体やJNTO認定外国人観光案内所等に設置し、窓口周知を行った。今後、相談動向を踏まえ、8言語での対応についてその要否も含めて引き続き検討していく。
44	多言語自動音声翻訳の利用促進の観点も踏まえ、一元的相談窓口をはじめ、外国人と接する機会の多い行政機関の相談窓口においては、自動翻訳アプリ等を活用しながら、外国人の相談ニーズに適切に対応できる多言語対応を進めるとともに、相談窓口の実情を踏まえ、相談体制の整備・充実について検討し、検討結果を踏まえて順次整備等を図る。 〔全省庁〕《施策番号44》【ロードマップ26】	全省庁	【法務省】 一元的相談窓口における多言語対応を進めるため、自動翻訳アプリの活用による相談対応も外国人受入環境整備交付金の交付対象としている。 引き続き、外国人受入環境整備交付金を通じて地方公共団体における一元的相談窓口の整備・運営を支援する。 【総務省】 全国50か所の総務省行政相談センターの相談窓口「きくみみ」に、多言語自動音声翻訳機器及び翻訳アプリを導入したタブレット端末を配備し、外国人からの相談の初期対応や広報活動に活用している。 また、令和4年度から、全国の行政相談センター職員及び行政相談委員を対象に、やさしい日本語や翻訳アプリ等の活用方法をはじめとする外国人相談対応について研修を実施して相談体制の充実を図っており、令和6年度までに、6管区において9回開催し、行政相談委員約310名、職員約60名が参加した。当該研修を受講した職員や行政相談委員が中心となって、やさしい日本語や翻訳アプリ等の活用方法を同僚の職員や委員に伝える、外国人対象の防災訓練を行うなどの動きが全国各地で広まっており、今後も、そのような取組の拡大を図っていく。
45	失業等による経済的困窮や言語・習慣等の違いによる地域社会からの孤立等に対する支援ニーズに対応するため、地域の実情に応じて、外国籍の生活困窮者に対するきめ細かな相談支援を行う。 〔厚生労働省〕《施策番号45》	厚生労働省	外国籍の生活困窮者の支援ニーズに対応するため、これまで生活困窮者自立支援制度を紹介する外国語パンフレットの作成・配布等を行った。 引き続き、生活困窮者自立支援制度において、外国籍の方を含めた生活困窮者への支援を行っていく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
46	我が国で暮らす外国人が希望すればワクチン接種を受けられるよう、ウェブサイトなどを利用して周知活動を展開する。また、地方出入国在留管理局において、地方公共団体等と連携・協力し、ワクチン接種券の見方や地方公共団体への連絡等に苦慮している場合など、個別相談に応じることに より、それぞれの外国人が抱えた困りごとの解決を支援する。 さらに、厚生労働省の電話相談窓口において多言語による対応を行う等により、引き続き外国人のワクチン接種に関する相談体制を確保する。 〔法務省、厚生労働省等関係省庁〕《施策番号46》	厚生労働省	【法務省、厚生労働省】 地方出入国在留管理局において、外国人が抱えた困りごとの解決を支援するために必要な相談体制を整えている。 引き続き、我が国で暮らす外国人が抱えた困りごとの解決を支援するために、必要な相談対応を行う。 【周知活動の展開について】 在留外国人がワクチン接種に係る情報を入手できるように、公益財団法人予防接種リサーチセンターのウェブサイトにおいて、多言語の予防接種に関する説明パンフレットを掲載するとともに、各ワクチンについて多言語版の予診票を作成・掲載した。 我が国で暮らす外国人のワクチン接種について、引き続き、ウェブサイトなどを利用し、必要な情報提供等を行うとともに、地方公共団体等と連携・協力し、接種体制の確保に努める。
47	外国人からの119番通報や外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、電話通訳センターを介した同時通訳の体制整備を進める。 外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、外国人傷病者とのコミュニケーションを支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入の促進を図る。 〔総務省〕《施策番号47》	総務省	外国人からの119番通報時及び外国人のいる救急現場での活動時等において、電話通訳センターを介して、主要な言語において迅速かつ的確に対応する。令和7年1月1日現在720消防本部のうち673消防本部（93.5%）が導入している。消防庁では全ての消防本部で導入することを目標に取り組んでいる。 外国人のいる救急現場での活動等を支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入状況は、令和7年3月末時点で、720消防本部中690消防本部（95.8%）となっており、平成29年1月の提供開始から年々増加している。引き続き、導入・活用状況等を把握し、全国の消防本部へ導入することを推進する。
48	共生社会実現に向けてやさしい日本語の普及を図るため、令和2年(2020年)に策定したやさしい日本語の書き言葉に焦点を当てた「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」や、令和4年（2022年）に取りまとめた「話し言葉のポイント」を踏まえつつ、十分に日本語を活用できない外国人に対し、やさしい日本語によって必要な生活・行政情報等を迅速かつ的確に提供し、相談に対応できるよう、地方公共団体職員向けにやさしい日本語の研修を行うとともに、やさしい日本語の普及に向けた効果的な研修方法や研修用教材の開発、やさしい日本語の書き換え例の追加に関する検討及び追加を行い、関係省庁と連携して、やさしい日本語の普及を促進する。 〔法務省、文部科学省〕《施策番号48》【ロードマップ31、32】	法務省 文部科学省	【法務省、文部科学省】 ・やさしい日本語の研修用教材の開発、やさしい日本語への書き換え例の追加、やさしい日本語研修教材例の検証について、有識者会議を開催し検討を行い、やさしい日本語研修教材例の補助教材となるやさしい日本語研修用動画を作成した。 ・今後は、やさしい日本語研修用動画について、ＨＰやＳＮＳ等で周知を図っていく。 ・開発した研修用教材を用いて、地方出入国在留管理局の受入環境調整担当官が地方公共団体職員等へ研修を実施するよう体制を整備していく。 ・普及については、「外国人材受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」において、地方公共団体による地域日本語教育の体制づくりの一環として、日本語教室等に参加する日本語学習支援者等に対する研修をはじめとしたやさしい日本語の活用等の支援を継続して実施している。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
49	我が国に在留する外国人の増加と多様化が進む中、情報の受け手である外国人の「やさしい日本語」に対するニーズは高まっている。これを踏まえ、既存のやさしい日本語の翻訳ツール等の活用や、やさしい日本語の言い換え例を充実させていくことにより、外国人の利便性の向上や国民と外国人との相互理解を促進するとともに、日本人へのやさしい日本語の認知度向上のための検討を行う。 〔法務省〕《施策番号49》	法務省	既存のやさしい日本語の翻訳ツール等の活用や、やさしい日本語の書き換え例の充実について、実現の可能性を検討した。 情報の受け手である外国人の利便性の向上や国民と外国人との相互理解を促進するため、やさしい日本語の翻訳ツール等の活用、書き換え例の充実について引き続き可能性を検討していく。
50	外国人の妊産婦が、日本において母子保健情報を円滑に入手し活用することで安心して出産・子育てが出来るように、母子保健の入口である母子健康手帳を多言語化したところ、引き続き、それを活用した効果的な支援方法等について、自治体へ周知する。 〔こども家庭庁〕《施策番号50》	こども家庭 庁	令和4年度の「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」において、外国人家庭等の多様性に配慮したわかりやすい情報提供の充実について取りまとめを行い、令和5年度の「母子保健情報発信コンテンツ作成事業」にて、日本語版母子健康手帳の新たな記載内容、様式に合わせた多言語版の母子健康手帳の作成を行った。多言語版母子健康手帳等は、こども家庭庁の運営する「母子健康手帳情報支援サイト」内に掲載し、引き続き周知を行う。
51	外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市区町村が実施する「利用者支援事業」における多言語対応を促進し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組について、引き続き推進する。また、保育施設における外国人乳幼児の円滑な受入れ支援に引き続き取り組む。 〔こども家庭庁〕《施策番号51》	こども家庭 庁	令和元年度予算において、利用者支援事業で多言語対応に関する加算を創設し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を令和6年度も実施している。引き続き、当該事業で多言語対応に関する加算を実施し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を実施する。 家庭支援推進保育事業について、要件を満たす保育所については、保育士の代わりに、受け入れる外国人の文化・慣習等に精通した方など、外国人家庭に対する支援を適切に実施できる職員（非常勤可）を1名配置することができるよう拡充している。 また、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳を行う保育支援者の配置（保育体制強化事業）、外国人のこどもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助しており（保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業）、引き続き必要な支援に取り組む。
52	国籍を問わず、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て中の親子の親子同士の交流の場の提供や子育てに関する相談・援助等を行う地域子育て支援拠点事業を実施する地方公共団体を支援する。 〔こども家庭庁〕《施策番号52》【ロードマップ33】	こども家庭 庁	・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて数値目標を設定。（※令和3年度以降は、重層的支援体制整備事業にかかる実施箇所数を含む） ・地方公共団体に対し、地域子育て支援拠点事業の実施に要する費用の補助を行うとともに、外国人の子育て家庭が地域子育て支援拠点をより円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等の導入を支援している。 ・引き続き地域子育て支援拠点事業を実施する地方公共団体を支援する。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
53	保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）等を踏まえ保育所等における外国籍の子どもへの配慮や保育所等から小学校への切れ目のない支援について、保育所等において、外国籍家庭等に対する適切な支援が行われるよう引き続き取り組む。また、放課後児童クラブにおいて、「放課後児童対策パッケージ」（令和5年（2023年）12月25日）を踏まえ、日本語能力が十分でない児童へ適切な支援がなされるよう引き続き取り組む。 〔こども家庭庁〕《施策番号53》	こども家庭 庁	・保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）等を踏まえ、外国籍のこどもへの配慮や保育所等から小学校への切れ目のない支援など、保育所等において、外国籍家庭等に対する適切な支援が行われるよう引き続き取り組む。 ・放課後児童クラブについては、外国人の利用者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための初期費用の一部を補助している。 また、「放課後児童対策パッケージ2025」（令和6年（2024年）12月27日）を踏まえ、引き続き、翻訳等を行う育成支援の周辺業務を担当する職員配置に対して財政支援に取り組む。
54	外国籍等の子どもの日本語学習機会の提供を促進するため、幼児教育・保育の無償化について、引き続き、広報、周知する取組を推進する。また、高校及び大学の修学支援制度についても、引き続き、広報、周知する取組を推進する。 〔こども家庭庁、法務省、文部科学省〕《施策番号54》	こども家庭 庁	幼児教育・保育の無償化については、HPを更新し、多言語による広報、周知を行っており、引き続き必要な取組を推進していく。 https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/mushouka/about
		法務省	こども家庭庁と協力して作成した幼児教育・保育の無償化に係るリーフレット及び文部科学省と協力して作成した高校及び大学の修学支援制度に係るリーフレットについては、英語版及びやさしい日本語版も作成した上で、引き続き、外国人生活支援ポータルサイトに掲載しているほか、SNS及び出入国在留管理庁メール配信サービスによる情報発信、受入環境調整担当官による関係機関等への情報提供など、広報、周知を行っている。 引き続き、外国人生活支援ポータルサイト、SNS、関係機関等を通じ、広報、周知する取組を行っていく。
		文部科学省	外国人生活支援ポータルサイトにおける修学支援制度の広報、周知に関し、出入国在留管理庁に協力した。引き続き、出入国在留管理庁と協力して対応する。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
55	外国人児童生徒の就学機会が適切に確保されるよう、多言語化にも対応した、地方公共団体における就学案内の徹底や就学ガイドブックの作成・配布等による就学促進のための取組の促進を図るとともに、必要に応じ、内容の更新を行う。また、地方公共団体が講ずべき事項に関し、令和2年(2020年)7月に文部科学省が定めた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を踏まえ、住民基本台帳等に基づく学齢簿の編製の際に、外国人の子どもの就学状況についても一体的に管理・把握することをはじめ、就学状況も含めた外国人児童生徒の就学実態の把握、学校への円滑な受入れ等を推進する。さらに、「外国人の子供の就学状況等調査」を継続して実施し、地方公共団体における取組の有無、就学状況に係る課題の整理、先進的な取組事例の収集・普及を行うことで、地方公共団体の関係部局や関係機関による一体的な取組を促進するとともに、国内の各国大使館・総領事館にも情報提供を行う。学齢簿の編製に関しては、デジタル・ガバメント実行計画に基づき、文部科学省において学齢簿システムの標準仕様書3.0版を令和6年(2024年)3月に作成したところ、当該仕様書に外国人の子どもの就学に関する事項を盛り込んでいる。令和7年度(2025年度)末までに地方公共団体における住民基本台帳システムとの連携を行うことで外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を図る。 また、就学案内や初期の適応指導に活用できる多言語・やさしい日本語の動画コンテンツ及び外国人幼児のための就園ガイドを周知するとともに、多言語による就学案内文書・動画コンテンツ等を掲載した情報検索サイト「かすたねっと」の機能強化・活用促進を図る等、就学促進の取組を支援する。加えて、地域の実情に応じて、外国人学校、NPO等の多様な主体が外国人の子どもの学びの受け皿となっていることを踏まえ、これらが地方公共団体と連携し、就学状況の円滑な把握や就学促進につながるよう支援を充実する。 さらに、文部科学省と出入国在留管理庁が連携し、地方公共団体が開設し	文部科学省	【外国人の子供の就学促進のための取組の推進について】 多言語で作成した「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」の普及に努めるほか、外国人の子供の就学機会の確保に向けて、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項を示している。 【「外国人の子供の就学状況等調査」について】 令和5年度に続く第5回目の外国人の子供の就学実態に関する調査を実施、今後公表予定。就学状況把握・就学促進に係る先進的な取組事例の収集・整理を進めている。 「外国人の子供の就学促進事業」（補助事業）にて就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を支援している。 【外国人の子供の学齢簿の作成について】 学齢簿の編製に関しては、デジタル・ガバメント実行計画に基づき、文部科学省において学齢簿システムの標準仕様書3.1版を令和6年8月に作成したところ。当該仕様書に外国人の子どもの就学に関する事項を盛り込んだ。令和7年度末までに地方公共団体における住民基本台帳システムとの連携を行うことで外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を図っている（令和5年度外国人の子供の就学状況等調査において、住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの導入・適応状況について、1,356の地方公共団体が導入・適応していると回答）。 【情報検索サイト「かすたねっと」について】 「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」にて先進地域での実践（多言語のものを含む教材、文書等）を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行っている。 【「外国人の子供の就学促進事業」について】 「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」報告及び令和3年1月の中央教育審議会答申も踏まえ、「外国人の子供の就学促進事業」（補助事業）にて就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体の支援を行っている。 【多言語の就学ガイドブックや動画による情報提供の推進について】 また、来日したばかりの外国人児童生徒等が日本での学校生活等について理解を深められるよう令和2年度に作成した多言語での動画コンテンツについて、8言語追加するとともに、先進地域での実践（教材、文書等）を情報検索サイト「かすたねっと」に集約し、普及を図っている。 引き続き、これらの取組を行っていく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
	している。元時相談窓口等において就学に関する情報提供を行うほか、在留資格審査に当たって子どもの就学状況の確認に努めるなど、外国人保護者に対し子どもの就学を促す取組を推進する。 〔文部科学省、法務省〕《施策番号55》【ロードマップ34、35、36、37、38、39、40、41、44】	法務省	文部科学省と連携し、外国人児童生徒のための就学ガイドブックや外国人児童・保護者向け日本の学校での生活の様子を知ってもらうためのアニメーション動画等について、地方出入国在留管理局の受入環境調整担当官から地方公共団体等の関係機関に対し情報提供を行っている。 引き続き、就学促進につながる支援制度等について、地方公共団体等の関係機関への周知を行っていく。 在留資格審査において、子供の就学状況を確認する方法や、未就学の子供の就学を促す措置について検討を進めた。 引き続き、子供の就学を促す措置について検討を進める。
56	公立学校において、平成29年度（2017年度）より施行された改正義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）の規定に基づき、令和8年度（2026年度）には日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、教員定数の改善を着実に実施する。また、各地域における関連部署・団体等による支援の状況等も踏まえつつ、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うための多言語翻訳システムや遠隔教育といったICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を拡充する。その際、母語・母文化の重要性に配慮するとともに、各地方公共団体におけるNPOや企業・大学等を含む幅広い主体との連携も促進する。 また、「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」を隔年で実施し、受入状況に係る実態や課題の整理、先進的な取組事例の収集・普及を図るとともに、日本語指導等の教材や多言語化された学校文書・動画資料等の普及を図るため、文部科学省が運営する情報検索サイト「かすたねっと」の機能強化に取り組む。さらに、外国人児童生徒等の学びにも資すると考えられる、音声読上げやルビ振り等の機能を持つ学習者用デジタル教科書について、必要とする外国人児童生徒が活用しやすくするための取組を引き続き検討する。 加えて、集住地域・散在地域それぞれにおける指導の在り方についての実践的な研究の成果を踏まえ、日本人児童生徒と外国人児童生徒が互いを尊	文部科学省	【各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援について】 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」（補助事業）にて各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備（日本語指導補助者・母語支援員の学校への派遣、ICTの活用、自治体がNPO等と連携して実施する日本語指導の充実・プレスクール等の実施など）に対する取組を支援している。 「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」にて先進地域での実践（多言語のものを含む教材、文書等）を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行っている。 集住地域・散在地域それぞれの課題解決のための方策等に関して行った調査研究の成果の普及を図っている。 「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」報告及び令和3年1月の中央教育審議会答申も踏まえ、情報検索サイト「かすたねっと」の充実を図るほか、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に関する取組を支援している。 これらの取組を引き続き進めていく。 【教員定数の改善について】 教員定数については、平成29年度に施行された改正義務標準法（「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和33年法律第116号））の規定に基づき、引き続き、基礎定数化を着実に実施している。 【デジタル教科書について】 ルビなどのアクセシビリティ機能がある学習者用デジタル教科書について、令和3年度から実証事業として広く全国に提供を開始し、令和6年度からは導入という位置付けで段階的に提供することとしている。その方向性を踏まえ、令和6年度は小学校5年生から中学校3年生に対して、全ての小中学校等を対象に「英語」を、約55%の小中学校等を対象に「算数・数学」を提供している。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
	重しながら共に学ぶ授業の実施や散在地域での指導体制構築などのモデル的な取組を全国に普及し、散在地域における児童生徒の実態把握のネットワーク構築に向けた調査研究を引き続き実施する。また、外国人幼児等に対する指導上の留意事項等を整理した資料を用いて周知を図る。 さらに、令和3年(2021年)1月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について提言が行われていることを受け、上記の各施策の充実を図る。 〔文部科学省、法務省〕《施策番号56》【ロードマップ42、43、47、72】	法務省	学習者用デジタル教科書の導入状況等を踏まえ、外国人児童生徒が学習者用デジタル教科書を活用しやすくするための取組の検討を行っている。引き続き、学習者用デジタル教科書の導入状況等を踏まえつつ、外国人児童生徒が学習者用デジタル教科書を活用しやすくするための取組を検討する。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
57	外国人学校における保健衛生の確保に向け、外国人学校への保健衛生に関する多言語での情報発信・相談対応を行うとともに、地方公共団体等を含む関係者に対する普及啓発に取り組む。 〔文部科学省〕《施策番号57》【ロードマップ45】	文部科学省	「外国人学校における保健衛生環境整備事業」における取組等を通じ、外国人学校における保健衛生に関する情報発信・相談対応等を多言語で行った。また、外国人学校における保健衛生の普及啓発のため、地方公共団体等を含む関係者を対象に、各種セミナーを実施した。 令和5年2月に開設した外国人学校向けの保健衛生に関する情報サイトは、令和6年度52,460件のアクセスがあり、アクセス数は高水準を維持している。 この事業は令和6年度をもって終了するが、本事業で構築したHPのコンテンツや外国人学校とのネットワークを活用し、今後も外国人学校に向けた情報発信を図っていく。
58	外国人材にとって魅力的な子供の教育環境のモデルを創出するとともに、全国の自治体や学校等へ横展開する。令和6年度（2024年度）は、外国人材にとって魅力的な教育環境整備を行っている自治体、学校やインターナショナルスクール等において、カリキュラム等の開発を行う。 〔文部科学省〕《施策番号58》【ロードマップ46】	文部科学省	令和6年度は「高度外国人材子弟の教育環境整備に係る調査研究事業」において、学校等を3件採択し、教育プログラム等の開発に着手した。 令和8年度までに各採択先において教育プログラム等を開発する予定としている。
59	教育委員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」の普及を通じて、日本語初期指導、中期・後期指導、JSLカリキュラムによる日本語と教科の統合指導、外国人児童生徒のための日本語能力測定方法による評価結果の活用等の系統的な日本語指導を実践するための研修体制を整備し、日本語指導を担う中核的教師の養成等を推進する。また、外国人児童生徒等の指導を担当する教師が効率的に必要な知識や技能を得られるよう作成した「研修用動画コンテンツ」を文部科学省が運営する情報検索サイト「かすたねっと」等において配信するとともに広く周知し、その活用を促すことにより、外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図る。さらに、各地方公共団体における教員等の研修の促進に資するよう、独立行政法人教職員支援機構における「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」による研修指導者の養成、同機構が提供する校内研修向けの講義動画の周知等を行う。また、文部科学省が派遣する「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を増員し、各地方公共団体が実施する研修の充実を図る。さらに、幼稚園等における外国人幼児等の受入れに関して、令和4年度（2022年度）に調査研究を通して開発された研修プログラムの活用について、引き続き全国への周知を実施する。 あわせて、外国人児童生徒等に対して指導を行う教員や日本語指導補助者の確保・資質向上について、多様な人材の確保や全国的な研修機会の提供という観点も踏まえつつ、有効な方策について検討を行う。 〔文部科学省〕《施策番号59》【ロードマップ13、47】	文部科学省	【教育委員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」について】 「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業」（委託事業）にて教育委員会・大学等が実施すべき養成・研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」を開発し、教育委員会・学校等への普及を図った。 「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」報告及び令和3年1月の中央教育審議会答申も踏まえ、引き続き、「モデル・プログラム」の普及を図るとともに、研修用動画コンテンツの周知を図るほか、独立行政法人教職員支援機構による「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」や「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣により、各地方公共団体における教員等の研修の実施を促進している。 【幼稚園等における外国人幼児等の受入れに関する研修プログラムについて】 幼稚園等における外国人幼児等の受入れに関して、調査研究を通じて開発した研修プログラムを文部科学省ホームページに掲載するとともに、全国の幼児教育担当指導主事等を対象とする会議においてその周知を行った。 引き続き、これらの取組を行っていく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
60	言語、母国の教育制度や文化的背景や家庭環境に留意し、適切に障害のある外国人の子どもの就学先の決定が行われるよう、地方公共団体への周知を行うとともに、就学先の相談に当たって母語支援員や多言語化に対応した翻訳システムの活用を推進する。 特別支援学校等においても、日本語指導補助者や母語支援員等の配置に努めるほか、特別支援教育、日本語指導の担当教師が、それぞれ日本語指導、特別支援教育についても学ぶことのできる研修の機会等の充実を図る。 あわせて、「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」により、特別支援学級における日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況を把握するとともに、外国につながる子どもの特別支援教育に関する研究を行う。 〔文部科学省〕《施策番号60》	文部科学省	【地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組の支援等について】 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」（補助事業）にて、日本語指導補助者・母語支援員の配置、ＩＣＴの活用など各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援している。（【再掲】施策番号56で記載。） 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和5年度）」において、特別支援学級における日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況について調査し、令和6年8月に公表した。 また、独立行政法人教職員支援機構が実施する「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」において、障害のある外国人児童生徒への対応等について、講義の中で取り扱っている。 「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」及び中央教育審議会における増加する外国人児童生徒等への教育の在り方に関する答申も踏まえ、引き続き、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援している。（【再掲】施策番号56で記載。）
61	外国人生徒等の進学状況、中退率、進路状況等に関する実態を踏まえ、中学校・高等学校において将来を見通した進路選択の機会が提供されるよう、教育委員会・学校と関係機関が連携し、日本語指導やキャリア教育の充実、生活相談の実施等の包括的な支援を進めるとともに、外国人生徒を含めた高校中退者に向けた学習支援等を行う。 また、全ての都道府県で公立高等学校入試における帰国・外国人生徒等への特別な配慮（ルビ、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等）が講じられることを目指し、実施状況を把握するとともに、先進的な取組事例について教育委員会への情報提供等を行う。 さらに、令和5年度(2023年度)から導入された日本語指導の「特別的教育課程」を編成・実施している事例を収集し、周知・普及を図る。 〔文部科学省〕《施策番号61》【ロードマップ13、14（再掲：50）、48、49、51、52】	文部科学省	【外国人生徒等に対する日本語指導・キャリア支援等の取組について】 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和5年度）」にて日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況について実態を把握し令和6年8月に公表したほか、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」（補助事業）にて各自治体が行う、高等学校等における外国人生徒等への日本語指導・キャリア支援等の取組を支援した。今後も実態把握及び自治体の取組の支援を行っていく。 【相談体制の充実、高校中退者等への学習支援等、高等学校等で学び直す者に対する修学支援について】 課題を抱える生徒に対する学校における教育相談体制の充実へ向けて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実を図っている。また、「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」を通じて、高校中退者等への学習支援・学習相談等を行う7自治体の取組を支援している。令和7年度以降も引き続き事業を実施し、自治体へのヒアリングや意向調査を踏まえた上で、地方公共団体における高校中退者等を対象とした学習相談・学習支援等への支援を継続するとともに、事業実施団体の優良事例を周知し、全国的な推進を図る。 【公立高等学校入学者選抜における外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮について】 外国人の子供の就学機会の確保に向けて、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、各教育委員会による公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮（試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等）の取組を推進するよう示している。公立高等学校入試における帰国・外国人生徒等への特別な配慮（ルビ、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等）実態状況を把握するとともに情報提供を行った。引き続き実態把握、情報提供及び周知を行っていく。 【高等学校における「特別的教育課程」について】 「高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策に関する有識者会議」における議論を踏まえ、高等学校における日本語の個別指導を教育課程に位置付けて行う制度を導入するとともに、学校における指導体制づくり・日本語指導のカリキュラム作成のための指導資料の作成を行い周知／普及を図るとともに、日本語能力把握方法の検討等を進めている。

				令和7年3月末時点
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」	
62	夜間中学は、義務教育を修了していない学齢経過者等の義務教育を受ける機会を実質的に保障する中学校であり、令和6年(2024年)4月現在、全国18都道府県・13指定都市に53校が設置されている。夜間中学は、生徒の約7割は外国籍の者が占めており（出典：令和4年度夜間中学等に関する実態調査）、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。 このため、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法、平成28年法律第105号）や教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に向けたニーズ調査等や設置後の円滑な運営に向けた補助などの支援等を通じてその促進を図る。 〔文部科学省〕《施策番号62》【ロードマップ53】	文部科学省	令和5年6月に閣議決定した教育振興基本計画において、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することが示された。 令和6年（2024年）10月現在、全国19都道府県・13指定都市に53校が設置されているところ、夜間中学新設の更なる促進に向けて、令和7年4月開校予定の石川県、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県湖南市、和歌山県和歌山市、岡山市、長崎県佐世保市、鹿児島県も含め、引き続き、夜間中学新設準備・運営支援や、既存の夜間中学における教育活動充実・成果事例の創出への支援を行う。	
63	外国人の子どもの適切な将来設計の実現を図るため、高等学校・ハローワーク・関係機関が連携して、子どものキャリア形成支援を行う取組を試行的に実施する。その際、親の参画を含めた子どものキャリア形成支援について理解を進められるよう具体的な方法を検討する。 〔厚生労働省〕《施策番号63》【ロードマップ54】	厚生労働省	都道府県労働局やハローワーク向けに、外国人の子どもの就職に関する内容も含む「職業相談や求人開拓業務等のポイント」をまとめた冊子を各都道府県労働局に周知し、各都道府県労働局やハローワークでの職業相談等に活用している。引き続き、本冊子の見直しや更新を適宜行っていく。	
64	日本の高等学校卒業後に就労を希望する外国人の日本社会への定着が円滑に行われるよう、在留資格の取扱いについて周知する。 〔文部科学省、法務省〕《施策番号64》	文部科学省 法務省	「高等学校等卒業後に本邦で就職を希望する外国籍を有する者の在留資格の取扱いの変更について（依頼）」（令和2年3月26日付け文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長通知）にて各都道府県・指定都市の教育委員会等に、在留資格「家族滞在」で滞在する外国籍を有する生徒が、高等学校等卒業後に本邦において就職を希望する場合における「定住者」又は「特定活動」への在留資格の変更に係る取扱いに関する通知を発出した。「高等学校等卒業後に本邦で就職を希望する外国籍を有する者の在留資格の取扱いの変更について（依頼）」（令和5年10月26日付け文部科学省総合教育政策局国際教育課長通知）にて各都道府県・指定都市の教育委員会等に令和2年3月26日付け通知の一部見直しに関する通知を発出した。「高等学校等卒業後に日本での就労を希望する者の取扱いについて（依頼）」（令和6年10月1日付け文部科学省総合教育政策局国際教育課長通知）にて各都道府県・指定都市の教育委員会等に、高等学校等卒業後に「特定活動」への在留資格の変更を行った者がその後、更に「定住者」への在留資格の変更許可を受けるための要件に関する通知を発出した。 今後とも必要に応じて各都道府県教育委員会等関係機関に周知を図る。 出入国在留管理庁ホームページにおいて、日本の高等学校卒業後に就労を希望する外国人への在留資格の取扱いの概要及び必要書類に係る広報用資料を公開しており、令和6年7月に本取扱いにおける在留資格「特定活動」から在留資格「定住者」への変更許可要件について追記した。今後も引き続き、関係機関と協力し、周知を図ることとしている。	

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
65	補導の対象となった外国人少年について、非行を防止するため、日本人と同様、必要に応じて、保護者等の同意の下、継続補導を実施するとともに、大学生ボランティア等と連携し、学習支援活動や居場所づくり活動等に取り組み、外国人少年の健全育成を図る。 〔警察庁〕《施策番号65》	警察庁	・少年の非行を防止するため、必要に応じて継続補導を実施するとともに、大学生ボランティア等と連携し、少年の健全育成を図っている。 ・引き続き、大学生ボランティア等と連携して少年の健全育成を図る。
66	関係省庁、産業界、支援事業者、大学等の連携により策定した、留学生の多様性に応じた採用選考や選考後の柔軟な人材育成・処遇等に係るチェックリストやベストプラクティス等を内容とする「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」について、関係省庁の各種制度や施策と連携し、周知・活用促進を図るとともに、地方公共団体や、企業の経営相談を行う各地域の支援機関等に対しても横展開していく。また、同ハンドブックに基づく留学生向けの取組について、企業や大学等からの情報発信を促すため、関係省庁から経済団体や大学等への周知を徹底していく。 〔経済産業省（厚生労働省、文部科学省等関係省庁）〕《施策番号66》 【ロードマップ55】	経済産業省	留学生の多様性に応じた採用選考や選考後の柔軟な人材育成・処遇等に係るチェックリストやベストプラクティス等を内容とする「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」について企業等への周知・活用促進を図った。今後は企業における外国人材の活躍に向けたワークショップを実施する等、引き続き各ツールの周知や利活用を促進する取組を実施していく。
		厚生労働省	「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」について、ハローワーク等において、事業主向けセミナー等の機会を活用し、外国人留学生の採用を検討している事業主等への周知を図っている。引き続き、セミナーなどを通じて周知する。
		文部科学省	関係省庁、産業界、支援事業者、大学等の連携により策定した、留学生の多様性に応じた採用選考や選考後の柔軟な人材育成・処遇等に係るチェックリストやベストプラクティス等を内容とする「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」について、大学等の関係者に対して周知・活用促進を図っている。引き続き、「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」が活用されるよう、周知活動を継続する。

令和7年3月末時点			
新施策番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
67	日本貿易振興機構（JETRO）内に設置した「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」において、関係省庁連携の下、高度外国人材の採用・活躍のため、企業及び高度外国人材双方に向けた各種情報を発信する。高度外国人材に関心を持つ企業に対しては、高度外国人材の採用から入社後の活躍までの様々な段階をサポートする伴走型支援を実施し、中堅・中小企業や支援機関向けに作成したe-learning教材等を活用したセミナーやワークショップの開催に取り組む等、高度外国人材の就職後の活躍に関する支援を拡充する。 さらに、オンラインジョブフェアや日本の就労環境等を紹介するセミナー等のイベントの開催を通じ、日本企業への就職意欲を有する高度外国人材に対するPR・就職機会の提供を行う。 〔経済産業省（法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省等関係省庁）〕 《施策番号67》【ロードマップ57】	経済産業省	高度外国人材活躍推進プラットフォームのポータルサイトにおいて、高度外国人材の日本企業での就職や活躍促進に向けた関連施策の情報発信を実施している。また、東京本部、大阪本部および貿易情報センターに配置されたコーディネーターによる、個別企業の高度外国人材の採用や社内での定着・活躍に関する悩みへの伴走型支援についても継続的に実施している。令和6年度には、国内外の高度外国人材へ就業機会を提供するため、合計3回の合同企業説明会や「育成定着」等に関するセミナーをオンラインで開催した。引き続き国内外の高度外国人材へ就業機会を提供するため、オンライン合同企業説明会（ジョブフェア）を開催するとともに、セミナー等を通じて高度外国人材の受け入れを促進する。
		法務省	日本貿易振興機構（JETRO）内に設置した「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」において、高度外国人材の採用・活躍のため、企業及び高度外国人材双方に向けた各種情報発信の充実に向けた協力を行っている。引き続き、関係省庁との連携の下、各種情報発信の充実を図っていく。
		外務省	「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を通じて国際交流基金の日本語教育に関する情報発信を行っている。引き続き、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」と情報提供等を通じた連携を行う。
		文部科学省	「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」上に、外国人留学生の受入れ及び国内での就職状況等に関する情報を参照できるよう「日本留学情報サイト（Study in JAPAN）内の関連ページを掲載し、適切に情報提供を行っている。引き続き、本施策について経済産業省と連携し、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を通じて、留学生の就職に係る情報の広報・周知を適切に行う。
		厚生労働省	JETRO主催の外国人留学生向けジェトロオンライン合同企業説明会に共催として参加し、企業への事前説明会で講演したほか、ハローワーク等を通じ留学生等に対し、当該説明会の周知等を行う等の協力を行った。引き続き、説明会の講演や情報の周知等、必要な協力を行う。
68	「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」等を活用して、外国人留学生等を対象とした、職場定着のためのコミュニケーション能力の向上や雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした研修を実施する。さらに、「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」や「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」等を活用して、事業主向けセミナー等を通じ、事業主や人事・労務担当、職場の上司等の職場における効果的なコミュニケーションの方法を周知する。 〔厚生労働省〕《施策番号68》【ロードマップ58】	厚生労働省	職場定着のためのモデルカリキュラムを活用して、外国人留学生を対象とした、職場定着のためのコミュニケーション能力の向上や雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした研修を実施した。 また、事業主向けセミナー等において、「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」や「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」等を活用し、事業主や人事・労務担当、職場の上司等の職場における効果的なコミュニケーションの方法を周知した。引き続き、外国人留学生を対象とした職場定着のためのコミュニケーション能力の向上や雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした研修を実施するとともに、事業主や人事・労務担当、職場の上司等に対して職場における効果的なコミュニケーションの方法を周知する。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
69	ハローワークの「外国人雇用サービスセンター」や「留学生コーナー」を地域の拠点として、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、地方企業、地方公共団体、JETRO等関係機関と連携し、インターンシップの充実や留学生向け求人の掘り起こし、就職ガイダンス等のセミナー、合同企業説明会の開催等に取り組むことで、留学生と企業の更なるマッチングの推進を図る。 また、上記拠点において、地方公共団体が設置する一元的な窓口と必要な連携を図る。 〔厚生労働省、経済産業省〕《施策番号69》【ロードマップ59】	厚生労働省	外国人雇用サービスセンターや一部の新卒応援ハローワークに設置された留学生コーナーを中心に、留学生に対するきめ細かな就職支援や、留学生と企業のマッチングを促進するため、留学生向けインターンシップや就職面接会を実施するほか、東京外国人雇用サービスセンターとJETROで連携し企業向けセミナーを開催するなど、関係機関とも連携を図り対応している。また、各労働局における留学生に対する就職支援の取組好事例を収集、共有することで更なる取組の促進を行った。引き続き、外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーを地域の拠点とし、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、関係機関と連携のうえ、インターンシップの充実や留学生向け求人の掘り起こし、就職ガイダンス等のセミナー、合同企業説明会の開催等に取り組むことで、留学生と企業の更なるマッチングの促進を図る。
		経済産業省	地域の中核企業を始めとした中小企業・小規模事業者が、自社が抱える経営課題の解決に向け、多様な人材の確保・育成・活用や職場環境改善による人材の定着を図るため、人材戦略の検討・策定・実行のためのセミナー・マッチング等を実施した。 今後は、中小企業において、自社が抱える経営課題の解決に向け、多様な人材の確保・活用等を図るため、人材戦略の検討・策定・実行のための取組等について調査・分析を行う。
70	大学と労働局（ハローワーク）の間で、協力協定の締結等を通じて連携を強化し、留学早期の就活セミナーから、インターンシップ、就職活動期の個別相談、就職面接会等に至るまでの外国人留学生に対する一貫した就職支援を実施する。また、そこで得られた好事例やノウハウ等を、全国の大学及び関係機関等に共有する。 〔厚生労働省、文部科学省〕《施策番号70》【ロードマップ59】	厚生労働省	外国人雇用サービスセンター（全国4箇所）が設置されているハローワークと5大学が連携協定を締結し、留学早期からその後の就職・定着まで一貫してサポートする取組を行っている。連携協定等の実績を把握し、そこで得られた好事例等を関係機関等に共有し、引き続き留学生の国内就職・定着を促進していく。
		文部科学省	令和2年11月以降、複数の大学及びハローワーク（外国人雇用サービスセンター）間において、「外国人留学生の国内就職支援に関する協定」が締結されていることを受け、各国公私立大学に対して、本取組の促進を目的に情報提供している。引き続き、本取組が促進されるよう、各大学等の関係者への情報提供を継続する。
71	日本の大学・大学院等を卒業・修了した留学生の就職支援に向けた特定活動告示（第46号）の周知を引き続き行う。 〔法務省、厚生労働省、経済産業省〕《施策番号71》	法務省	出入国在留管理庁ホームページにおいて周知を行っている。 引き続き、当該特定活動告示の周知に努める。
		厚生労働省	ハローワーク等において、留学生の採用を検討している企業や日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生からの求人・求職相談の機会を捉えて、本制度について、適切に情報提供を行った。引き続き、ハローワーク等において、適切に情報提供を行う。
		経済産業省	日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生の就職支援に向けた特定活動告示（第46号）について、経済産業省ウェブサイトを通じて案内している。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
72	大学等の秋卒業者の国内就職を促進するため企業等の通年採用が促進されるように取り組むとともに、就職が内定した留学生に対し、採用までの間本邦に滞在することを認めている「特定活動」の在留資格の企業等への周知を引き続き行う。 〔法務省、経済産業省〕《施策番号72》	法務省	出入国在留管理庁ホームページにおいて周知を行っている。 引き続き、当該施策の周知に努める。
		経済産業省	大学等の秋卒業者の国内就職を促進するため企業等の通年採用が促進されるよう、「2026（令和8）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請」について、メール配信や郵送により、経済団体等へ周知した。また、「特定活動」の在留資格について、経済産業省ウェブサイトを通じて企業等へ周知を行っている。
73	日本の食文化海外普及人材育成事業は、日本の食・食文化の海外普及の促進を行うため、調理又は製菓の専門学校を卒業した留学生が引き続き国内の飲食店等で働きながら、技術を学べる制度である。本事業の適正な運用を行いつつ、農林水産省ホームページにおける情報掲載等を通じて普及を図る。 〔法務省、厚生労働省、農林水産省〕《施策番号73》	法務省	日本の食・食文化の海外普及の促進を行うため、調理又は製菓の専門学校を卒業した留学生が引き続き国内の飲食店等で働きながら、技術を学べる制度である日本の食文化海外普及人材育成事業について、関係省庁と連携し、適切な受入れを行っている。引き続き、当該制度の適正な運用を図っていく。
		厚生労働省	調理又は製菓の科目を専攻して専修学校の専門課程を修了する等した留学生が就職できる業務の幅の拡大を図るため、農林水産省の「日本の食文化海外普及人材育成事業」の適正な運用及びその普及に協力できる体制を保持した。 「日本の食文化海外普及人材育成事業」の適正な運用及びその普及に引き続き協力する。
		農林水産省	日本の食文化海外普及人材育成事業について、申請者である調理又は製菓の専門学校に対して事業の適切な運用が図られるよう意見交換を行いつつ、事業の普及を図った。 新規で製菓専門学校1校が取組を開始した。 引き続き、当該施策の周知に努める。
74	「外国人起業活動促進事業」及び本邦の大学等を卒業した外国人による我が国での起業活動に係る在留資格「特定活動」（令和2年（2020年）11月措置）につき、広報・周知を図る。 〔法務省、経済産業省〕《施策番号74》	法務省	「外国人起業活動促進事業」については、当該事業を活用して在留できる最長在留期間を1年から2年へ延長する措置を、法務省告示及び経済産業省告示を改正することで令和7年1月に行った。引き続き、関係省庁と連携し、これらの事業の適切な運用を図っていく。
		経済産業省	令和7年1月の外国人起業活動促進事業に関する制度改正によって、最長在留期間が2年に延長されたことを踏まえ、日本・シンガポール共創プラットフォーム第4回セミナー等において、当該制度の広報・周知を行った。 今後も、国内外で行われるスタートアップ・イベントや、幹部の海外出張などを活用し、当該制度の広報・周知を継続して行う。
75	一定の条件を満たす中小企業等への留学生の就職を支援するため、厚生労働省のユースエール認定制度の認定企業等を対象として、留学生が在留資格変更許可申請を行う際に必要となる各種提出書類について、大企業と同様の簡素化を図ったところ、引き続き在留諸申請手続における提出書類について情報提供を実施する。 〔法務省〕《施策番号75》	法務省	在留諸申請手続における提出書類は、出入国在留管理庁ホームページにおいて情報提供を行っており、引き続き、必要な情報提供を行っていく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
76	大学が企業等との連携により策定する、留学生の国内企業等への就職に資する質の高い教育プログラムを文部科学省が認定する「留学生就職促進教育プログラム認定制度」について、引き続き制度の普及・促進に取り組む。認定大学には、奨学金の優先配分等を行いつつ、認定期間内で留学生の就職率について設定した目標を達成することを求める。大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業（地域等連携型）の採択大学についても、同プログラムに原則として参加することとする。 〔文部科学省〕《施策番号76》【ロードマップ60】	文部科学省	留学生の国内企業等への就職に資する優れた教育プログラムを展開する25大学について、留学生就職促進教育プログラム認定制度に基づく認定を行っている（令和7年3月現在）。今後も、我が国企業等への就職に資する質の高い教育プログラムを提供する大学等に対し、当該プログラム内容の認定を進めるとともに、外国人留学生の国内企業等への就職が促進されるよう制度周知を行っていく。
77	専修学校において、外国人留学生の戦略的受入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築する。 〔文部科学省〕《施策番号77》【ロードマップ60】	文部科学省	令和6年度から「専修学校の国際化推進事業」を開始し、専修学校における外国人留学生の戦略的受入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデル構築に取り組む7団体を公募し採択した。 令和7年度においては、引き続き7団体への支援を継続しつつ、新たに取り組む2団体を採択予定。引き続きモデルの充実と改善を図っていく。
78	大学等における就職率等の情報開示等の取組を集約し、効果的に発信するため日本学生支援機構の特設サイトにおいて、大学等の情報の掲載を進めるとともに、就職支援の取組や就職状況に応じて教育機関に対する奨学金の優先配分を行う。 〔文部科学省〕《施策番号78》【ロードマップ60】	文部科学省	日本学生支援機構に特設サイトを開設し、留学生の受入れや就職支援に熱心に取り組んでいる大学における留学生の在籍状況や就職率などに関する情報を集約し、公表している。 外国人留学生進路状況： https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/career-and-degrees/ 外国人留学生のための就活ガイド： https://www.jasso.go.jp/ryugaku/after_study_j/job/guide.html 引き続き、当該サイトを通じて、大学等における就職率等の情報開示などの取組を集約し効果的な情報発信を行っていく。
79	留学生の国内就職の促進のため、留学の在留資格から就労関係の在留資格変更手続の簡素化等を行うことを踏まえ、大学等の進路相談等において留学生の在留資格の変更に対する支援が効果的に行えるよう、法務省、文部科学省と大学等が連携し、研修会（意見交換）を引き続き行う。 〔法務省、文部科学省〕《施策番号79》	法務省	教育機関等の留学生受入れ担当者向け講演会等において、留学生の日本での就労に必要な手続等について周知している。
		文部科学省	日本学生支援機構、就職問題懇談会、文部科学省が共同で開催する令和6年度全国キャリア教育・就職ガイダンス中の、「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」と題するプログラム内において、出入国在留管理庁からも「大学・専門学校等卒業後の在留申請等について」の情報提供を受けつつ、外国人留学生のキャリア支援等についての講演・体験談の録画配信等を実施した。引き続き、各大学の要望等も踏まえ、出入国在留管理庁からの協力も得つつ研修会等における情報提供等を行う。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
80	入学を志願する留学生向けの情報提供を促し、国内企業のニーズに応じた留学生の受入れを促進するため、海外において、関係機関との連携により、卒業後の我が国での就職等のキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。 〔文部科学省〕《施策番号80》	文部科学省	令和6年度より「日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業」を開始し、前身事業である「日本留学海外拠点連携推進事業」の成果を踏まえつつ、A S E A Nやインド等の重点地域を中心に、在外公館や関係機関等との連携のもと、外国人学生の早期からのリクルートや帰国後のフォローアップまでを一体的に促進する日本留学サポート体制の強化を図っている。引き続き、外国人留学生誘致のための取組を行っていく。
81	アジアの優秀な理系分野の人材の環流促進を目指すイノベティブ・アジア事業では、関係機関との連携強化を図り、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」の活用、インターンシップのマッチング及び日本企業での就職に関心を持つ者を対象とした国内外でのジョブフェア等の情報提供を実施する。 〔外務省、法務省、経済産業省、文部科学省〕《施策番号81》	外務省	・イノベティブ・アジア事業のパートナー大学として指定したアジアのトップ大学60校を対象に、留学生（J I C A研修員）を日本の理系分野の大学院に受け入れると共に、日本企業等にてインターンシップを実施している。本事業の新規受入は平成29年度から令和3年度であり、令和3年度までに908名を受け入れた。 ・新規受け入れは令和3年度に終了しており、現在は2名が本邦研究機関にてインターンシップを実施中。3月末に研修修了予定。
		法務省	イノベティブ・アジア事業においてパートナー校として指定を受けている大学を卒業等した者及び同事業の一定の研修を修了した者が日本での就職を希望する場合、高度人材ポイント制におけるポイントの特別加算や在留諸申請に係る提出書類の簡素化の措置を講じている。
		経済産業省	高度外国人材活躍推進ポータルにおいて、日本企業への就職に関心を持つ外国人材を対象としたインターンシップや各種イベントや施策の情報発信を一元的に実施している。引き続き、高度外国人材活躍推進ポータルサイトにおいて、国内外の合同企業説明会（ジョブフェア）等関連事業や支援施策の情報掲載を行い、関係省庁連携の下、一元的な情報発信を行っていく。
		文部科学省	平成30年度に国費外国人留学生制度において、イノベティブ・アジア事業に関連するプログラムを採択した。国費外国人留学生として採用され、イノベティブ・アジア事業の対象とされた学生に対し令和6年度も引き続き支援を行っている。
82	介護施設等が行う外国人介護人材の技能向上のための研修や、外国人を対象に行う研修の講師養成等を行うほか、留学生を含む介護福祉士養成施設に在学する学生に対し、資格取得後に一定期間介護業務に従事した場合に返済免除となる修学資金の貸付けを行う事業を更に推進する。 また、我が国の大学等に在籍する留学生で、学業・人物ともに優れ、経済的理由により修学継続が困難な学生等を対象とした給付型の奨学金事業において、今後の介護分野における推薦状況を踏まえつつ、支援を推進する。 〔厚生労働省、文部科学省〕《施策番号82》	厚生労働省	令和元年度から、都道府県等において、外国人介護人材の介護技能向上のための集合研修の実施や、研修講師の養成研修等を実施した場合における必要な経費を補助する制度を創設している。また、令和6年度補正予算において介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資の積み増しを行い、安定的な事業継続の支援を実施した。引き続き、外国人介護人材の受入環境の整備に向けて、必要な事業の実施に努める。
		文部科学省	介護分野も含めた外国人留学生を対象として、支援を実施している。 留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)について https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/scholarships/shoureihi/about.html

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
83	留学生と企業が接触する機会となるインターンシップの促進に向けて、活動内容や在留資格手続について大学や企業等への周知を図るとともに、留学生の卒業後の日本での就労に必要な手続についても大学や企業等に引き続き広く周知する。 〔法務省、文部科学省、経済産業省〕《施策番号83》	法務省	国内留学生向けのインターンシップや留学生の日本での就労に必要な手続等について、主に教育機関等の留学生受入れ担当者向け講演会等の際に、モデルケースやフロー図（令和2年12月に出入国在留管理庁ホームページに掲載したもの）等の資料を用いて広く周知している。 引き続き、主に教育機関等の留学生受入れ担当者向け講演会等の機会において、国内留学生向けのインターンシップや留学生の日本での就労に必要な手続等について広く周知を行う。
		文部科学省	外国人留学生向けのインターンシップや日本での就労に必要な手続等について、日本学生支援機構発行の「外国人留学生のための就活ガイド」等により留学生及び大学等に対し周知を実施している。出入国在留管理庁等と連携して、出入国在留管理庁が作成するＨＰ等の内容について大学への周知徹底を図る。
		経済産業省	出入国在留管理庁が策定した「外国の大学の学生が行うインターンシップに係るガイドライン」について、経済産業省ウェブサイトを通じて案内している。
84	外国人在留支援センター（ＦＲＥＳＣ／フレスク）を拠点にインターンシップに係る説明会やセミナー等を通じ、企業における留学生や海外からのインターンシップの受入れ促進を図る。 〔法務省、厚生労働省、経済産業省〕《施策番号84》	法務省	【法務省、経済産業省】 日本企業における高度外国人材の受入促進に向けた国際化促進インターンシップ事業やＩＴ人材の獲得先多角化支援のためのグローバルサウス　ＩＴ／ＡＩエンジニアインターンシップ事業について、参加企業やインターンの応募を広く募るため外国人在留支援センター（ＦＲＥＳＣ／フレスク）の運営協議会の場等を活用し、各関係機関への事業周知を実施した。インターンシップ事業に関しては、引き続き外国人在留支援センター（ＦＲＥＳＣ／フレスク）を活用した情報提供や入居機関との連携を行っていく。
		経済産業省	
		厚生労働省	外国人雇用サービスセンターにおいて、企業と留学生の相互理解の促進を通じ、国内就職市場拡大を図るため、留学生向けインターンシップを夏季と春季に実施するとともに、東京外国人雇用サービスセンターとＪＥＴＲＯで連携し企業向けセミナーを開催するなど、関係機関とも連携を図り就職支援を実施している。引き続き、留学生向けインターンシップや企業向けセミナーの開催等により留学生と企業のマッチングの促進を図る。
85	令和2年度(2020年度)に策定した「特定活動」（告示第9号）の在留資格に係るインターンシップガイドラインについての周知を図り、より一層適正な制度の利用を促進する。 〔法務省〕《施策番号85》	法務省	出入国在留管理庁ホームページにおいて周知を行っている。 引き続き、当該施策の周知に努める。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
86	総合的対応策による取組を踏まえ、留学生の国内就職関連情報について在外公館を通じ情報発信を行う。 〔外務省〕《施策番号86》	外務省	外務本省から在外公館に対し、留学生の就職関連情報の発信（含む、各公館の留学情報サイトでの就職情報へのリンク掲載）を指示。在外公館では、現地の教育機関等と協力したセミナー、留学関連行事、日本文化行事等において、就職関連情報の発信を実施しており、今後も随時、関連情報を発信予定。
87	キャリアコンサルタント向け講習等を通じ、留学生や企業実務（ダイバーシティ経営等）等に精通したキャリアコンサルタントの育成を行う。 〔厚生労働省〕《施策番号87》	厚生労働省	キャリアコンサルタント向けの研修コンテンツとして、厚生労働省ホームページにおいて、外国人支援に特化した研修プログラムを無償で提供している。引き続き、留学生や企業実務等に精通したキャリアコンサルタントの育成に取り組むため、当該研修等のオンライン実施や周知に取り組んでいく。
88	元留学生等の外国人社員を含め企業内におけるキャリアコンサルティングを積極的に実施することにより、外国人材の活躍や定着につなげる企業の事例を取りまとめ、周知を行う。 〔厚生労働省〕《施策番号88》	厚生労働省	各都道府県に設置したキャリア形成・リスキリング支援センターにおいて、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせたキャリア形成支援を体系的・定期的に企業内で実施するための支援を提供している。 引き続き、積極的に企業内におけるキャリアコンサルティングを推進するとともに、外国人労働者に対するキャリア形成支援を行っている企業の好事例を取りまとめ、周知に取り組んでいく。
89	独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）や経済団体、地方公共団体等から構成される「高度外国人材活躍地域コンソーシアム」を形成し、外国人留学生の当該地域内日本企業等への就職・定着を支援する。 〔経済産業省〕《施策番号89》	経済産業省	令和4年度及び令和5年度に立ち上がった6地域の産・官・学からなる「高度外国人材活躍地域コンソーシアム」にて、合同企業説明会（ジョブフェア）や短期インターンシップ、留学生との交流会など地域の実情に応じた留学生等の就職・定着支援を促進するための支援を実施した。引き続き、留学生等の就職・定着支援を促進するための支援を実施し、地域の高度外国人材採用企業と活躍好事例を創出していく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
90	日本人社員と外国籍社員の職場における効果的なコミュニケーションについて、双方向の学びの機会を提供するため、動画教材や学び方の手引きを企業等に周知するとともに、地方公共団体や企業の経営相談を行う各地域の支援機関等に対し、活用促進を図る。 〔経済産業省〕《施策番号90》【ロードマップ56】	経済産業省	日本人社員と外国籍社員の職場における効果的なコミュニケーションの実現を目指し、双方向の学びの機会を提供するため、動画教材や「学びの手引き」の企業等への周知・活用促進を図った。今後は企業における外国人材の活躍に向けたワークショップを実施する等、引き続き各ツールの周知や利活用を促進する取組を実施していく。
91	通訳員の配置や14言語に対応した多言語コンタクトセンター、多言語音声翻訳機器、求人票の自動英訳、職員による外国人雇用事業所データベースの活用等により、引き続き外国人求職者に対する丁寧な相談対応を実施する。 〔厚生労働省〕《施策番号91》【ロードマップ58】	厚生労働省	ハローワーク等において、通訳員の配置や多言語コンタクトセンター、多言語音声翻訳機器の活用による、日本語を含む14言語に対応した職業相談のほか、求人票の自動英訳、職員による外国人雇用事業所データベースの活用等により、外国人求職者に対する多言語による相談支援を実施しているところ。引き続き、外国人求職者に対するきめ細やかな相談支援を実施していく。
92	外国人雇用サービスコーナー等において、専門相談員の配置による職業相談や、定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供、地方公共団体が設置する一元的な窓口との連携等により、安定的な就労の促進及び職場定着を図る。また、定住外国人等を対象とした、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修事業（外国人就労・定着支援事業）について、引き続き着実に実施する。 〔厚生労働省〕《施策番号92》【ロードマップ58】	厚生労働省	外国人雇用サービスコーナー等において、専門相談員の配置による職業相談や、定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供等により、安定的な就労の促進及び職場定着に向けた就職支援を実施するとともに、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした外国人就労・定着支援事業を実施し、同事業の中で作成した、企業における外国人労働者とのコミュニケーション円滑化のためのツールの周知、活用を行った。引き続き、外国人労働者が多い地域のハローワークを中心に、外国人求職者の安定的な就労の促進及び職場定着に向けた支援を実施していく。
93	外国人労働者の就労場面における日本語コミュニケーション能力を定義し評価できるようにするため、企業のニーズを把握した上で作成した、日本国内で働くことに特化したツールを、各企業が活用できる「ひな形」として提供する。 〔厚生労働省〕《施策番号93》	厚生労働省	令和2年度委託事業で、企業などで外国人従業員とその上司・同僚などが円滑にコミュニケーションを図れるように、外国人従業員の日本語能力を確認し、目標設定を行うことのできるツール「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール」とその使い方の手引きを開発し、令和3年6月に厚生労働省ホームページに掲載しているところ、当該手引きを活用して周知を行った。 引き続き、「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール」とその使い方の手引きの周知・普及に努める。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
94	技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習として、実際の現場で使用する語彙や表現を学ぶためのe-learning教材を開発、提供する。 〔厚生労働省〕《施策番号94》	厚生労働省	8言語（※）のテキスト教材を開発し、外国人技能実習機構ホームページで公表するとともに、日本語学習アプリの開発を順次進めている。 ※英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、ミャンマー語 （注）令和6年度までに7職種（機械・金属関係、食品製造関係、建設関係、農業関係、繊維・衣服関係、漁業関係、溶接関係）のテキスト教材及び6職種（機械・金属関係、食品製造関係、建設関係、農業関係、繊維・衣服関係、漁業関係）の日本語学習アプリを開発済。 引き続き、現場でニーズの高い他の職種について、テキスト教材及び日本語学習アプリの開発を行う。
95	定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練を実施するほか、都道府県等の実情に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置を進める。また、好事例の収集及びその周知等を図ることで日本語能力に配慮した職業訓練の実施を希望する地方公共団体を支援する。 〔厚生労働省〕《施策番号95》【ロードマップ62】	厚生労働省	定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練について、令和6年度は8県で24コース実施した。 定住外国人職業訓練コーディネーターについて、令和6年度は3県に配置した。 引き続き好事例の周知等により、訓練の実施を希望する地方公共団体の支援を行う。
96	人材開発支援助成金制度の周知・広報を図り、外国人を含む労働者の職業訓練等に取り組む事業主等を支援することにより、その労働者のキャリア形成を促進する。 〔厚生労働省〕《施策番号96》【ロードマップ63】	厚生労働省	人材開発支援助成金の利用に関するパンフレットの作成やホームページ、都道府県労働局の助成金説明会等により情報発信を行っており、引き続き、本助成金の利用拡大に向けて周知・広報を行うこととしている。また、人材開発支援助成金の助成対象労働者として外国人も含まれることについて事業主の理解を促すため、外国人に訓練を受講させる場合の本助成金における取扱いに関するQ & A等を更新し、ホームページに掲載を行った。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
97	事業主と外国人労働者の意思疎通を促進し、外国人労働者の職場定着のための事業主の取組を支援するため、以下の措置を講ずる。 ・労働条件等に関する事業主と外国人労働者の間のトラブルの発生を予防し、日本人社員、外国人社員ともに働きやすい職場作りを促進するため、「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」をはじめ、労働契約等で使用頻度の高い単語や例文をやさしい日本語及び外国語に翻訳した「雇用管理に役立つ多言語用語集」やモデル就業規則のやさしい日本語版について、事業主や外国人、ハローワークなどの関係機関に周知する。 ・外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で安心・納得して就労を継続し、その能力を発揮することができるよう、外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組に対する助成金の活用を図るため、周知等を行っていく。 ・外国人就労・定着支援事業の知見を基に作成した「できることリスト」等を、外国人を雇用する企業等へ周知する。 ・多言語はもとより、事業主と外国人労働者双方が理解可能な言語としてのやさしい日本語による労働条件や支援策等に関する情報発信（ホームページ、SNS、パンフレット等）を強化する。 〔厚生労働省〕《施策番号97》【ロードマップ61】	厚生労働省	【雇用管理に役立つ多言語用語集等の周知】 「雇用管理に役立つ多言語用語集」やモデル就業規則のやさしい日本語版について、ウェブサイト等により周知等を行っており、引き続きさらなる活用に向けて取り組んでいく。 【人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）】 外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組に対する助成措置である「人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）」について、活用促進のためウェブサイト等により周知等を行っている。引き続き、同助成金の活用が図られるよう周知等を行っていく。 【外国人就労・定着支援事業】 「できることリスト」等支援ツールを活用した求人開拓や職業紹介を実施するとともに外国人を雇用する企業等に対する周知を行った。引き続き「できることリスト」等の支援ツールを活用し、企業が求める職場におけるコミュニケーション能力等と実際に外国人が身につけているコミュニケーション能力等のミスマッチを防ぐことにより、外国人求職者の安定的な就労の促進及び職場定着を図る。
98	事業主における雇用管理改善の取組及び外国人労働者の職場定着の促進を図るために、雇用管理全般に関する知識やノウハウなどを取得するためのカリキュラムを策定し、外国人労働者を雇用する事業主等に対して試行的に雇用労務責任者講習を実施する。 〔厚生労働省〕《施策番号98》【ロードマップ61】	厚生労働省	外国人労働者を雇用する事業主等を対象とする雇用労務責任者講習については、「外国人労働者雇用労務責任者講習検討委員会」にて、講習に係るカリキュラム等の検討を行い、令和5年度より試行的に実施している。引き続き、カリキュラム等の見直しを行い、講習を実施していく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
99	労働基準監督署において、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知等を行う。また、ハローワークにおいて、事業主に対する外国人の雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発、雇用管理セミナーの重点的な開催等、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図り、外国人の職場定着を支援する。 さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図る。 〔厚生労働省〕《施策番号99》	厚生労働省	【ハローワークにおける雇用管理改善に向けた相談支援等】 事業所訪問や事業主向け外国人雇用管理セミナーの開催等を通じ、外国人雇用管理指針の周知・啓発や雇用管理改善等に関する相談・支援を実施する等、ハローワークにおいて外国人の職場定着支援に取り組んでいる。 引き続き、雇用管理改善等に向けた相談・指導等の充実を図り外国人の職場定着を支援していくとともに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図る。 【労働基準監督署における事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知等】 令和6年度においては、労働基準監督官を増員し、外国人労働者の労働条件の履行確保に取り組んでいる。 引き続き、労働基準監督官による外国人労働者の労働条件の履行確保に取り組むとともに、必要な体制整備を図る。
100	技能実習制度については、依然として多くの不正行為事案が発生している状況にあることから、技能実習生の出入国・在留状況及び実習実施者等の現況等に関して、出入国在留管理庁と外国人技能実習機構の間の情報連携を強化し、実習実施者に所属する技能実習生の現況の把握をより適時・確実に行うことで、地方出入国在留管理局及び外国人技能実習機構による迅速かつ効果的な実地検査を実施する体制を強化する。また、外国人技能実習機構において問題事案に迅速に対応できるよう、援助業務と指導業務を一体的に行う体制を整備する。 また、外国人技能実習機構の業務システムについては、技能実習適正化法施行後の業務実施状況等を踏まえ、出入国在留管理庁と円滑かつ的確な情報連携を行うことができる構成とすることで、更なる制度適正化及び技能実習生の保護を図る。あわせて各種手続の申請等のオンライン化を検討する。 さらに、地方出入国在留管理局が必要に応じ外国人技能実習機構と連携して行う監理団体・実習実施者に対する調査を強化するとともに、迅速かつ厳正な行政処分等を実施し、制度の更なる適正化に取り組む。 〔法務省、厚生労働省〕《施策番号100》	法務省	令和3年4月から地方出入国在留管理局の体制の強化を行い、技能実習関係調査案件を集中的に処理し、機動的かつ効率的に調査を行う取組を開始したことに加え、令和4年4月からは、援助業務と指導業務を一体的に実施することにより問題事案に迅速に対応できるよう、外国人技能実習機構全体の組織改編を行うとともに、複数の地方事務所に援助課を新設した。実地検査先で技能実習生に対する支援が必要と思われるような事案等においては、援助課が指導課の実地検査に同行して合同で実地検査及び支援業務を行い、援助課で受けた技能実習生等からの相談において法令違反の疑いがあることが判明した場合には、指導課に適切に情報共有を行うなどして、指導課・援助課で連携して対応している。 また、令和5年3月に実施した出入国在留管理庁の外国人出入国情報管理システムと機構データベースシステムの改修による連携強化を踏まえ、効果的な実地検査などを行うことにより、更なる制度の適正化を図っていくとともに、育成就労制度における各種手続のオンライン化について、制度の施行に向けた主務省令の改正内容等を踏まえつつ、検討を行う。 今後も、地方出入国在留管理局での取組や外国人技能実習機構における組織改編が実効性のあるものとなるよう、引き続き技能実習制度の適正化に取り組む。
		厚生労働省	

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
101	外国人労働者の労働災害を防止するためには、事業者は作業に応じた一般的な労働災害防止対策を講じることに加え、外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法による労働安全衛生教育の実施等に取り組む必要があり、これらの取組を支援するため、外国人労働者を雇用する事業者に対し、これまで作成した視聴覚教材等を活用した労働安全衛生管理セミナーを開催し、外国人労働者の労働災害防止を図る。 また、外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の提示や外国人労働者も含めた労働者に対する危険の見える化のための安全表示の開発を促進する。 〔厚生労働省〕《施策番号101》	厚生労働省	外国人労働者を雇用する事業者に対して、これまでに作成した視聴覚教材の紹介や、外国人労働者への効果的な安全衛生教育の実施に向けた手法等を解説する安全衛生管理セミナーを開催し、外国人労働者の労働災害防止対策の周知等に取り組んでいる。 引き続き、セミナーを開催し労働災害防止対策の周知等に取り組むとともに、外国人労働者も含めた労働者に対する危険の見える化のための安全表示の開発を促進する。
102	都道府県労働局や労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」、同相談コーナーに来訪できない方への「外国人労働者向け相談ダイヤル」、労働基準監督署の閉庁時間に労働相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」のそれぞれについて14言語（日本語を含む。）で対応しており、引き続き相談対応の確実な運営の実施を図る。 〔厚生労働省〕《施策番号102》	厚生労働省	都道府県労働局や労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」、同相談コーナーに来訪できない方への「外国人労働者向け相談ダイヤル」、労働基準監督署の閉庁時間に労働相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」のそれぞれについて14言語（日本語を含む。）で対応しており、引き続き各相談窓口の設置・運営により相談対応を確実に行う。
103	都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）及び総合労働相談コーナーにおいて、「多言語コンタクトセンター」(電話通訳)の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等の多言語化を図る。 〔厚生労働省〕《施策番号103》	厚生労働省	雇用環境・均等部（室）及び総合労働相談コーナーにおいて、13か国語（日本語を除く）の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」を活用し多言語対応を図っている。 引き続き、「多言語コンタクトセンター」を活用等し多言語対応を図る。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
104	事業者から所轄の労働基準監督署長に報告される「労働者死傷病報告」の情報等から外国人労働者の労働災害の傾向、原因等を分析し、今後の労働災害防止対策に活用する。 〔厚生労働省〕《施策番号104》	厚生労働省	外国人労働者の労働災害の原因、傾向等を分析し、労働災害防止対策に活用しており、引き続き活用していく。
		法務省 経済産業省	出入国在留管理庁においては、令和6年度、オンライン及び対面による国内向けのマッチングイベントやオンラインによる海外説明会を行ったが、令和7年度は国内向けのマッチングイベントの開催を廃止し、国内外の外国人を対象としたオンラインによる制度説明会のみを行う予定。 また、特定技能総合支援サイトにおいて、特定技能制度に関する周知を行っている。 加えて、令和6年度から、出入国在留管理庁ホームページや特定技能総合支援サイトにおいて、分野所管省庁、地方公共団体及び外国政府が主催する特定技能制度に関するイベント情報を掲載することで、特定技能制度活用促進のための情報の周知に努めている。 今後も各事業を適切に運用していくほか、特定技能総合支援サイトなどを通じて特定技能制度に関する更なる周知を図っていく。
		厚生労働省	【介護分野】 令和元年度から、地域医療介護総合確保基金のメニューとして、介護分野の特定技能の在留資格により日本の介護現場での就労を希望する者と介護施設等とのマッチングを実施する都道府県（適切な団体に委託可）に対して、必要な経費を助成している。さらに、令和6年度補正予算においては、外国人介護人材の確保のため、都道府県と連携して、海外現地での説明会開催やマーケティング活動等の情報収集を行う事業所・介護福祉養成施設・日本語学校等に対してかかる費用を助成するために必要な予算を確保している。引き続き、外国人介護人材の受入環境の整備に向けて、必要な事業の実施に努める。 【ビルクリーニング分野】 「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査一式」において、特定技能外国人として日本での就労を希望する外国人向けのセミナー（オンライン）を開催し、特定技能の制度概要、ビルクリーニング分野の業務内容や将来性について周知広報を行った。同取組は今後も継続していくこととし、ビルクリーニング分野への就労を促していく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
105	特定技能制度の活用を更に促進するため、「特定技能」の在留資格で就労を希望する外国人及び特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象に、国内でのマッチングイベント、海外説明会等を開催する。 それらの実施状況も踏まえつつ、「特定技能」の在留資格での就労を希望する国内外の外国人の意向と、中小企業を始めとした外国人雇用の経験に乏しい受入れ機関のニーズの更なるマッチングの促進を図るため、関係省庁が連携して、各分野特有の就労状況等を踏まえたマッチング支援の方法を検討し、実施するとともに、出入国在留管理庁においては、「特定技能」の在留資格での就労を希望する国内外の外国人や受入れを希望する機関に対し、特定技能制度について分かりやすくきめ細かな周知・広報を行うための取組の実施を検討する。 〔法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等関係省庁〕《施策番号105》	国土交通省	【建設分野】 特定技能外国人受入事業実施法人「（一社）建設技能人材機構」において、無料職業紹介（求人求職マッチング）を継続的に実施した。また、特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象に、説明会を実施した。 今後、他分野の事例等を踏まえ、制度所管省庁と連携し必要に応じ取組を実施する。 【造船・舶用工業分野】 出入国在留管理庁主催の海外ジョブフェア及び国内マッチングイベントを特定技能外国人の受入れ企業等に周知することにより、イベントへの参加を促した。 今後は他分野の事例等を踏まえ、制度所管省庁と連携し必要に応じ取組を実施する。 【自動車整備分野】 自動車整備分野においては、更なるマッチングの促進を図るため、自動車整備事業者に対して、出入国在留管理庁が主催する海外ジョブフェア及び国内マッチングイベント等の周知を業界団体等を通じて行った。 他分野の事例等を踏まえ、制度所管庁と連携し必要に応じ取組を実施する。 【航空分野】 出入国在留管理庁が主催するマッチングイベント等について、協議会を通じ関係事業者に周知した。また航空局主催の国内マッチングイベントの開催、受入れ企業等から聞き取った意見を元に特定技能外国人受入・定着導入マニュアルを作成し、制度を活用していない企業等を含め周知した。 引き続き、他分野の事例等を踏まえ、制度所管庁と連携し必要に応じて取組を実施する。 【宿泊分野】 特定技能制度の活用を促進するため、観光庁において国内外でジョブフェア及びマッチングイベントを開催した。 今後については、他分野の事例等を踏まえ、制度所管庁と連携し、必要に応じ取組を実施する。
		農林水産省	農業分野では、出入国在留管理庁主催のマッチングイベントの周知や、農業技能測定試験合格者に対して求人情報を提供した。また、海外において特定技能制度についての説明・相談会を5か国（インド、カンボジア、ネパール、インドネシア、ベトナム）で開催した。 漁業分野では、出入国在留管理庁が主催のマッチングイベントについて、特定技能協議会の構成員である業界団体への周知を実施した。 飲食料品製造業・外食業では、出入国在留管理庁主催のマッチングイベントの周知を行ったほか、2分野共同で、受入れ・環境整備及び人材育成等の優良事例の情報提供並びにマッチングをテーマに受入れ企業や自治体等の関係者が参加する意見交換会を実施（9月：北海道、1月：東京）した。 林業及び木材産業分野では、令和6年9月に対象分野に追加されたことを受け、受入機関や関係団体等に対して、制度内容や受入方法について周知を実施した。 農業分野では、引き続き海外での説明会を実施し、外国人材と受入機関のマッチングを推進していく。 漁業分野では、他分野の事例等を踏まえ、制度所管庁と連携し必要に応じ取組を実施する。 飲食料品製造業・外食業におけるマッチングについては、民間の職業紹介事業者の取組を基本としつつ、他分野の事例も踏まえ必要に応じて支援を検討する。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
106	ウクライナ避難民を含む外国人の就労支援のため、自治体やNPO法人等の関係機関とハローワークが連携して丁寧な就職支援を行う取組を促進するとともに、ハローワークが行う就職支援の内容について、効果的な情報発信を行うなど、対応の充実を図る。 〔厚生労働省〕《施策番号106》	厚生労働省	ハローワークに来所したウクライナ避難民及び補完的保護対象者（以下「ウクライナ避難民等」という。）へのきめ細かな対応や、地元の外国人雇用に慣れた企業等への求人開拓を行うとともに、地方自治体や地方出入国在留管理局等とも連携し、ウクライナ避難民等の希望を踏まえた職業相談・職業紹介を実施している。また、本省において、ウクライナ避難民向けに日本で仕事をする際のポイント等に関する動画をウクライナ語で作成し、厚生労働省公式YouTubeにて公開しており、今後もウクライナ避難民等に向けたきめ細かな対応を続けていく。
107	就労目的の外国人の雇用形態、賃金等を把握することができるよう、統計調査等を引き続き実施する。 〔厚生労働省、法務省〕《施策番号107》	厚生労働省	【厚生労働省、法務省】 技能実習生の賃金等については、農林漁業分野も把握できるよう令和元年度より実施状況報告書の見直しを行い、令和5年度分の集計結果を令和7年3月に外国人技能実習機構において公表した。 今後も引き続き、適切に実態の把握に努める。
		法務省	【厚生労働省】 農林漁業以外の産業については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」において、外国人労働者の賃金等を把握できるよう、令和元年調査より「在留資格」の項目を追加する調査計画の変更を行い、その結果を公表している。 今後の調査においても、引き続き実施していく。
108	技能実習制度においては、一部の技能実習生が監理団体や実習実施者、送出機関から不適正な取扱いを受けている実態があるとの指摘がなされているところ、技能実習生の妊娠・出産等に係る不適正な取扱いに関する実態も踏まえつつ、技能実習生が妊娠・出産等した場合の注意点や利用できる制度について監理団体や実習実施者、技能実習生に対し改めて周知徹底する。 〔法務省、厚生労働省〕《施策番号108》	法務省	技能実習生の妊娠・出産に係る取扱いに関する実態を把握するため、令和4年8月から11月にかけて、外国人技能実習機構の現地検査の機会を捉えて技能実習生から直接聴取を行い、出入国在留管理庁において、同年12月に当該調査結果を公表した。 また、当該調査結果を踏まえ、令和4年12月、監理団体等に対し、妊娠・出産を理由とする不適正な取扱いを禁止する旨の注意喚起文書を発出し、監理団体が実習実施者を監査する時に、監理団体自ら技能実習生に対して技能実習生手帳等を用いて妊娠・出産に関する制度や支援策を説明すること等を依頼した。 加えて、令和5年4月には、妊娠・出産した技能実習生が適正に実習を継続することができるようにするため、 ・やむを得ない理由により技能実習を中断した場合の再開手続の簡素化 ・自身の妊娠・出産を理由として技能実習を中断又は中止し帰国することとなった場合、出産などをした後に日本で技能実習を再開する意思があるかどうかを確認するための申告書を新設するなどの取組を実施し、全国の監理団体等に対して当該取組について周知するとともに、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いの禁止についても改めて注意喚起を行った。
		厚生労働省	また、外国人技能実習機構による現地検査等において、妊娠・出産に係る不適正な取扱いを含め、不適正な事案を把握した場合は、改善勧告等を行っているほか、違反の態様に応じて、行政処分等を行っている。 今後も引き続き、周知徹底などを図っていくなどし、適正化に取り組む。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
109	外国人が「高齢期」を迎えたときに年金を受給できるよう年金制度の周知を図るため、多言語によるパンフレットの配布、日本年金機構ホームページ及び出入国在留管理庁ホームページの外国人生活支援ポータルサイトへの掲載等、現在実施している外国人向け周知・広報を継続するとともに、更なる充実の検討を進める。また、周知・広報の実効性をより高めるため、周知・広報の機会の拡大の検討を進める。 〔厚生労働省〕《施策番号109》【ロードマップ64】	厚生労働省	日本年金機構においては、各種パンフレットの多言語化や日本語版へのフリガナ付記、わかりやすい日本語による制度案内を進め、日本年金機構ホームページへの掲載に加え、関係機関のホームページにもリンク先として掲載しており、周知・広報を継続して実施するとともに更なる内容の充実を図っている。 令和6年度においては、関係省庁と連携して以下のような取組等を実施した。 ・出入国在留管理庁：保険料の納付義務及び免除等を周知するパンフレット（日本語・英語）を作成し、在留カードを交付する空港や在留期間の更新等を行う地方出入国在留管理官署に設置するとともに、出入国在留管理庁のホームページを活用した制度周知の充実。 ・総務省：保険料の納付義務及び免除等を周知するパンフレット（日本語・英語）を作成し、総務省と連携し、転入届出等を行う市区町村の窓口を設置するとともに、転入届出の手続後の国民年金窓口への案内を依頼し、早期かつ確実な周知。 ・文部科学省：学生納付特例制度を周知するポスターやパンフレット（日本語・英語）を作成し、大学等の学内への配備等を行うとともに、学生向けポータルサイトへの留学生向けの制度周知（リンク掲載）を依頼。 また、日本年金機構第4期中期目標・中期計画（令和6年度～令和10年度）において、外国人向け周知・広報を主な施策内容と位置づけており、引き続き、更なる内容の充実や機会の拡大の検討を進め、必要に応じて関係機関への協力を依頼した上で、可能なものから順次実施していく。
		こども家庭 庁	令和元年度予算において、利用者支援事業で多言語対応に関する加算を創設し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を令和6年度も推進している。引き続き、当該事業で多言語対応に関する加算を実施し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。
		消費者庁	「地方消費者行政強化交付金」により、訪日・在日外国人に対応した消費生活相談窓口の整備等に積極的に取り組む地方公共団体を支援した。 引き続き、「地方消費者行政強化交付金」を通じて、地方公共団体における訪日・在日外国人向け相談窓口の整備等を支援し、地域における消費生活相談体制の充実を図る。
		法務省	全国の地方公共団体の行政相談窓口を対象に、多言語対応の電話による通訳支援事業を実施している。 地方公共団体の要望を踏まえ、通訳支援の応答（通訳）率を高くするため、通訳支援実施時間帯を1時間延長する予定。 通訳支援事業の利用状況等を踏まえ、必要かつ可能な通訳支援を実施する。
		総務省	外国人からの119番通報時及び外国人のいる救急現場での活動時等において、電話通訳センターを介して、主要な言語において迅速かつ的確に対応する。令和7年1月1日現在720消防本部のうち673消防本部（93.5%）が導入している。消防庁では全ての消防本部で導入することを目標に取り組んでいる。 外国人のいる救急現場での活動等を支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入状況は、令和7年3月末時点で、720消防本部中690消防本部（95.8%）となっており、平成29年1月の提供開始から年々増加している。引き続き、導入・活用状況等を把握し、全国の消防本部へ導入することを推進する。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
110	特に、医療、保健、防災対策等の外国人の生命・健康に関する分野や、子どもの教育、保育その他の子育て支援サービス、労働関係法令、社会保険（医療保険、年金、介護保険、労働保険）、在留手続等の分野における情報提供・相談対応、民間賃貸住宅等の契約等については、地域ごとの国籍別の在留外国人の多寡等の状況を踏まえ、できる限り、母国語による情報提供・相談対応等が可能となるよう、段階的な多言語対応の環境づくりを進める。 〔こども家庭庁、消費者庁、法務省、総務省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省等関係省庁〕《施策番号110》【ロードマップ65】	厚生労働省	【年金制度における多言語対応】 社会保険の意義を理解してもらうパンフレットを作成し、既存の年金制度に係るパンフレットと併せて多言語に翻訳し、平成31年4月以降、順次、日本年金機構ホームページへの掲載や相談対応における利用を実施している。また、年金事務所等の相談窓口において、多言語化した電話通訳サービスを利用した相談対応を実施している。引き続き、多言語化したパンフレット及び電話通訳サービスを利用した相談対応に取り組む。 【介護保険制度における多言語対応】 厚生労働省ホームページに介護保険制度に関する多言語（12か国語）対応版リーフレットを掲載しており、制度改正を踏まえ、当該リーフレットを更新した。 【雇用保険制度における多言語対応】 失業給付の受給に関する説明動画について、多言語版をYouTubeで公開し、厚生労働省ホームページで案内している。 また、受給者向け説明パンフレットについて、英語版を厚生労働省ホームページに掲載しているが、今後、制度改正を踏まえ、順次、多言語版を作成し、ホームページに掲載する方向で検討していく。
		文部科学省	多言語で作成した「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」の普及に努めるほか、「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」（委託事業）にて先進地域での実践（多言語のものを含む教材、文書等）を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行っている。外国人の子供の就学機会の確保に向けて、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、各教育委員会が就学案内等を行うに当たっては、外国人が日常生活で使用する言語を用いることにも配慮する旨、示している。来日したばかりの外国人児童生徒等が日本での学校生活等について理解を深められるよう令和2年度に作成した多言語での動画コンテンツについて、令和4年度には8言語追加して作成するとともに、引き続き、「かすたねっと」の運営を行うほか、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」（補助事業）にて、母語支援員の配置や多言語翻訳システムの導入など各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援している。引き続き、これらの取組を行っていく。
		国土交通省	進捗状況について、気象庁ホームページにおいて、防災・気象情報に関する用語を15言語で作成した多言語辞書を公開するとともに、多言語で情報提供を実施している。今後の予定については、引き続き関係省庁と連携して普及啓発を図る。 進捗状況について、「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」等のツールについて、国土交通省ホームページへの掲載、不動産事業者等を対象とした研修会での周知を行うとともに、不動産事業者に向けて外国人の入居受入れに関するセミナーを実施している。不動産関係団体等とも協力しながら、引き続きガイドライン等のツールの周知・普及を図る。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
111	病院等及び薬局に関する情報について、外国語対応やスマートフォンでの検索も可能とした全国統一的な検索サイトを構築し、令和6年（2024年）4月に運用を開始している。引き続き、検索サイトにおける情報提供の充実を図る。 〔厚生労働省〕《施策番号111》	厚生労働省	令和4年度補正予算において、外国語やスマートフォンでの検索に対応する全国統一的な検索サイトの構築を行った。令和6年4月より本検索サイトでの情報提供を開始しており、継続的に運用していく。
112	外国人についても、引き続き、予防接種法に基づく定期接種の接種率の向上を図るとともに、風しんに関する追加的な対策の対象とする。また、我が国に中長期間滞在することとなる外国人に対し、我が国への入国前に自国において麻疹・風しんの予防接種歴等の確認を行うことが望ましい旨を多言語（13言語）で周知するほか、まずは、結核について、適切に入国前のスクリーニングを実施するなど、感染症対策の取組を進める。 〔厚生労働省、法務省、外務省〕《施策番号112》	厚生労働省	【風しんの追加的対策について】 国内に居住する外国人について、風しんの追加的対策の対象としていた。令和6年度で風しんの追加的対策は予定どおり終了となった。 【多言語（13か国語）での周知について】 自国において麻疹・風しんの予防接種歴等の確認を行うことが望ましい旨を周知するため、13か国語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語）の啓発資料を作成した。関係各所と連携し、啓発資料による周知を進めているところである。 【入国前結核スクリーニングについて】 三省庁で協議を重ね、令和6年12月19日に「入国前結核スクリーニングの実施に関する申合せ」を交わし、また、同月26日には「入国前結核スクリーニングの実施に関するガイドライン」及び令和6年度中の制度開始を公表するに至った。 今後は、入国前結核スクリーニングの円滑な実施に向け、運用面などの具体的事項について、引き続き三省庁で検討を進めていく。
		法務省	結核については、三省庁で協議を重ね、令和6年12月19日に「入国前結核スクリーニングの実施に関する申合せ」を交わし、また、同月26日には「入国前結核スクリーニングの実施に関するガイドライン」及び今年度中の制度開始を公表するに至った。 今後は、入国前結核スクリーニングに係る運用面などの具体的事項について、引き続き三省庁で検討を進めていく。
		外務省	入国前結核スクリーニングについて三省庁で協議を重ね、令和6年12月19日に「入国前結核スクリーニングの実施に関する申合せ」を取り交わし、また、同月26日には「入国前結核スクリーニングの実施に関するガイドライン」及び同年度中の制度開始を公表するに至った。 今後は、入国前結核スクリーニングの円滑な実施に向け、運用に係る具体的事項等について、引き続き三省庁で検討を進めていく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
113	訪日外国人旅行者が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行者自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。 〔国土交通省、金融庁、法務省、外務省〕《施策番号113》	国土交通省	旅行保険加入促進について、日本政府観光局（ＪＮＴＯ）等のホームページやＪＮＴＯ海外事務所による海外イベント、駐日外国公館を通じて旅行保険加入に関する情報を発信するとともに、空港等において、入国後も加入可能な旅行保険への加入に関するデジタルサイネージの掲示等による周知を行った。 引き続き、ＪＮＴＯ等のホームページやＪＮＴＯ海外事務所等を通じて、旅行保険加入に関する情報を発信するとともに、入国後も加入可能な旅行保険に関する周知素材を活用し、旅行保険への加入を促進する。
		金融庁	旅行保険加入促進について、日本政府観光局（ＪＮＴＯ）等のホームページやＪＮＴＯ海外事務所による海外イベント、駐日外国公館を通じて旅行保険加入に関する情報を発信するとともに、空港等において、入国後も加入可能な旅行保険への加入に関するデジタルサイネージの掲示等による周知を行った。引き続き、ＪＮＴＯ等のホームページやＪＮＴＯ海外事務所等を通じて、旅行保険加入に関する情報を発信するとともに、入国後も加入可能な旅行保険に関する周知素材を活用し、旅行保険への加入を促進する。
		法務省	観光庁からの依頼に基づき、空港等の上陸審査場に入国後も加入可能な旅行保険への加入に関するデジタルサイネージの掲示等による周知を行っている。 引き続き、上記の取組を継続して実施する。
		外務省	観光庁が作成した旅行保険への加入に関する動画・ポスターを各在外公館にて掲示・配置を行うとともに、ウェブサイト等を通じて旅行保険加入に関する情報を発信し、引き続き旅行保険への加入を促進する。
114	関係機関との連携の下、交通安全教育や交通安全についての広報啓発活動等を通じて、外国人の間にも日本の交通ルールに関する知識を普及させることにより、交通事故の防止を図る。 外国人向けの運転免許試験手続に関する警察庁ウェブサイトの拡充等、広報啓発活動を充実する。 また、外国の運転免許を日本の運転免許に切り替える際に行う知識確認について、やさしい日本語対応のほか、更なる多言語化を進めること、運転免許を新規に取得する際の学科試験において多言語化を進めること等について、地域の実情等に応じて対応するよう全都道府県警察に要請する。 あわせて、外国語の問題例について警察庁で作成する。 さらに、偽造運転免許証を用いた日本の運転免許証の不正取得事案を防止するため、外国の運転免許制度に係る情報収集を強化する。 〔警察庁〕《施策番号114》	警察庁	・外国人に対して広報チラシやウェブサイト、ＳＮＳ等のあらゆる媒体を活用して交通ルールを学習する機会を提供する等の広報啓発活動を実施し、我が国の交通事情や交通ルール等の理解の促進を図った。 ・全都道府県警察において、第一種、第二種及び仮免許に係る学科試験について、外国語（20言語）による学科試験問題を導入した。 ・外国の運転免許制度に係る情報収集（調査委託等）を実施し、偽造運転免許証を用いた日本の運転免許証の不正取得事案の防止を図った。 ・外国人に対して広報チラシやウェブサイト、ＳＮＳ等のあらゆる媒体を活用して交通ルールを学習する機会を提供する等の広報啓発活動を実施し、我が国の交通事情や交通ルール等の理解の促進を図る。 ・外国語の運転免許学科試験等の更なる導入について、あらゆる機会を通じて引き続き各都道府県警察に要請する。 ・外国語の運転免許学科試験問題例等を新たに作成するなど、更なる充実化を図る。 ・外国の運転免許制度に係る情報収集を引き続き推進する。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
115	外国人からの110番通報に迅速・的確に対応できるよう、全都道府県警察において整備している三者通話システムの活用を推進するとともに、事件・事故等の現場における外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機能を有する装備資機材を活用する。また、外国語による対応が可能な職員の配置や語学研修等の教養の実施に引き続き努めるほか、遺失届・拾得物の受理時等の各種手続に係る外国語による対応の促進を引き続き図る。さらに、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、引き続き、適切な通訳の確保を図る。 〔警察庁、法務省〕《施策番号115》	警察庁	・外国人からの110番通報に迅速・的確に対応できるよう、通報者、通信指令担当者及び通訳担当者との三者通話の活用を促進している。 ・外国人との円滑なコミュニケーションを図るため、警察職員に対し、多言語翻訳機能を有する装備資機材を有効活用するための訓練や語学研修等の教養を実施している。 ・外国人が刑事手続の当事者となった場合において、刑事訴訟手続、公的弁護制度等に関する教示を円滑に行うため、適切な通訳の確保を図っている。 ・引き続き、三者通話システムの活用を推進していくほか、多言語翻訳機能を有する装備資機材の活用を促進する。 ・引き続き、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、適切な通訳の確保を図る。 ・令和5年（2023年）3月から段階的に全国移行中である遺失物システムにおいて、都道府県の独自実施としていた多言語化を、統一的に展開していく（30府県が運用中）。
		法務省	全国各地において、外国人が刑事手続の当事者となった場合においては、適切な通訳の確保を図っている。 今後も引き続き、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、適切な通訳の確保を図る。
116	通訳人との連携等による巡回連絡の実施、外国人に対する110番通報講習や防犯教室の開催、自主防犯団体との合同パトロールの実施等防犯対策の充実を図り、関係行政機関等とも連携しつつ、外国人が犯罪被害者となることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透の防止等を図る。 〔警察庁〕《施策番号116》	警察庁	・各都道府県警察において、通訳人との連携等による巡回連絡、外国人に対する110番通報講習や防犯教室の開催、外国人が参加する自主防犯団体との合同パトロール等を実施している。 ・上記施策を継続するとともに、それらの効果を踏まえつつ、引き続き、適切に施策を推進する。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
117	外国人が支障なく住宅を探し住むことのできるよう、全国の居住支援協議会による在留外国人への支援活動をサポートするとともに、外国人の住宅確保のための多言語による情報提供や物件紹介等の取組等、共生社会の実現に向けた施策を不動産関係団体と協力して引き続き積極的に推進する。このため、14言語で多言語対応している賃貸人や仲介事業者向けの実務対応マニュアルや外国語版の賃貸住宅標準契約書等を内容とする「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」や、外国人向けの日本での部屋の探し方、契約時に必要な書類、入居手続等を内容とする「部屋探しのガイドブック」、やさしい日本語で対応している日本で部屋探しをする際に活用できる基本的な情報等をまとめた外国人向けの「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」等について、ホームページでの公表や関係事業者への研修会等を通じて、共生社会の重要性と併せて引き続き広く周知・普及を図る。あわせて、外国人も日本人と同様に家賃債務保証サービス等を利用し、不当な差別なく契約ができるよう、家賃債務保証業者登録制度等の周知を行う。 さらに、不動産関係団体において作成した、特定技能制度や技能実習制度及びそれに基づいて入国する外国人材の入居受入れの実務に係る賃貸人向けのガイドブックについて、登録支援機関、不動産所有者等に対して引き続き周知、普及を図るとともに、賃貸人の懸念等に対応するため、外国人の入居受入れに関する無料相談を引き続き実施する。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や住宅情報の提供、居住支援等を促進する。 特に、外国人の就労や生活を支援する機関や相談窓口に対し、外国人を対象としたサービスを提供する居住支援協議会、居住支援法人、登録家賃債務保証業者、登録住宅等に関する情報を積極的に提供することにより、外国人への居住支援の更なる充実を図る。 〔国土交通省〕《施策番号117》	国土交通省	進捗状況について、平成31年3月15日より、国土交通省ホームページにおいて、外国語対応の可能な登録家賃債務保証業者について、対応言語、サービスの内容等の情報を掲載している。加えて、2024年5月に成立した「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和6年法律第43号）において、外国人を含む住宅確保要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者を認定する制度（認定家賃債務保証業者制度）を創設した。 また、居住支援協議会等に対しては、通知において外国人の受入れ等について協力を要請するとともに、外国人等の住宅確保要配慮者の入居を円滑に進めるための活動等に対する支援を実施している。 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録等を内容とする住宅セーフティネット制度について、各種会議において周知をしている。登録された住宅の情報については、「セーフティネット住宅情報提供システム」において随時情報提供を行っている。 「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」等のツールについて、国土交通省ホームページへの掲載、不動産事業者等を対象とした研修会での周知、不動産事業者に向けて外国人の入居受入れに関するセミナーを実施している。【再掲】施策番号110で記載。不動産関係団体においてガイドブックを公開するとともに、無料相談を実施している。 今後の予定については、外国人等の住宅確保要配慮者の入居を円滑に進めるための活動等に対する支援を引き続き実施する。住宅セーフティネット制度の周知・普及を図るための取組を推進するとともに、「セーフティネット住宅情報提供システム」において、登録された住宅の情報提供を引き続き実施する。不動産関係団体等とも協力しながら、引き続きガイドライン等のツールの周知・普及を図る。【再掲】施策番号110で記載。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
118	公営住宅に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居申込資格を認める取扱いとするよう、地方公共団体に要請を行っているところ、このような地方公共団体における取組を更に推進する。 都市再生機構の賃貸住宅について、外国人の居住者が多い団地で実施されている外国人との共生の取組（外国語版の居住者向けリーフレットの配布、管理サービス事務所等における通訳の配置、居住者間の交流イベントの開催等）を推進する。 〔国土交通省〕《施策番号118》	国土交通省	進捗状況について、公営住宅に関しては、平成30年12月25日付けで通知を発出し、在留資格を持つ外国人について日本人と同様の入居申込資格を認める取扱いとするよう地方公共団体に要請を行っている。 都市再生機構の賃貸住宅については、左記の取組を引き続き実施している。今後の予定については、地方公共団体における取組を引き続き推進する。 都市再生機構の賃貸住宅について、外国人の居住者が多い団地で実施されている外国人との共生の取組を引き続き推進する。
119	関係省庁と連携の上、受入れ企業等に対して、やさしい日本語を含む16言語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットも活用しながら、外国人の口座開設等（送金・口座振替・デビットカードの利用を含む）の金融サービスの利便性向上及びマネー・ローダリングや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施し、理解の醸成を図る。 また、金融機関に対しては、「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」も活用しながら、引き続き、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上に向けた取組を推進していくよう促していく。 さらに、外国人の在留期間を的確に把握して口座を適切に管理等、内部規定やガイドライン等の整備を含め、特殊詐欺やマネー・ローダリング等への対策に資する取組が金融機関において行われるよう引き続き対応を促していく。 〔金融庁〕《施策番号119》	金融庁	・金融機関に対し、「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」も活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上に向けた取組を推進していくよう促した。 ・外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットを改訂し、これらも活用しながら、金融機関及び外国人の受入れ企業等に対して、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上及びマネー・ローダリングや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知を行った。 ・引き続き、金融機関及び受入れ企業等に対して、外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットも活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上及びマネー・ローダリングや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施するとともに、マネー・ローダリング対策等に係る外国人顧客対応について、適切な措置がなされるよう金融機関に対して促していく。
120	受入れ企業は特定技能外国人及び技能実習生が金融機関において円滑に口座を開設できるように必要なサポートを行う。 〔法務省〕《施策番号120》	法務省	外国人技能実習機構ホームページの監理団体及び実習実施者向けページにおいて、金融庁作成のパンフレット「外国人の預貯金口座・送金利用について（外国人の受入れに関わる方に知っていただきたい事項）」を一般的な注意事項として掲載しており、監理団体及び実習実施者に向けた周知を行った。 技能実習生の口座開設が円滑に行われるよう、引き続き、外国人技能実習機構を通じて監理団体及び実習実施者に向けた周知を行う。 特定技能制度においては、口座の開設をはじめとする生活に必要な契約について、必要な書類の提供及び窓口の案内等の支援を行うことを、特定技能所属機関等による義務的支援として位置付けている。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
121	資金移動業者の口座への賃金支払について、適正な制度運用や、労働者、使用者、資金移動業者等への周知を実施する。特に外国人労働者に対しては、多言語の外国人向けリーフレットも活用しながら、理解の促進を図る。 〔厚生労働省、金融庁〕《施策番号121》	厚生労働省	【厚生労働省、金融庁】 賃金のデジタル払いに関する多言語リーフレットを作成し、ホームページで公開している。 また、英語字幕の表示が可能な周知用動画を作成し、ホームページで公開した。 労働者及び使用者の正しい理解のもと資金移動業者の口座への賃金支払いが実施されるよう、引き続き、ホームページや各種周知資料等を活用し、制度の周知・広報を図る。
		金融庁	
122	在留外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化等の観点から、日本語の話せない外国人が一律に契約を阻害されることのないよう、携帯電話事業者等における多言語対応に向けた取組及び在留カードによる本人確認手続の円滑化に資する取組の推進に引き続き取り組む。 〔総務省〕《施策番号122》	総務省	これまでに携帯電話事業者・業界団体等に対しヒアリングを実施し、在留外国人の携帯電話の契約及び利用等における多言語対応及び本人確認手続について現状を把握している。 平成31年3月27日に携帯電話事業者等に対し、多言語対応に向けた取組を一層推進するよう、業界団体を通じて要請した。その際、在留カードによる本人確認が可能である旨についても周知を実施した。 今後、携帯電話事業者・業界団体等における取組について適時フォローアップを行う。
123	社会保険への加入手続に関し、事業主の呼出し、訪問指導、立入検査等による計画的な事業所指導を実施するなど、外国人を雇用する事業所や雇用されている外国人に対する社会保険への加入促進の取組を重点的に推進する。あわせて、国民健康保険について、市区町村において、離職時等に、年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組を推進する。 〔厚生労働省〕《施策番号123》	厚生労働省	令和元年6月以降、出入国在留管理庁から提供を受けている特定技能外国人及び特定技能所属機関等の情報を活用し、特定技能外国人及び特定技能所属機関等への社会保険の加入促進に取り組んでいる。引き続き、出入国在留管理庁から提供される特定技能外国人及び特定技能所属機関等の情報を活用し、特定技能外国人及び特定技能所属機関等への社会保険の加入促進に取り組む。
124	外国人に対する国民健康保険制度の周知・広報に要した費用に対し、特別調整交付金の仕組みにより財政支援を行うなど、地方公共団体における外国人の国民健康保険制度への加入促進のための取組を支援する。 〔厚生労働省〕《施策番号124》	厚生労働省	外国人に対する国民健康保険制度の周知広報に要した費用について、特別調整交付金による財政支援を実施している。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
125	地方出入国在留管理官署における外国人の在留資格変更・在留期間更新時や、ハローワークにおける求人受理時等において、関係行政機関が連携を図ることにより、外国人雇用事業所や外国人の社会保険への加入促進に取り組む。 このため、特定技能外国人の受入れに関する審査に当たり、社会保険制度上の義務の履行状況等を適切に確認し、過去にその納付すべき社会保険料を一定程度滞納するなどした受入れ機関については受入れを認めない。また、上陸許可や在留資格変更許可等をした外国人の身分事項や所属機関の情報及びその帯同家族の情報を法務省から厚生労働省等に提供し、関係機関において、当該情報を活用しながら所要の確認や適用、必要に応じた加入指導等を行うことにより、社会保険の加入促進に取り組む。加えて、国民健康保険・国民年金については、保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする等の対策を講ずる。上記の特定技能外国人に係る法務省から厚生労働省等への情報提供等や在留期間更新許可申請等に係る取組については、その他の在留資格を有する外国人についても、同様の措置を講ずることについて引き続き検討する。 〔法務省、厚生労働省〕《施策番号125》	法務省	「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能所属機関が労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していることを、特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として規定した上で、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」において、特定技能外国人及び特定技能所属機関に対し、社会保険制度上の義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とする旨を明記するとともに、地方出入国在留管理官署では、在留諸申請において、社会保険制度上の義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とすることとしている。 また、特定技能制度については、社会保険に係る情報連携に必要な連絡窓口や方法などの体制整備について協議し、厚生労働省へ必要な情報提供を行っている。 引き続き、特定技能外国人及び特定技能所属機関に対し、社会保険制度上の義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とするほか、厚生労働省に対し必要な情報提供を行うなどして、社会保険制度上の義務の確実な履行の確保を図る。 その他の在留資格を有する外国人については、令和2年12月18日に通知を発出し、地方公共団体において国民健康保険の悪質な滞納者と判断された者に関し地方出入国在留管理官署に通報し、被通報者の在留期間更新申請等に国民健康保険料（税）を納付したことを示す資料（以下「納付証明書」という。）の提出を求め、納付証明書の提出がない場合は、在留資格変更許可申請等を許可する相当性がないものとして、原則として不許可処分とする運用（以下「協力要請制度」という。）を試行している。 協力要請制度について、開始から一定期間経過していることもあり、適正化を行いつつ、今後も拡大を図り、本格運用に向けて検討を進めていく。
		厚生労働省	令和元年6月以降、出入国在留管理庁から提供を受けている特定技能外国人及び特定技能所属機関等の情報を活用し、特定技能外国人及び特定技能所属機関等への社会保険の加入促進に取り組んでいる。引き続き、出入国在留管理庁から提供される特定技能外国人及び特定技能所属機関等の情報を活用し、特定技能外国人及び特定技能所属機関等への社会保険の加入促進に取り組む。
126	各府省庁の外国人への生活支援等の情報や新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止のための留意事項について、外国人生活支援ポータルサイトに集約して掲載することで、引き続き周知・徹底を図る。 〔法務省〕《施策番号126》	法務省	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために必要な留意事項について、外国人生活支援ポータルサイトに掲載して周知・徹底を図っている。 引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な事項について、外国人生活支援ポータルサイトを通じて周知を図っていく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
		厚生労働省	【介護分野】 令和元年度から、地域医療介護総合確保基金のメニューとして、介護分野の特定技能の在留資格により日本の介護現場での就労を希望する者と介護施設等とのマッチングを実施する都道府県（適切な団体に委託可）に対して、必要な経費を助成している。さらに、令和6年度補正予算においては、外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、受入事業所に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等（携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、eラーニングシステムなど）の導入や、ツール等が有効活用されるための研修等の実施にかかる費用を助成するために必要な予算を確保している。引き続き、外国人介護人材の受入環境の整備に向けて、必要な事業の実施に努める。 【ビルクリーニング分野】 「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査一式」において作成した啓発資料等を厚生労働省ホームページにおいて周知するほか、令和6年度の同事業において、事業者を対象としたオンラインセミナーを開催した。また、出入国在留管理庁等より提供される特定技能制度関連のイベント情報等は業界団体に随時連携し、ホームページにて特定技能協議会構成員にも周知している。なお、ビルクリーニング分野における特定技能外国人は徐々に増加しているところであり、技能評価試験合格証明書の発行手数料の扱いなどの制度設計について検討しているものの、特定の地域に集中している状況にはなっていないため、引き上げには至っていない。今後とも、適切に取り組んで行く所存である。
		経済産業省	製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会において、受入れ企業の優れた取組の紹介や特定技能外国人材制度を制度趣旨に沿って活用する旨の周知を行ったほか、受入れ企業や登録支援機関等を対象とした国内外向けのセミナー（オンライン）の開催や、協議・連絡会構成員への引き抜き防止に向けた周知を行った。また、製造分野特定技能評価試験（国内試験）について、令和5年度は10会場で実施していたところ、令和6年度は、CBT方式を導入し、全国47都道府県の会場で試験を実施することで、利便性を大幅に向上させた。引き続き、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会において、必要な情報の発信を行いつつ、今後の制度改正の内容を踏まえたセミナーを適切なタイミングで開催するとともに、引き抜き防止に向けた指導に関しても、状況を注視し、必要に応じて追加での対応を行う。加えて、製造分野特定技能評価試験については、適正な試験を実施していく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
127	特定技能制度において、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止し、かつ、就労を希望する国内外の外国人の意向と中小企業をはじめとした外国人雇用の経験に乏しい外国人の雇用を希望する企業のニーズをマッチングさせるため、各分野特有の状況等を考慮の上、以下の措置を講ずる。 ・受入れに係る採用、生活環境整備、人材育成等の優良事例の紹介や、共同での企業PR活動、宿舍手配、研修等の事業者間の連携を促進するための情報提供（16分野） ・企業・在留外国人に対する地方におけるセミナーの開催（16分野） ・分野別協議会における引き抜き防止の申合せ等引き抜き防止に対する厳格な対応が行われるよう分野別協議会を通じた指導を実施（16分野） ・地方における技能評価試験の実施（16分野） ・特定技能外国人として就労を希望する者と特定技能外国人の雇用を希望する企業のマッチングを実施する都道府県（適切な団体に委託可）に対する必要な経費の助成（介護分野） ・介護分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために、介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援、相談窓口等の支援を実施（介護分野） ・技能評価試験合格証明書の発行の際、過度集中地域の受入れ機関から徴収する費用の引上げ（ビルクリーニング分野） ・特定技能外国人の受入れ事業実施のための法人において、全国の求人求職情報の集約等のマッチングの実施。また、都市部と地方の間で著しい待遇の格差が生じないよう、同法人において、地方における求人の発掘を積極的に行うとともに、受入れ企業に対する求人条件の見直しなどの助言・指導の実施（建設分野）	国土交通省	【建設分野】 建設分野においては、以下を実施 ○特定技能外国人受入事業実施法人である「（一社）建設技能人材機構」（JAC）において、 ・令和2年8月より本格開始した無料職業紹介（求人求職マッチング）を継続実施 ・全国12会場において説明会を実施し、制度及び事業周知の促進 ・説明会を通じた行動規範(悪質な引抜き行為防止を含む)の周知 ・建設分野においては、全国各地で特定技能評価試験を実施。 今後、JACにおいて、入会時や会員向けの説明会等の充実を図るとともに、引き続き求人求職マッチング推進、試験実施等の対応を進める。 【造船・船用工業分野】 ・受入れ企業に対して、特定技能外国人受入れに関する優良事例集をホームページで公開し、情報提供を行った。 ・特定技能外国人の受入れ企業等の遵守事項として造船・船用工業分野特定技能協議会規約にて大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止するための規定を定めている。 ・令和6年4月から令和7年3月末までに実施した109回の特定技能評価試験は、1回を除き地方で実施した。 ・今後の対策として引き続き、地方において技能評価試験を実施するなど、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止等するための対策を講ずる。 【自動車整備分野】 ・自動車整備分野においては、大都市圏での受入れの自粛要請に従うことや、引き抜き行為を行わないことを、自動車整備分野特定技能協議会の遵守事項として定めて周知している。 ・自動車整備事業者に対し、各地域における事業者間の自律的な連携・協調を促すとともに、好事例をモデル事業として周知している。 ・自動車整備分野の国内試験については、全国において試験を実施している。 ・引き続き、各地域における事業者間の自律的な連携・協調を促すとともに、好事例をモデル事業として全国へ周知する。また、国内試験について、引き続き全国にて実施する。 【航空分野】 大都市圏等での受入れ自粛要請に従うことや、引き抜き行為を行わないことを、特定技能所属機関が航空分野特定技能協議会に入会する際の遵守事項として定めている。 引き続き、航空分野特定技能協議会において、必要な情報の発信を行うとともに、遵守事項の周知徹底に努めることとする。 【宿泊分野】 ・特定技能所属機関が宿泊分野特定技能協議会に入会するにあたり、協議会による大都市圏での受入れ自粛要請決議に対する尊重を求めている。 ・地方を含む複数都市で技能試験を実施した（47都道府県）。 ・日本ホテル協会、全日本ホテル連盟、日本旅館協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の業界4団体にて、それぞれウェブサイトにおいて求人情報を掲載している。 ・ホテル、旅館等や外国人等を対象としたセミナー等を開催し、制度及び受入施設の環境等の周知を図った。 ・今後については、外国人材等と宿泊事業者等を対象としたマッチング等を開催し、外国人材の受入れ促進を引き続き進める。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
	・地域における事業者間連携による自律的取組の発掘・支援（自動車整備分野） ・特定技能試験の受験者を増やすためのジョブフェア等のPR活動、試験合格者の雇用のためのマッチングイベントの実施等（宿泊分野） 〔厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等関係省庁〕《施策番号127》【ロードマップ93、94、95、96】	農林水産省	農業分野では、以下の取組を実施した。 ・農業版外国人材の受入れマニュアル及び優良事例集を作成し、HPへの掲載・周知を行った。 ・上記マニュアルや優良事例集を活用して、全国の受入機関等を対象としたオンラインセミナーを開催した。 ・外国人材の労働環境改善に向け、労働安全リーフレットを翻訳（4か国語）し、HPへの掲載・周知を行った。 ・受入機関が行う環境整備の取組事例や地方自治体の支援策を情報提供するオンラインセミナーを農林水産省が主催した。 ・在留外国人を対象に農業技術を学ぶ講習会を3地区で実施するとともに、オンライン学習教材「日本の農業をまなぼう」の開発・公開を行った。 ・国内の技能測定試験は、全国47都道府県約180都市において試験を実施した。 また、農業分野・飲食料品製造業・外食業の3分野共同で、外国人及び外国人を受け入れる事業者向けの相談窓口（14か国語）とチャットボット（10か国語）を設置した。 漁業分野では、以下の取組を実施した。 ・外国人が働きやすい環境の整備（生活ガイダンスの開催、相談窓口の設置等）に取り組む漁協への支援を実施。 ・外国人材の受入マニュアル作成への支援、日本語教育に対する助成を実施。 ・優良な特定技能外国人材の受入れ事例について関係者への情報共有の実施。 ・特定技能協議会において、引き抜き防止に関する申し合わせを実施。 ・国内の技能測定試験は、全国47都道府県約140都市を対象に実施。 飲食料品製造業・外食業の2分野共同で、以下の取組を実施した。 ・受入れ・環境整備及び人材育成等の優良事例の情報提供並びにマッチングをテーマに受入れ企業や自治体等の関係者が参加する意見交換会を実施（9月：北海道、1月：東京）【再掲】施策番号105。優良事例についてはHPでの紹介のほか、動画コンテンツとしても配信。 ・受入れ機関向けに特定技能制度に関するオンラインセミナー、ワークショップを実施（各分野とも11月及び12月に実施）。 ・国内では全国19都道府県の延べ40都市において試験を実施。 林業分野では、以下の取組を実施した。 ・令和6年9月に運用が開始したことを踏まえ、受入に関するマニュアルを作成し、全国の林業事業者を対象に説明会を開催した。 ・国内初の試験として、愛媛県で技能測定試験を開催した。 木材産業分野では、以下の取組を実施した。 ・令和6年9月に運用が開始したことを踏まえ、受入に関するマニュアルを作成。 ・技能測定試験を国内2都市、国外1都市で開催した。 農業分野では、マニュアルや優良事例、相談窓口について受入機関や関係団体等に周知を行っていく。また、セミナーや国内試験等についても引き続き実施していく。 漁業分野では、他分野の事例等を踏まえ、必要に応じ取組を実施する。 飲食料品製造業・外食業の2分野共同で、優良事例の発信やオンラインセミナーの開催について受入れ機関や関係団体等を対象に行っていく。 林業分野及び木材産業分野では、必要に応じ制度理解の促進や円滑な受入れに資するよう、受入れ機関や関係団体等に対し、説明会の開催を検討していく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
128	特定技能外国人が、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止し、かつ、就労を希望する国内外の外国人の意向と中小企業をはじめとした外国人雇用の経験に乏しい外国人の雇用を希望する企業のニーズをマッチングさせるため、必要な措置を講じるに当たっては、分野所管省庁等に特定技能外国人に係る在留数等必要な情報を提供していく。また、就労を希望する外国人等に対し、受入れ機関の情報を提供していく仕組みを構築するとともに、地方における人手不足の状況や特定技能外国人の受入れ状況等の情報把握・分析機能の強化を行う。 〔法務省、厚生労働省〕《施策番号128》	法務省	特定技能在留外国人数については、3か月ごとに都道府県別の在留者数を把握・分析の上、分野所管省庁に提供している。 引き続き、特定技能在留外国人数について、3か月ごとに都道府県別の在留者数を把握・分析の上、分野所管省庁に提供していく。
		厚生労働省	現在、分野所管省庁等に特定技能外国人受入分野の四半期ごとの分野別有効求人倍率を提供しているところであり、引き続き継続する予定。
129	地方公共団体と連携して地方で就労することのメリットを周知するとともに、外国人受入環境整備交付金による地方への支援を引き続き推進する。 〔法務省〕《施策番号129》	法務省	出入国在留管理庁ホームページに、地方で就労することのメリットに関する資料を掲載するとともに、令和6年度から、出入国在留管理庁ホームページや特定技能総合支援サイトにおいて、地方公共団体等が主催する特定技能制度に関するイベント情報を掲載することで、特定技能制度活用促進のための情報の周知に努めている。 今後も出入国在留管理庁ホームページに、地方で就労することのメリットに関する資料を掲載するとともに、各種取組を地方公共団体に共有し、制度の周知等に努めていく。 外国人受入環境整備交付金を通じて地方公共団体における一元的相談窓口の整備・運営を支援している。 引き続き、外国人受入環境整備交付金を通じて地方公共団体における一元的相談窓口の整備・運営を支援する。
130	以下の取組については、必ずしも外国人材を対象にしたものではないが、その推進を図ることにより、地域への就労促進に資すると考えられる。 ・住宅紹介等を行う地方の居住支援法人や家賃低廉化補助等を行う地方公共団体等の取組に対する地方財政措置を含めた充実した財政支援の実施 ・元請・下請の取引関係の適正化や介護等公定価格でサービス対価が決まる分野における処遇改善等の賃金の引上げに関する取組の推進 〔厚生労働省、国土交通省、経済産業省、公正取引委員会〕《施策番号130》	厚生労働省	令和6年度介護報酬改定では、介護の現場で働く方々の処遇改善を確実に行うものとして、介護報酬全体で+1.59%を確保し、処遇改善加算についても、3種類の加算を一本化するとともに、加算率の引上げを行った。加えて、処遇改善加算の更なる取得促進に向けた要件の弾力化や、令和6年度補正予算において更なる賃上げに向けた支援を講じている。
		国土交通省	進捗状況について、居住支援法人等が行う居住支援活動に対して支援を実施している。セーフティネット住宅に対して地方公共団体が行う家賃低廉化・家賃債務保証料等低廉化等の支援を実施している。 今後の予定については、居住支援活動に対する支援及びセーフティネット登録住宅に対して地方公共団体が行う家賃低廉化・家賃債務保証料等低廉化等の支援を引き続き実施する。
		経済産業省	中小企業の取引実態等をヒアリングする下請Gメンを令和6年度は330名体制とし、取引実態の把握を進めた。 また、年2回の「価格交渉促進月間」を通じた「発注企業の価格交渉・価格転嫁の状況」の公表や、事業所管大臣名での指導・助言を実施した。 今後は、下請Gメンによるヒアリングや、「価格交渉促進月間」を通じた指導・助言などの取組を粘り強く継続するとともに、公正取引委員会と連携した下請法改正も含め、サプライチェーン全体で中小企業が価格転嫁できる環境整備に取り組む。
		公正取引委員会	下請法の厳正な執行に努める等、親事業者（元請）及び下請事業者の取引の適正化に向けた取組を実施している。 引き続き、上記の取組を実施していく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
131	技能実習制度及び特定技能制度の在り方の検討については、令和6年（2024年）2月9日に、関係閣僚会議において、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」（以下「政府方針」という。）を決定し、これを踏まえ、人手不足分野における人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度の創設等を行うための法案を令和6年（2024年）通常国会に提出し、同法案は同国会において成立した。また、同年3月29日には、特定技能制度の受入れ分野に新たに4分野等を追加し、同年4月から向こう5年間の特定技能外国人の受入れ見込数の総数を82万人に拡大することを閣議決定した。 育成就労制度等の施行に向けて、受入れ見込数や受入れ対象分野の設定に加え、育成就労実施者や監理支援機関の要件厳格化や、転籍の要件・手続及び優良機関へのインセンティブの付与等に係る方針を具体化するための政省令等の整備や基本方針、分野別運用方針の策定等を行い、制度の具体化を進めるとともに外国人育成就労機構やハローワークの体制整備を含め、制度の適正かつ円滑な運用を図るための取組を進める。 日本語能力の向上方策に関しては、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の仕組みも活用して日本語教育の質の向上を図ることとし、具体的には、就労開始前の要件であるA1相当以上の試験（日本語能力試験N5等）合格に相当する日本語講習の標準的な授業時数・教育内容等を検討するとともに、育成就労計画に盛り込むべき日本語能力の育成目標や内容等の基準を検討し、併せて、受入れ企業が日本語能力の向上を図るようにインセンティブ方策等を検討する。また、日本語能力を測る新たな試験の導入や、外国人の十分な受験機会を確保する方策を検討するとともに、日本語教材の開発、現地日本語教師の育成のための日本語専門家等の各国への派遣等の支援の実施等、母国における日本語学習支援の実施等の取組を進めるほか、地方公共団体に地域産業政策等の観点から地域協議会への積極的な関与を促すなど、受入れ環境の	法務省	【法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、文部科学省】 令和6年12月に育成就労制度の創設及び特定技能制度の適正化に係る入管法及び技能実習法の一部改正法による改正後の入管法及び育成就労法に基づき、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」を設置した。また、令和7年3月には、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について」が閣議決定された。引き続き、育成就労制度の運用開始に向けて、政省令、運用要領等の整備などの準備を着実に進めていく。 日本語能力の向上方策に関しては、上記基本方針において、就労を開始する前までに、日本語教育の参照枠A1相当以上を基本としつつ、育成就労産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力を求め、その日本語能力水準として、育成就労産業分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分に対応する日本語能力の試験に合格すること又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関による就労のための課程の講習等において受講することなどを定めている。当該基本方針にのっとり、育成就労産業分野別運用方針等が検討される予定。 特定技能制度の適正化及び育成就労制度の創設により設けられる、就労を開始する前までに必要となる日本語能力の水準等について、その水準を備えていることを判定する新たな試験を、同制度の運用開始に合わせて開発、実施する。また、今後も継続して、主要な外国人材輩出国への日本語教育専門家の長期派遣や現地教師の訪日研修等を通じて、生活・就労関連日本語教授法や関連教材の普及等を実施し、来日前から継続的かつ効果的に学習に取り組むことのできるよう、各国における生活・就労関連日本語学習支援の実施等の取組を進めていく。 特定技能制度については、令和6年に新規に追加された分野等の技能試験の整備や周知活動等を行い、当該分野等における特定技能外国人の受入れを開始した。 今後の特定技能制度における受入れ見込数や受入れ対象分野の設定・変更については、育成就労制度との関係性を踏まえつつ、引き続き検討を行う。 また、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成20年6月15日閣議決定、令和6年2月20日一部変更）において、特定技能
		警察庁	
		外務省	
		厚生労働省	
		経済産業省	

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
	実政策の観点から地域協議会への積極的な関与を促すなど、受入れ環境の整備等を進める。 特定技能制度については、新規分野等の追加を踏まえ、制度所管省庁及び分野所管省庁において、技能試験の整備、周知活動等、特定技能外国人の円滑な受入れに向けて、制度を適切に整備・運用するとともに、今後の特定技能制度における受入れ見込数や受入れ対象分野の設定・変更については、育成就労制度との関係性を踏まえつつ、適切な検討を行う。 また、引き続き我が国に在留する特定技能外国人数が増加することが想定されるところ、特定技能外国人の受入れ企業には、地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること及び地域における外国人との共生に係る取組も踏まえて支援計画に基づき支援すべきことを踏まえ、地方公共団体の要望を聞き取った上で、受入れ企業と地元の地方公共団体とが意思疎通をしやすい環境を整えることなど、共生社会の実現に資する具体的な取組を検討する。 〔法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、文部科学省〕《施策番号131》【ロードマップ92】	国土交通省 農林水産省 文部科学省	また、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年6月15日閣議決定。令和6年3月29日一部変更）において、特定技能所属機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること及び1号特定技能外国人に対する支援は地域の外国人との共生に係る取組を踏まえて行うことが明記されたことを踏まえ、「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令」（令和7年法務省令第3号）を公布し、特定技能所属機関の責務として、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をする事、また、1号特定技能外国人に対する支援計画の作成・実施に当たっては、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえることを規定するなど、所要の省令改正を行った。 本省令改正は令和7年4月1日から施行するところ、関係省庁等と連携の上、本取組を適切に運用していく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
132	特定技能制度における技能試験及び日本語試験を国内外で円滑に実施する観点から、以下の措置を講じる。 ・国内及びMOC作成国における技能試験及び日本語試験の実施を推進する。技能試験について、分野所管省庁等と連携の上、海外は、試験実施国・試験実施回数を拡大、国内は、地方都市での実施・試験実施回数を拡大していくとともに、日本語試験について、技能試験の実施状況や人材受入れニーズ等を踏まえて実施を推進する。なお、特定技能外国人として我が国での就労を希望する者の技能試験及び日本語試験の受験を促進するための取組を推進する。 ・「日本語教育の参照枠」によって、各試験団体が実施する日本語試験について共通の指標による評価が可能となったことを踏まえ、出入国在留管理庁において作成・公開するガイドラインに基づき、必要に応じて、分野所管省庁において、新たな日本語試験の活用を検討するとともに、出入国在留管理庁において、制度所管省庁等と連携の上、1号特定技能外国人の日本語能力を測る試験としての試験水準や不正防止策などにより、当該試験の適正性を確認するなど適切な検討を行う。 〔法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、文部科学省〕《施策番号132》	法務省	【法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、文部科学省】
		外務省	日本国内での実施のほか、海外試験実施国政府からの要請も踏まえ、分野所管省庁の協力の下、令和6年度末までに試験を実施済みの16か国（フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、インドネシア、タイ、ベトナム、スリランカ、インド、ウズベキスタン、バングラデシュ、パキスタン、マレーシア、キルギス、ラオス）において試験を実施するとともに、特定技能試験の受験者の金銭的負担を軽減させるため、試験実施主体に「特定技能試験実施費補助金」を支給している。
		厚生労働省	今後も分野所管省庁と連携し、引き続き試験実施国・分野等の拡大を推進する。
		経済産業省	また、現在、出入国在留管理庁において、「1号特定技能外国人の日本語能力を測る試験等追加のためのガイドライン」に基づき、特定技能制度における日本語試験の追加に係る検討を行うとともに、令和7年3月11日に決定した「特定技能制度及び育成就労制度に係る試験の方針」を踏まえ、両制度における日本語試験の作成に係る運用の明確化及び透明性の向上を図る観点から、新たなガイドラインの作成に向けて、関係省庁と連携の上、必要な検討を進めていく。
		国土交通省	
		農林水産省	
		農林水産省	農業分野では、国外ではフィリピン、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、タイ、ネパール、モンゴル、ウズベキスタン、スリランカ、インド、バングラデシュ、ベトナムの12か国で技能試験を実施した。また、国内では全国47都道府県約140都市において試験を実施した。
			漁業分野では、国外試験をインドネシアにて実施した。国内試験については、全国47都道府県約140都市にて実施した。
			飲食料品製造業・外食業の2分野ともに、国内試験は全国19都道府県の延べ40都市において試験を実施した。国外試験は、飲食料品製造業分野においては引き続きフィリピン、インドネシア、新規にベトナムで実施、外食業においては、引き続きカンボジア、タイ、インドネシア、フィリピン、ネパール、ミャンマー、スリランカ、新規にベトナムで実施した。
			木材産業分野では、国内2都市、国外1都市（インドネシア）で試験を実施した。
			農業分野では、受入れニーズも踏まえて試験国の拡大を検討していくとともに、国内試験においても、引き続き全国で実施していく。
			漁業分野では、受入れニーズも踏まえてインドネシア国内の試験実施都市の拡大等を検討していくとともに、国内試験においても、引き続き全国47都道府県約140都市にて実施していく。
			飲食料品製造業・外食業の2分野では、受入れニーズを踏まえて試験国の拡大を検討していくとともに、国内試験においても全国10か所以上で引き続き実施していく。
			林業分野では、国外試験の実施に向けた検討を進めていくとともに、国内においても地方を含めた実施箇所の拡大を検討しながら実施していく。
			木材産業分野では、引き続き、国内外の試験実施箇所の拡大を検討しながら、試験を実施していく。

令和 7 年 3 月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
133	出入国在留管理庁ホームページ等において特定技能試験及び日本語試験についての最新情報を多言語で一元的に提供していく。試験情報に係る関係機関のホームページの多言語化を進めるなど、外国人及び受入れ機関の双方が必要な試験情報にアクセスできるよう周知方法を充実させる。 〔法務省〕《施策番号133》	法務省	出入国在留管理庁ホームページやX（旧ツイッター）、フェイスブック及びメール配信サービスを通じて特定技能に係る情報発信・最新情報の掲載を行った。 特定技能総合支援サイトに、特定技能試験及び日本語試験の開催予定等の情報を多言語で掲載している。 引き続きホームページ等へ掲載を行っていく。 今後も特定技能試験及び日本語試験の開催予定等の情報の周知を図っていく。
134	適正かつ円滑な送出し及び受入れの確保のため、M O C作成国等と定期又は随時に協議を行うための体制構築を行う。 〔法務省、外務省〕《施策番号134》	法務省	【法務省、外務省】 特定技能M O C作成国とのオンライン及び対面による協議を開催し、特定技能制度の運用状況等について協議を行う体制を構築した。 今後も、特定技能M O C作成国等との情報連携及び協議を着実に進める。
		外務省	

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
135	日本人との同等報酬を確保しつつ外国人材の技能等を高めることにより更に報酬が増えていくことを示すことや、帰国後にどのような活躍ができるのかなど、分野別の協議会等において、積極的にキャリアパスの明確化を図る。 〔厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等関係省庁〕《施策番号135》【ロードマップ93、94、95、96】	厚生労働省	【介護分野】 外国人介護人材の受入に係る好事例について、介護分野の特定技能協議会において、周知等を行っている。 【ビルクリーニング分野】 引き続き「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査事業」を実施しており、本事業において、ビルクリーニング分野における特定技能外国人のキャリアパスの明確化を図る手段等の検討を行うために必要な基礎資料を作成しているところである。
		経済産業省	受入れ企業の好事例を収集した上で、「製造業における特定技能外国人材受入れ事例集」を作成し、セミナーやポータルサイト等を通して周知を行った。引き続き、情報収集を行い、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会での周知を行う。
		国土交通省	【建設分野】 建設分野においては、以下を実施した。 ・同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬の支払い等を要件とした国土交通大臣による建設特定技能受入計画の認定制度の適切な実施 ・令和6年12月に2024年度「外国人材とつくる建設未来賞」（国土交通大臣表賞）表彰式を開催し、優れた技能を有する外国人技能者のキャリアパス等をパンフレット等を通じ周知 ・外国人技能者から就業先として選ばれる国であり続けるために、外国人技能者の招致・定着に向けた調査を実施 今後も受入計画の認定の適正な運用や表彰等を通じた優良事例の周知を行うとともに、（一社）建設技能人材機構を通じ、特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知等を実施していく。 【造船・船用工業分野】 特定技能外国人等の受入れを行っている企業が実施している取組及びキャリアパスの事例を国土交通省のＨＰ等において周知することにより、外国人材のキャリアパスの明確化を図っている。 今後は造船・船用工業分野特定技能協議会において、情報収集に努め、特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知等を行う。 【自動車整備分野】 外国人材のキャリアパスの明確化を図るため、自動車整備事業者に対し、令和6年3月に策定した「自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン」及び自動車整備分野特定技能協議会による特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨の周知等を行っている。引き続き、ガイドライン及び制度の趣旨の周知等に努め、外国人材のキャリアパスの明確化を図る。 【航空分野】 業界団体主催の研修会等により、外国人材等に関する情報の周知を図っている。 航空分野特定技能協議会においては、引き続き情報収集に努め、特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知等を行う。 【宿泊分野】 宿泊分野においては、外国人材のキャリアパスについて、宿泊事業者及び特定技能外国人材に対するヒアリング等を実施し、報告書にまとめて横展開を図っている。今後については、引き続き、宿泊事業者及び特定技能外国人材に対するヒアリング等による情報収集、ホームページ等を通じた周知に努め、キャリアパスの明確化を図る。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
		農林水産省	農業分野では技能に応じたキャリアアップ等に取り組む経営体の優良事例を収集し、受入れ機関や関係団体等に対して周知した。また、外国人材も活用できるよう事例集を翻訳（4か国語）しＨＰで公開した。 漁業分野では、優良な特定技能外国人材の受入れ事例について関係者への情報共有を実施した。 飲食料品製造業・外食業の2分野では、外国人材に対して技能水準に応じ日本人と同等の待遇を与える等の受入れ機関の取組を優良事例として発信した。 農業分野では、引き続き優良事例の収集・周知を行っていく。 漁業分野では、引き続き、外国人材の技能等を高めることにより報酬を増やす取組を行っている受入れ機関等について情報収集し、協議会等において業界団体へ共有していく。 飲食料品製造業・外食業の2分野では、食品産業特定技能協議会の運営委員会や部会を通して、受入れ機関におけるキャリアアップ等の取組促進に向けた周知を行っていく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
136	建設分野における特定技能外国人の適正就労監理について、「建設キャリアアップシステム等を活用して、外国人建設就労者の適正就労等を推進する」（「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年（2019年）6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定））との方針に基づき、適切に対応する。 〔国土交通省〕《施策番号136》	国土交通省	令和元年度に特定技能外国人への建設キャリアアップシステム登録義務付けを実施（国土交通省告示第269号）。 令和2年度に元請出力帳票（作業員名簿）へ在留資格の表示欄を設けたことで、システムによる適正就労監理インフラを整備している。
137	介護分野においては、経済連携協定（EPA）、技能実習、在留資格「介護」、特定技能等、様々な受入れ方法があることから、引き続き、各制度の要件、関係性、キャリアパス等の周知に努めるほか、外国人介護人材の育成やキャリア支援についての実態を把握し、好事例の周知を図る。 〔厚生労働省〕《施策番号137》	厚生労働省	令和元年度に「外国人介護職員の受入れと活躍支援に関するガイドブック」を作成し、厚生労働省のホームページで公表し、当該ガイドブックの周知に努めている。引き続き、「外国人介護職員の受入れと活躍支援に関するガイドブック」の周知に努める。
138	受入れ機関による在留諸申請等が円滑になされるよう、引き続き誤記入例やよくある疑問点等を的確に把握・分析した上で、申請書の記載例や留意点をより分かりやすいものに充実させて周知するなど、受入れ機関や登録支援機関にとって分かりやすい申請手続に努める。 〔法務省〕《施策番号138》	法務省	地方出入国在留管理官署等に寄せられる特定技能に関する問合せの内容等を踏まえ、出入国在留管理庁ホームページにおいて掲載している提出書類に係る案内の充実・改善を随時行っている。 引き続き、ホームページ上に掲載している提出書類に係る案内の充実・改善を行うことなどにより、受入れ機関等にとって分かりやすい申請手続に努める。
139	特定技能外国人等受入（予定）施設等に対して、特定技能外国人等が介護現場で日本人職員や利用者と円滑にコミュニケーションを図るために必要な取組や介護福祉士資格を取得するために必要な学習支援に関する取組等について、必要な経費の助成を可能とする。 〔厚生労働省〕《施策番号139》	厚生労働省	令和2年度から、地域医療介護総合確保基金のメニューとして、都道府県が外国人介護人材とのコミュニケーション支援や介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材への学習支援等を実施する外国人介護人材受入施設等に対し、必要な経費を助成するための事業を創設し、必要な支援を行っている。引き続き、外国人介護人材の受入環境の整備に向けて、必要な事業の実施に努める。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
140	ODAにより実施している開発途上国での技能人材・ビジネス人材の育成や日本語教育に係る技術協力やボランティア事業等を通じ、送出機関や現地の教育機関等への支援、日本の資格認定制度や地方の人材ニーズを念頭ににおいた人材育成支援を実施する。加えて、特定技能及び技能実習等の制度に関する情報提供や日本での専門技術の向上・キャリア形成等魅力発信の支援を実施する。 〔外務省〕《施策番号140》	外務省	・技能人材等に関する技術協力では、インドネシアでは介護、水産、観光分野での人材育成にかかる技術協力の案件実施に向け現地政府と協議を進めている。またスリランカにおいても技能人材の送出に向けた技術協力を新規に開始した。ベトナムでは、ベトナム国立農業大学で日越間の農業人材還流を念頭に置いた人材育成支援を行ってきた。2025年度からは、人材を送り出す現地機関と日本での受入機関とのマッチング促進のために、ベトナム国立農業大学にアドバイザーを派遣予定。 ・情報発信に関しては、ウズベキスタンにおいて人材の海外送り出しを担当する現地関係機関と連携し、日本の就労や生活情報を発信するウェブサイトを開設しているほか、インドネシアやインドでは専門家派遣を通じ、就労やキャリア形成に関する日本の各制度について情報発信を行っている。 ・各国の日本人材開発センター（通称：日本センター）においても、一部センターにおいては、日本での就労に関心を持つ方々へ向けた就労情報の提供、ジョブフェアなどを継続して実施中。 ・ボランティア事業では、主にインドネシア、インド、ベトナム、ブラジル等に対し、日本語教育に係るボランティアを引き続き派遣している。
141	特定技能制度の円滑な運用のため、人材受入れのニーズの高い国の言語による広報動画及びパンフレットの作成等を行い、送出国の政府及び関係機関、本件制度利用希望者に対し、正確かつ効果的な広報を行う。 〔法務省、外務省、厚生労働省〕《施策番号141》	法務省	国内外の外国人に向け、特定技能総合支援サイトにて13言語で制度の周知を図っている。 今後も特定技能総合支援サイトにおいて特定技能制度に関する周知を図っていく。
		外務省	二国間協力覚書を作成済みの国（タジキスタンを除く）の現地公用語の字幕を付した多言語による制度広報動画を追加制作し、外務省の特定技能多言語対応特設ウェブサイト及び動画共有サービスの外務省チャンネルにて公開するとともに、対象国ごとのSNS広告による潜在的な制度利用関心層へのピンポイントでの周知を目的としての広報事業を実施している。 今後も上記多言語対応特設ウェブサイトにおいて特定技能制度に関する周知を図っていく。
		厚生労働省	特定技能総合支援サイトにて13言語で制度の周知を図っている。今後も特定技能総合支援サイトにおいて特定技能制度に関する周知を図っていく。
142	就労を希望する外国人や外国人の雇用を希望する企業に対して、効果的に特定技能制度を周知する観点から、在外公館と連携しつつ、海外（地方都市を含む。）において、外国人本人や送出機関等を対象に特定技能制度に係る説明会を分野所管省庁とともに実施する。 〔法務省、外務省〕《施策番号142》	法務省	【法務省、外務省】 出入国在留管理庁において、特定技能制度活用促進策として、特定技能総合支援サイトの運営のほか、外務省を通じて在外公館との広報面での連携を図りつつ、オンラインによる海外説明会や、オンライン及び対面による国内向けマッチングイベントを行ったが、
		外務省	令和7年度は国内向けマッチングイベントの開催を廃止し、国内外の外国人を対象としたオンラインによる制度説明会のみを行う予定。 今後も各事業を適切に運用していくほか、特定技能総合支援サイトにおいて特定技能制度に関する周知を図っていく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
143	技能実習の在留資格について、不適切な送出国機関の関与の排除等を目的とした二国間取決めに基づき、引き続き送出国政府との定期協議や通報等を通じて、悪質な送出国機関の排除を行う。また、育成就労制度について、政府方針において、「二国間取決め（MOC）を新たに作成し、悪質な送出国機関の排除に向けた取組を強化するとともに、原則として、当該取決めを作成した国の送出国機関からのみ受入れを行う」こととしており、悪質な送出国機関を排除するための取組を強化し、その実効性を高めるため、育成就労制度の施行までの間、これまで二国間取決めを作成していない国も含めて、二国間取決めの作成に努める。 〔法務省、厚生労働省、外務省〕《施策番号143》	法務省	【法務省、厚生労働省、外務省】 令和6年10月に東ティモールと二国間取決めを作成し、現時点で16か国と二国間取決めの作成を行っている。 二国間取決めの作成に至っていない送出国については、育成就労制度の施行に向けた状況も踏まえつつ、協議を進める予定である。
		厚生労働省	
		外務省	
144	「特定技能」の在留資格について、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を作成した国について、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めるとともに、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行う。また、かかる政府間文書の作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を引き続き進める。 〔外務省、法務省、厚生労働省、警察庁〕《施策番号144》	外務省	【外務省、法務省、厚生労働省、警察庁】 特定技能MOCに基づき、保証金の徴収や違約金の設定などを行っている疑いのある仲介事業者等を把握した際には、相手国政府との間で問題解決のために必要・有益な情報を共有している。 また、特定技能制度の運用状況等について、オンライン及び対面による協議を行うなど、特定技能MOC作成国との間で着実に情報連携及び協議を進めている。 さらに、タジキスタンとの交渉に取り組み、令和6年8月に、特定技能MOCを作成した。 今後も、諸問題を把握した際には、遅滞なく送出国に対して通報するとともに、特定技能MOC作成国との情報連携及び協議を着実に進める。 特定技能MOCの作成に至っていない交渉中の国については、署名に向けて、引き続き交渉を進める。
		法務省	
		厚生労働省	
		警察庁	

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
145	技能実習及び特定技能以外の在留資格に基づく外国人の受入れについて も、政府間文書を作成した国との間では、相手国において悪質な仲介事業者等に対して厳正な対処がなされるよう、相手国政府への積極的な申入れや平素からの情報交換等を行うほか、文書の作成に至っていない国との間では、必要に応じてその作成に努める。 〔外務省、法務省、厚生労働省、文部科学省〕《施策番号145》	外務省	法務省に対して在留資格認定証明書交付等の機会に把握される外国の悪質な仲介業者関連の情報提供を依頼しており、当該提供がなされた場合には、当該国政府に通知、必要に応じた申入れを実施することとしている。 法務省からの情報提供がなされた場合には、当該国政府に通知、必要に応じた申入れを実施する。
		法務省	悪質な仲介事業者（ブローカー）を排除し、適切な外国人の受入れがなされるよう、当該事業者の情報を把握するため、令和3年3月10日に特定活動等に係る在留資格認定証明書交付申請書において新たに仲介事業者欄を設けるとともに、留学に係る在留資格認定証明書交付申請書において日本語教育機関のみならず、全ての教育機関への留学予定者に対して仲介事業者を把握する記載に修正するといった入管法施行規則の一部を改正する省令を施行しており、改正後の申請書の情報を活用し、悪質な仲介事業者の情報把握に努めている。 引き続き、申請書の情報を活用し、悪質な仲介事業者の情報把握に努めるとともに、関係省庁と連携し、適切に対応していく。
		厚生労働省	関係省庁との連携体制を構築している。引き続き、関係省庁と連携し、適切に対応する。
		文部科学省	関係省庁との連携体制を構築している。引き続き、関係省庁と連携し、適切な対応を行う。
146	留学生について、国内外の悪質な仲介事業者等を排除するため、我が国において把握した外国の悪質な仲介事業者等を当該国の政府に通知するとともに、外国政府において帰国した学生等から悪質な日本語教育機関の存在を把握した場合には我が国においてその通知を受ける仕組みの構築に向けた取組等を進める。加えて、不法滞在者や資格外活動違反者等が多く利用していた仲介事業者を利用している場合は、在留資格認定証明書交付申請における審査に当たり、日本語能力や経費支弁能力等に係る書類の提出を求めるほか、必要に応じて高校卒業事実の確認のため、関係国の協力を得て、卒業証明書に公的機関の認証を求めるなど、審査の厳格化を検討する。また、我が国において把握した外国の悪質な仲介事業者を当該国の政府に通知し、必要に応じ当該事業者への対応がなされるよう申入れを行う。 〔法務省、外務省〕《施策番号146》	法務省	在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請書（所属機関等作成用2）の「9 仲介業者又は仲介者」欄の記載を基に、仲介業者等の把握に努めている。 引き続き、不法残留者等を多数発生させている悪質な仲介業者等の把握に努めるとともに、外国政府との情報連携の仕組みの構築に向けた取組や、悪質な仲介業者等を利用している場合の在留資格認定証明書交付申請に係る審査の厳格化について検討を行う。
		外務省	在外公館が入手した悪質な仲介業者に関する情報等を関係省庁に提供している。 引き続き、関連情報を得た際には、関係省庁に情報を提供する。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
147	法務省、厚生労働省、警察、文部科学省及び外務省は、必要に応じ、技能実習生・特定技能外国人等からの聴取、関係団体からの報告、実習実施者・受入れ機関等に対する立入検査、送出国政府からの情報提供等を通じて国内外の悪質な仲介事業者等の存在を把握したときは、その情報を相互に提供するとともに、外国人技能実習機構に提供する。 〔法務省、厚生労働省、警察庁、文部科学省、外務省〕《施策番号147》	法務省	【法務省、警察庁、厚生労働省】 【技能実習制度における取組】 技能実習制度においては、外国人技能実習機構と都道府県警察及び地方出入国在留管理局の間で相互通報制度を構築し、必要な情報共有を行っている。また、外務省と連携し、国内外の悪質な仲介事業者等の情報を、送出国政府からの情報提供等により把握した場合は、外国人技能実習機構に提供している。 引き続き、各種規定を適正かつ円滑に運用するとともに、情報連携の枠組みを活用し、相手国政府や関係省庁と連携して悪質な仲介事業者等の排除に努めていく。
		警察庁	【法務省、警察庁】 【特定技能制度における取組】 特定技能制度においては、平成31年3月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」及び「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能外国人等に対し保証金等の不当な金銭の徴収が行われていないことを受入れ要件として規定した上で、同月20日に法務省ホームページで公表した「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、特定技能所属機関又は契約により支援の委託を受けた登録支援機関が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対し、保証金等の徴収は法令違反である旨の案内を入国前の事前ガイダンスとして行うよう明記している。また、地方出入国在留管理官署では、在留資格認定証明書交付申請時の審査において、保証金及び高額な手数料等が徴収されていないことを厳格に確認するとともに、在留諸申請時に判明した職業安定法違反の疑いが認められる事案について、令和5年2月28日に厚生労働省との間で情報連携を行う枠組を構築した。 引き続き、各種規定を適正かつ円滑に運用していくとともに、関係省庁と連携して悪質な仲介事業者等の排除に努める。
		厚生労働省	
		文部科学省	関係省庁との連携体制を構築している。引き続き、関係省庁と連携し、適切な対応を行う。
		外務省	在外公館が入手した悪質な仲介事業者に関する情報等を関係省庁及び外国人技能実習機構に提供している。 引き続き、関連情報を得た場合には、関係省庁及び外国人技能実習機構に情報を提供する。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
148	法務省、厚生労働省、警察、文部科学省、外務省及び外国人技能実習機構は、技能実習生、特定技能外国人、留学生等の受入に係る外国の悪質な仲介事業者等に関する情報を把握したときは、必要に応じ、当該国の政府に対し、その情報を提供し、当該仲介事業者等に対し厳正な処分がなされるべきことについて申入れ等を行うとともに、その情報を相互に提供する。 法務省、厚生労働省及び外務省は、国内外の悪質な仲介事業者等に関する情報提供を得たときは、当該仲介事業者等を排除するため、当該情報を所管法令に基づく調査や査証審査に活用する。また、法務省及び厚生労働省において、技能実習生については関係する監理団体等に対し、特定技能外国人等については国内にいる当該仲介事業者等又はその関係者に対し、それぞれ、悪質な場合は法令に基づいて適正に行政処分を行う。さらに、必要に応じ、捜査機関において犯罪捜査を行うなど適切に対処するとともに、これらの取組の状況等を白書等により定期的に公表する。 〔外務省、法務省、厚生労働省、警察庁、文部科学省〕《施策番号148》	外務省	悪質な仲介業者等の情報を入手した場合には、在外公館を通じて相手国政府に対して情報提供を行い、対応の申入れを行うこととしている。引き続き、必要に応じて相手国への申入れや情報交換を行う。
		法務省	【法務省、厚生労働省、警察庁】 技能実習制度においては、これまでに相手国政府に対して、二国間取決めに基づき、不適切な行為の疑いのある送出国について通報し、厳正な処分を申し入れ、送出国により認定送出国からの除外などの対応が取られている。また、相手国から監理団体等の不適切な行為について通報を受けた場合には、監理団体等の審査や実地検査に役立てている。加えて、外国人技能実習機構において実地検査等の取組を継続して行っており、検査の結果、重大・悪質な違反が認められた場合は、主務省庁において監理団体等に対する行政処分等を行うなど厳正に対処している。
		厚生労働省	【法務省、警察庁】 特定技能制度においては、平成31年3月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」及び「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能外国人等に対し保証金等の不当な金銭の徴収が行われていないことを受入れ要件として規定した上で、同月20日に法務省ホームページで公表した「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、特定技能所属機関又は契約により支援の委託を受けた登録支援機関が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対し、保証金等の徴収は法令違反である旨の案内を入国前の事前ガイダンスとして行うよう明記している。また、地方出入国在留管理官署では、在留資格認定証明書交付申請時の審査において、保証金及び高額な手数料等が徴収されていないことを厳格に確認するとともに、在留諸申請時に判明した職業安定法違反の疑いが認められる事案について、令和5年2月28日に厚生労働省との間で情報連携を行う枠組を構築した。
		警察庁	留学生の受入に当たり、外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国間取決めが作成された場合は、当該取決めにに基づき、悪質な仲介業者又は仲介者等に関する情報共有を行っている。 引き続き、各種規定に基づき、国内外の悪質な仲介事業者等の排除に努め、適正かつ円滑な運用を行っていく。 【法務省、厚生労働省、警察庁】 引き続き、二国間取決めの枠組みを通じ、不適正な送出国の通報を行い、相手国政府による厳正な対応を求めていく。 また、各種規定に基づき、引き続き国内外の悪質な仲介事業者等の排除に努め、適正かつ円滑な運用を行っていく。
		文部科学省	関係省庁との連携体制を構築している。引き続き、関係省庁と連携し、適切な対応を行う。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
149	外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組や外国人との共生社会の実現のための受入れ環境整備等に関して情報共有・意見交換をするため、国際会議を開催するなど、関係国等との情報交換の枠組みを構築し、連携強化を図る。 〔法務省〕《施策番号149》	法務省	関係各国・地域の入管等関連当局が一堂に会して出入国在留管理上のベストプラクティスや直面する課題に係る情報共有・意見交換・協力関係構築を行うため、令和5年度に引き続き、令和6年12月に第4回東京イミグレーション・フォーラムを東京で開催し、過去最多の国・地域の入管等関連当局が参加した。また、関係国等との連携強化を図るため、二国間等での情報共有・意見交換を実施した。 令和7年度にも開催される予定の第5回東京イミグレーション・フォーラムのほか、引き続き、二国間での情報共有・意見交換により関係国等との連携強化を図る。
150	技能実習生・特定技能外国人等の入国前に、在留資格認定証明書について厳格な審査を実施し、悪質な仲介事業者等の関与が認められた場合には当該技能実習生・特定技能外国人等の入国を許可しないなどの措置を講ずる。 〔法務省〕《施策番号150》	法務省	在留資格「技能実習」に係る在留資格認定証明書交付申請の審査においては、悪質な仲介事業者等の関与が認められた場合には、外国人技能実習機構とも情報共有しつつ、厳格な審査を実施している。 在留資格「特定技能」の審査においては、特定技能雇用契約の締結に際し、特定技能所属機関や申請人本人が国外の機関に支払った費用を確認し、違約金契約等が認められた場合には、申請を不許可とする措置を行っている。 各種規定に基づき、外国人技能実習機構とも連携して、引き続き国内外の悪質な仲介事業者等の排除に努め、適正かつ円滑な制度の運用を行っている。
151	職業紹介事業者がその職業紹介により就職した外国人に対して早期の転職を勧奨する等の不適切な行為を防止するため、職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく指針の周知・啓発を行うとともに、違反が認められた場合には厳正に指導する。 〔厚生労働省〕《施策番号151》	厚生労働省	職業安定法に基づく指針において、職業紹介事業者は自らの紹介により就職した者に対し、就職した日から2年間転職の勧奨を行ってはならないこと等を定めていることに加え、職業紹介事業の許可条件としており、違反が継続する等の場合は許可取消しの対象となる。これらの周知啓発に加え、違反が認められた場合には厳正に指導を行う等、引き続き、適切に対応する。
152	在留外国人の5割以上が開発途上国出身者であることを踏まえ、開発途上国における労働政策を所掌する府省等に対する技術協力や送出国の法令調査その他の実態把握等を通じて、開発途上国の関係機関と日本側関係省庁、地方公共団体、関係団体等との連携強化、開発途上国の送出機関の監督能力向上及び就労希望者を含む各関係者の情報アクセス向上を図り、法令に基づく適切な受入れ手続を促進する。また、送出国側の情報提供体制強化や人材育成・能力強化支援、帰国者のキャリア開発・起業に係る支援等、来日前から帰国後それぞれの段階において外国人労働者への支援を行う。こうした技術協力等を通じて得た知見やネットワークを活用し、地方公共団体や関係団体等が日本国内において進める取組の側面支援を行う。 〔外務省〕《施策番号152》	外務省	・インドネシアに関し、日尼の省庁、自治体、関係企業組織等が一堂に会する「インドネシア・日本人材フォーラム」2回目を昨年度のジャカルタ開催に次いで東京にて開催し、官民関係者の連携強化が図られた。 ・ベトナムでは、現地の関係省庁とともに、ベトナム人の求職者が直接応募するシステムを構築し、海外就労希望者が十分な情報を基に送出機関を選定し、派遣法令に則った海外就労を促進することにより、海外派遣プログラムの透明性向上を目指す協力を実施中。 ・ネパールにおいては、帰国後のキャリア開発や起業のための関連する情報へのアクセス向上やメンターシップ等を提供する技術協力を実施中。 ・各送出国との協力に加え、ILOとの連携による地域的な協力として、東南アジアの送出国政府・送出機関や労働者を受け入れる企業に加え、労働者を支援するNGO、労働組合、弁護士会等の幅広いステークホルダーが、労働者の人権保護のための課題解決に協働して取り組む枠組みを準備中。 ・海外への就労者送出しを担当する省庁の行政官を対象とした課題別研修「経済成長とディーセントワーク実現に向けた海外就労者の送出国と帰国後のキャリア開発支援に係る労働政策」を2025年1月に実施し、8カ国より8名が参加。送出国の経験共有、受入国としての日本事情を相互に学び合う研修となった。2023年度より「ビジネスと人権」コースも継続実施しており、今後も研修を通じた能力強化に取り組む。 ・「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」で運用するポータルサイトのコンテンツ充実化、国別特設ページの開設等国内外での情報発信を強化する。また、ILOと連携し、国際水準に則った外国人材受入に向け手数料負担軽減を目指す取組を準備中。引き続き適切な外国人材受入れの取組を促進していく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
153	国際協力機構（ＪＩＣＡ）が実施する日系社会に対する日本語等のカリキュラムやテストの作成、講師派遣等の支援により、「日系四世受入れ制度」の活用や留学生、日系社会研修（多文化共生推進／日系協力型）などの研修生等の受入れを促進し、来日した日系人が日本社会に受け入れられやすくするとともに、帰国後の日系人と日本との連携を強化する。 〔外務省、法務省〕《施策番号153》	外務省	・2023年度に続き、第三国研修を実施し、ブラジル、アルゼンチン、コロンビア、キューバ、メキシコ、パラグアイ、ドミニカ共和国、ウルグアイ、ペルーから研修員が参加。日系社会における重要な役割を果たす次世代リーダーの育成をテーマに、国際交流基金日本語専門家による外国語教室の教材デザインや評価手法の設計等についての講義が実施された。 ・日系社会研修（多文化共生推進／日系協力型）、通称「日系サポーター」は、日本語学習等への支援にかかる研修8件（11名）を実施した。 ・今後も、「日系四世の更なる受入制度」の制度改革も踏まえつつ、上記支援活動や日系社会研修等を通じた日系社会および日系人の連携促進を支援する。
		法務省	令和5年12月28日に特定活動告示43号に係る告示及び指針を改正し、要件の一部を緩和したことから、今後の利用状況について、引き続き注視していくこととしている。
154	令和6年（2024年）に創設した外国人との共生社会の実現に向けた意識の醸成・理解を促進していくための啓発月間を周知、定着させていくとともに、共生社会の実現をテーマとした各種啓発イベントを実施し、実施内容について点検を行う。 また、各地の外国人在留支援に関係する機関が実施するイベントにおいて、外国人在留支援センター（ＦＲＥＳＣ／フレスク）に関する広報活動や、当該イベントについて、ＦＲＥＳＣにおける周知・協力等を行うなど、地域における啓発活動を推進し、共生社会の実現に向けた意識を醸成する。 加えて、これらの啓発イベント等において配布するための広報誌等各種広報物を作成し、啓発活動を推進する。 〔法務省〕《施策番号154》【ロードマップ68】	法務省	啓発月間等に係るポスター掲示やチラシの配布等を行うとともに、約1,600の関係機関に啓発月間等に係るポスターやチラシを配布するなどして、積極的な広報活動を実施した結果、啓発イベントの参加者数が約3,100人と前回よりも約500人増加した。 また、全国の小中高校等に対する出前講座についても申込方法等の改善を図るなどして取り組んだ結果、昨年を上回る120校、約13,000人の児童・生徒に対して、出前講座を実施した。 今回の取組を踏まえ、イベントの構成、広報等について更なる改善を行っていく。 他機関が開催した研修・講演でＦＲＥＳＣに関する広報活動を計16回（前年同期11回）行ったほか、令和6年10月に「大新宿区まつり協賛四谷大好き祭り2024inコモレ四谷」（以下「四谷大好き祭り」という。）、当庁主催の「オール・トゥギャザー・フェスティバル」において外国人在留支援センター（ＦＲＥＳＣ/フレスク）の取組について広報・周知活動を行うとともに、ＦＲＥＳＣにおいてもこれらのイベントの広報・周知を行った。 引き続き、各地の外国人在留支援に関係する機関が実施するイベントにおけるＦＲＥＳＣの広報・周知及びＦＲＥＳＣにおける当該イベントの周知を行う。 「グローバルフェスタJAPAN2024」等の関係機関のイベントや各種国際交流イベントに出展し、来場者に対してＦＲＥＳＣに関する周知・広報活動を行った。また、上記月間において、こども向けに出入国在留管理行政や共生社会について知ってもらうためのパンフレットを配布した。 今後も積極的な広報活動を行っていく。

令和 7 年 3 月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
155	政府における外国人に関する共生施策について、外国人や国民の理解を得ながら、既存施策の改善や新たな施策の企画・立案を行っていくため、令和 5 年度（2023 年度）から共生施策の実施状況を取りまとめ、公表しているところ、周知方法等に係る効果検証を行いながら必要な措置を講じるとともに、引き続き、共生施策の実施状況の取りまとめ・公表を行う。 〔法務省〕《施策番号155》【ロードマップ69（再掲：78）】	法務省	令和 5 年度に続き、共生施策を平易かつ簡潔に取りまとめた冊子の日本語版及び英語版を刊行した。冊子の内容や周知方法等を検討した上で、次年度以降も引き続き、当該冊子を取りまとめ、公表していく。
156	法務省の人権擁護機関において、外国人を含む全ての人が互いの人権を大切にし、支え合う共生社会の実現を図るため、各種人権啓発活動を実施する。 〔法務省〕《施策番号156》【ロードマップ70】	法務省	外国人の人権に関する理解や関心を深めることを目的とする講演会等の開催、啓発冊子の配布、啓発動画の D V D の貸出しや YouTube 法務省チャンネルでの配信等の各種人権啓発活動を実施しているところ、これらの取組を引き続き実施する。
157	外務省においては、国際移住機関（I O M）等との共催による「外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラム」を開催し、海外の有識者による海外の先進事例の紹介を行うとともに、地方公共団体等の国内関係者によるパネルディスカッションを通して、日本人の意識啓発を行い、外国人の受入れ施策を講ずるための知見を得る機会とする。 〔外務省〕《施策番号157》【ロードマップ71】	外務省	「共生社会実現に向けた自治体間の国内外連携」をテーマに、令和 7 年 2 月 1 3 日に有観客かつオンライン配信の形式で先進事例の照会やパネルディスカッションを内容とする国際フォーラムを実施。聴講者は会場とオンラインでの参加を合わせ 250 名を超えた。引き続き、次年度開催に向けた検討準備を行う。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
158	政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」（毎年6月）において、関係省庁が緊密な連携を図りつつ外国人労働者問題に関する啓発活動等を行う。 〔法務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁〕《施策番号158》	法務省	適正な外国人の雇用を推進して不法就労を防止するため、政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせて、「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」を主題として、国民を始め、外国人を雇用する企業、関係団体等に対して、関係省庁、地方公共団体等の協力を得てリーフレットを配布するとともに、駅前や繁華街での街頭広報活動などを通じて、外国人を受け入れるに当たっての留意点等のほか、不法就労防止に係る啓発活動を行った。 引き続き、同様の取組を実施していく。
		厚生労働省	令和6年6月に「外国人雇用啓発月間」を実施し、外国人雇用に関するパンフレットの作成・配布や個々の事業所への訪問指導等を通じ、外国人労働者の雇用維持や雇用管理改善の促進等を図った。 引き続き、関係省庁と連携し、適切に対応する。
		警察庁	・出入国在留管理庁をはじめとする関係機関との連携強化を図り、外国人雇用企業・団体等に対する広報・啓発活動を推進している。 ・上記施策を継続するとともに、それらの効果を踏まえつつ、引き続き、適切に施策を推進する。
159	日本語以外に10言語で対応（対面での相談は約80言語に対応）している法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、多言語による広報を展開し、人権問題が生じた場合に外国人が幅広く安心して利用できるよう更なる周知を図る。 〔法務省〕《施策番号159》	法務省	法務省の人権擁護機関では、10言語に対応可能な「外国語人権相談ダイヤル」や「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設置しているほか、約80言語に対応可能な対面での人権相談を受け付けており、外国人をめぐる様々な人権問題に適切に対処しているとともに、ポスターやリーフレット、インターネットなどを通じた多言語による相談窓口の周知広報活動を行っている。 引き続き、「外国語人権相談ダイヤル」や「外国語インターネット人権相談受付窓口」等を通じ、人権相談等に適切に対応するとともに、多言語による相談窓口の周知広報活動を実施していく。
160	出入国在留管理庁が保有する行政記録情報の活用の在り方に関するニーズ調査の結果を踏まえ、実現可能な統計表から、順次作成・公表等の準備を進める。 〔法務省〕《施策番号160》【ロードマップ75】	法務省	令和5年度に実施した各府省庁、地方自治体に対する入管庁が保有する行政記録情報の利活用状況、要望等に係るニーズ調査の結果などから、「在留外国人統計」について、①市区町村ごとに在留資格や国籍別で在留外国人数の把握が可能な統計表（テーブルデータ）の公表、②在留資格「特定活動」「定住者」の在留目的部分の公表項目拡大、③在留外国人数の推移が確認できるデータベースのe-Statへの掲載を行った（①②は、在留外国人統計（令和5年末）から公表、③は、在留外国人統計（令和6年6月末）から公表）。また、令和4年末から令和5年末の間、公表を廃止していた④総在留外国人に関する統計表について、令和4年末から遡って公表した。 引き続き、外国人の生活実態の把握が可能な統計表の更なる充実に向けた取組を推進する。

令和 7 年 3 月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
161	外国人労働者の労働条件、キャリア形成等の雇用管理の実態の把握に加え、労働移動等の実態を適切に把握するための統計調査を実施する。 〔厚生労働省〕《施策番号161》【ロードマップ76】	厚生労働省	外国人労働者を対象とした「外国人雇用実態調査」について令和 5 年度から実施している。10月から11月を調査実施期間とし、調査実施年の翌年に公表予定としている。調査結果については、令和 6 年12月に調査結果を公表した。
162	外国人について業種別・職種別・在留資格別・地域別等の就労状況を正確に把握するため、在留資格変更許可申請書・在留期間更新許可申請書等の記載事項の見直しを行ったことから、今後、外国人雇用状況届出情報とともに、外国人の就職状況をシームレスに把握し、外国人の就労に関する統計の充実・活用を図る。 〔法務省〕《施策番号162》	法務省	特定技能以外の就労系の在留資格全般の申請書に統一の職種・業種欄の設置について、令和 3 年 2 月26日に入管法施行規則の改正に係る公布を行い、同年 3 月10日に施行済みのところ、変更となった申請書から入手できる職種・業種情報のシステムへの効率的な入力方法等の検討を進めた。 引き続き、外国人の就労に関する統計の充実に向けた検討を進める。
163	在留支援業務に従事する職員向け研修を実施し、事例及び知見を蓄積しつつ、専門性の高い職員を育成し、外国人の支援や受入れ環境整備を促進する。 〔法務省〕《施策番号163》【ロードマップ80】	法務省	令和 6 年 5 月13日から同月17日までの間、受入環境調整担当官等に対する研修を実施した。研修員に対するアンケートでは、研修員の約 8 割が各科目について「有意義」であったと回答しており、十分な研修効果があった。 今後は、より多くの職員を対象としたものにするか等についても検討していくとともに、最新の社会情勢や地方官署におけるニーズ等を踏まえ研修内容等を更に見直し、令和 7 年度においても、より充実した内容の研修を実施する。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
164	従前の経験を踏まえ、在留外国人が安定的かつ円滑に在留するために必要な各種情報を外国人に対してきめ細かく伝達するため、法務省は、引き続き、関係省庁がそれぞれ把握しているNPO・NGO等の民間支援団体、キーパーソンやインフルエンサー等の情報を集約し、当該情報を関係省庁に共有するとともに、民間支援団体等が外国人に対して行うアウトリーチ支援の取組を支援するための事業を実施し、当該実施状況の分析・検証を行うなど、情報発信等の充実・強化に向けた取組を推進する。 〔法務省、外務省、厚生労働省、総務省等関係省庁〕《施策番号164》 【ロードマップ81】	法務省	法務省において、内閣官房、総務省、外務省及び厚生労働省が把握しているNPO・NGO、キーパーソン及びインフルエンサーに係る情報を集約し、令和6年5月に関係省庁に対して当該情報を共有したほか、法務省においては、当該情報を活用して民間支援団体等に対して情報発信している。また、国や地方公共団体による統一的な情報発信や相談窓口における相談対応にアクセスしない又はできない在留外国人を主な対象として、民間支援団体を通じて、情報発信・情報提供する等のアウトリーチ支援事業を実施している。 定期的に関係省庁が把握しているNPO・NGO、キーパーソン及びインフルエンサーに係る情報を更新の上、関係省庁に対して情報共有し、また、アウトリーチ支援の実施結果を踏まえ検証を行うなど、引き続き、情報発信の充実・強化に向けた取組を行う。 さらに、民間支援団体から、在留外国人への情報発信・情報提供などのアウトリーチ支援の取組状況について定期的に報告を受けており、令和7年度の実施に向け、分析・検討を行う予定である。
		外務省	法務省から当該情報の共有を受けた。 引き続き共有を進める。
		厚生労働省	法務省から提供のあったNPO等の情報を省内で共有した。 引き続き、省内で把握しているNPO等の情報があれば法務省に提供し、情報集約に協力していく。
		総務省	NPO・NGO等の民間支援団体、キーパーソンやインフルエンサー等の情報について、自治体で活用いただくべく、広く情報提供した。 引き続き、関係省庁と協力し、外国人への情報発信等の充実・強化に向けた取組を行う。

令和 7 年 3 月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
165	外国人が適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、外国人居住の実情を踏まえつつ、国の行政機関における相談窓口と地方公共団体等が運営する相談窓口が協力し、それぞれが運営する相談窓口の更なる連携を促進するとともに、出入国在留管理庁において関係機関間の連携強化の方策について検討し、順次実施する。また、外国人在留総合インフォメーションセンターにおける相談機能を強化し運用する。 〔法務省、厚生労働省、文部科学省、総務省〕《施策番号165》【ロードマップ82、88】	法務省	地方公共団体の要望を踏まえて、相談業務等を担当する地方出入国在留管理局の受入環境調整担当官を一元的相談窓口等に派遣するなどして連携を促進している。 引き続き、外国人が適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう努めるとともに、一元的相談窓口等に地方出入国在留管理局の受入環境調整担当官を派遣し、連携を促進する。 引き続き、外国人在留総合インフォメーションセンターにおける相談機能の強化に向けた検討を行う。
		厚生労働省	社会保険の意義を理解してもらうパンフレットを作成し、既存の年金制度に係るパンフレットと併せて多言語に翻訳し、平成31年4月以降、順次、日本年金機構ホームページへの掲載や相談対応における利用を実施している。また、年金事務所等の相談窓口において、多言語化した電話通訳サービスを利用した相談対応を実施している。引き続き、多言語化したパンフレット及び電話通訳サービスを利用した相談対応に取り組む。
		文部科学省	文部科学省と地方公共団体等が運営する相談窓口間での連携を図るため、必要な情報共有等を実施している。引き続き、必要な情報提供等を実施し、文部科学省と地方公共団体等が運営する相談窓口の連携を図る。
		総務省	令和4年度から、全国の行政相談センター職員及び行政相談委員を対象に、やさしい日本語や翻訳アプリ等の活用方法をはじめとする外国人相談対応について研修を実施しており、その際、各地の国際交流協会等から、その地域特有の外国人相談対応についての説明を受けている。この研修が、全国の行政相談窓口「きくみみ」及び行政相談委員と各地の国際交流協会等がつながるきっかけとなり、双方が主催する連絡協議会やネットワーク会議に参加し合う、相談事案の相互移送を行うよう確認するなど、外国人相談があった際に、双方に協力する関係を構築する動きがみられており、引き続き、そのような連携を促進させていく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
166	法令整備及び関係機関との必要な調整等を講じて、マイナンバーを利用した行政機関間の情報連携によって関係機関から情報を直接取得する仕組みを構築し、提出資料の省略による在留資格手続の利便性の向上及び正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を実現するための検討を行う。 〔法務省〕《施策番号166》【ロードマップ83】	法務省	法令整備及び関係機関との必要な調整等を講じて、マイナンバーを利用した行政機関間の情報連携によって関係機関から情報を直接取得する仕組みを構築し、提出資料の省略による在留資格手続の利便性の向上及び正確な情報に基づく円滑な審査を実現するための検討を行った。 令和8年度末のマイナンバーを利用した情報連携の開始を目指し、引き続き、関係機関との調整、法令整備及びシステム整備等、必要な準備を進める。
167	オンラインによる在留手続について、利用率の向上を図るため、定期的に利用者アンケートを実施し、その結果を参考にして、利便性の向上に向けたシステムの改修や検討を進めていく。 また、申請人がオンライン申請時マイナポータル上の自己情報を利用できる仕組みが令和6年（2024年）3月に運用を開始されたことから、今後は、関係省庁と連携し取得対象の拡大の検討を行う。 〔法務省〕《施策番号167》【ロードマップ84】	法務省	利用者アンケートなどで寄せられた意見・要望等を踏まえ、利便性の向上のため、「国・地域」を選択する際、選択肢の並び順は全てアルファベット順となっていたところ、在留外国人数上位10か国を上位とし、それ以下についてはアルファベット順とする改修や職員の操作性を向上させる改修などを行った。 引き続き、更なる利便性の向上や利用率の引上げを目指し、システム改修の検討・調整を行っていく。
168	新生児の住民票作成時において、住民票作成手続等と一体的にマイナンバーカードの取得促進を図ることにより、マイナンバーカードの円滑な取得が可能な環境を整備する。引越しの際の転入時にも、住民票作成手続等と併せて確実にマイナンバーカードの書換え手続等を行う。 マイナンバーカードと在留カードの一体化について、令和6年（2024年）通常国会において成立した出入国管理及び難民認定法等一部改正法の公布後2年以内の施行に向けて、関係省庁とともに政省令やシステム等を整備する。 〔総務省、法務省、デジタル庁〕《施策番号168》【ロードマップ86】	総務省	【総務省】 市区町村に対し、「マイナンバーカードの円滑な取得に向けた取組について（依頼）」（令和元年6月28日付け府番41号、総行住第34号）等において、転入等の行政手続の際には、当該手続の担当課から来庁者に対してマイナンバーカードの申請勧奨及び申請窓口への誘導を実施し、この際、交付申請者の本人確認ができる場合には、申請時来庁方式によるマイナンバーカードの交付申請の受付を実施するよう依頼している。
		法務省	引き続き、マイナンバーカードの取得環境の整備に取り組む。
		デジタル庁	【総務省、法務省、デジタル庁】 令和6年通常国会において成立した「出入国管理及び難民認定法等一部改正法」に基づき、早期の施行に向けて、関係省庁とともに政省令やシステム等の整備を進めた。 引き続き、関係省庁とともにマイナンバーカードと在留カードの一体化のための政省令やシステム整備等の必要な準備を進める。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
169	「地域経済分析システム（RESAS）」を参考に、各地方公共団体における外国人に関する基礎統計の把握を通じて重点的な受入れ環境整備につなげるほか、各地方公共団体のデータを「見える化」するなど、外国人に関する共生施策の企画・立案に資する情報の掲載の在り方について、関係省庁と検討し、結論を得るとともに、掲載する情報等を収集する。 〔法務省〕《施策番号169》【ロードマップ89】	法務省	地方公共団体における共生施策の検討に資する情報等を収集するとともに、関係省庁等との協議も踏まえて検討を行い、情報提供の在り方について方針を決定した。
170	地方公共団体において外国人との共生施策を更に推進するため、住民基本台帳情報の適切な活用を促進するための周知を図る。 〔法務省〕《施策番号170》	法務省	令和6年7月26日に、「外国人の受入れ環境整備の推進に資する住民基本台帳情報の適切な提供について」の文書を発出し、外国人の受入れ環境整備を推進する目的で情報開示の請求等があった場合は、住民基本台帳法等の関係法令及び各地方公共団体が定める個人情報保護条例等の規定に基づき、適切に情報開示を行うよう各都道府県及び各市区町村の住民基本台帳担当に依頼した。 地方公共団体において、外国人との共生施策を更に推進するため、引き続き、住民基本台帳情報の適切な活用を促進するための周知を図る。
171	在留外国人の増加等に対応した外国人材の受入れ政策や多文化共生施策の推進のため、それら政策・施策に関する研究・情報の効率的な集約・分析等を引き続き実施する。 〔法務省〕《施策番号171》	法務省	出入国在留管理庁の所管に係る諸課題につき、職員に一定期間専門的な調査・研究に従事させる「入管政策課題研究」を実施している。 令和6年度は、7月から12月までの間実施したところ、次年度も入管政策課題研究を通じて出入国在留管理庁の所管に係る諸課題についての調査・研究を行う。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
172	総務省において策定した「地域における多文化共生推進プラン」（令和2年度改訂）を踏まえ、地方公共団体における多文化共生の推進に関する計画の策定の更なる促進及び着実な施策の推進を図る。また、総務省において、「多文化共生事例集（令和3年度版）」や、「多文化共生アドバイザー制度」、「多文化共生地域会議」を通じて、地域における多文化共生の優良事例等について、全国の地方公共団体等に展開することで、地域における多文化共生の推進に向けた取組を更に促進する。各都道府県において共生社会の実現に向けた会議を設置することを促進すること等を通じて、地域における多文化共生施策の更なる推進を図る。 〔総務省、法務省〕《施策番号172》	総務省	「多文化共生地域会議」を地域ブロックごとに開催し、「多文化共生事例集（令和3年度版）」や「多文化共生アドバイザー制度」の更なる活用等について周知するとともに、各地域の実情に応じた多文化共生施策の優良事例の共有を行い、幅広い取組を促すことで、地域における多文化共生施策を更に推進している。また、令和6年度においては、地域における多文化共生施策の推進状況をより詳細に把握するため、市区町村の具体的な取組状況、都道府県の市区町村等に対する支援状況を調査した。 引き続き、上記により、地域における多文化共生の推進に向けた取組を推進する。
		法務省	令和6年4月に、地方出入国在留管理局の受入環境調整担当官に対し、外国人支援者等や地域における国の関係機関等との連携・協力の推進に努めるよう指示した。 今年度、福岡県では、多様な相談に対応できるよう、福岡県が主体となって県内の複数の関係機関と連携した相談体制を構築したところ、福岡出入国在留管理局では同窓口で職員を定期的に派遣することで積極的に協力している。 引き続き、都道府県が共生社会の実現に向けた会議を設置することを積極的に促進することによって、地域における多文化共生施策の更なる推進を図る。
173	在留外国人の増加と国内での転出入の増加等を踏まえ、市区町村が外国人住民について正確な情報を把握し、各種行政サービスを適切に提供できるよう、住民基本台帳制度の適正な運用を図る。 〔総務省〕《施策番号173》	総務省	外国人住民に係る住民基本台帳制度等について、動画配信形式にて市区町村の担当者向け説明会を開催している。また、総務省のウェブサイトの外国人住民に係る住民基本台帳制度に関するページについて、日本語を含め11言語に対応している。 外国人住民に係る住民基本台帳の正確性を確保するために、「外国人住民に係る住民基本台帳制度の適正な運用について（通知）」（平成31年3月25日付け総行外第2号）にて、住民基本台帳担当部局と福祉関係部局、税務担当部局、教育委員会等の関係部局との間で密接な連携を図るよう、周知を行っている。 引き続き、市区町村担当者向け説明会を実施するなど、適正な制度運用を図る。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
174	国内居住者が国内の保険医療機関を受診した場合に保険給付を行うという健康保険制度の基本的な考えに立ち返り、海外の医療機関を受診した場合の給付は例外であることの徹底や、適正な認定事務の確保のため、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第9号）により、健康保険の被扶養者や国民年金第3号被保険者の認定において、国籍を問わず原則として国内に居住しているという要件が導入されており、円滑に制度が運用されるよう、引き続き取り組んでいく。 また、国民健康保険については、市区町村において、在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に法務省に通知する枠組みが適切に実施されるよう、引き続き取り組んでいく。国民健康保険の資格管理の適正化の観点から、令和元年度（2019年度）の健康保険法等の改正により、市区町村における調査対象として、被保険者の資格の得喪に関する情報が明確化されたことを受けて、着実に適正化を図る。令和5年度（2023年度）から、国民健康保険の適用除外となる在留資格に変更された被保険者の情報について、法務省から市区町村へ提供する取組を開始しており、被保険者資格を喪失した者に対する適正な資格管理を進めていく。 さらに、海外での出産の事実自体を偽装した出産育児一時金の不正受給を防止する観点から、これまでに実施した海外療養費における対策を踏まえ、出産育児一時金の請求に必要な書類の統一化を図り、審査の厳格化を行うよう通知を発出しており、海外療養費における不正受給対策と併せて、引き続き実施の促進を図る。 加えて、他人の被保険者証を流用するいわゆる「なりすまし」に対しては、医療機関が必要と判断する場合には、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求めることができること、その際、本人確認書類が提示されないことのみをもって保険給付を否定する取扱いとはしないことなど、本人確認を実施する場合の方法に関する通知を発出しており、適切な運用を図っていく。また、医療機関等におけるオンライン資格確認については令和3年（2021年）10月に本格運用を開始し、マイナンバーカードによる本人確認及び被保険者資格の即時の有効性確認が可能となっている。 〔法務省、厚生労働省〕《施策番号174》	法務省	国民健康保険の適用除外となる在留資格に変更された被保険者の情報について、市区町村に対して、定期的に情報提供を行っており、引き続き被保険者資格を喪失した者に対する適正な資格管理が図られるよう努める。 国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度は、平成31年1月から本格的に運用が開始されており、当該通知制度が適切に実施されるよう厚生労働省と連携して取り組んでいる。今後も引き続き厚生労働省と連携しながら適切に取り組んでいく。
		厚生労働省	健康保険の被扶養者認定や国民年金第3号被保険者の認定における国内居住要件について、円滑に制度が運用されるよう取り組んでいる。 国民健康保険においては、市町村から法務省に通知する枠組みについて、通知対象を拡大する通知を平成31年1月7日に発出している。また、令和元年5月15日に成立した医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、市町村における調査対象として、被保険者の資格の得喪に関する情報を明確化している（令和元年5月22日施行）。左記に記載している取り組みを通じて、国民健康保険における資格管理や支給の適正化を引き続き進めていくとともにマイナ保険証による本人確認及び被保険者資格の即時の有効性確認について引き続き促進していく。 平成31年4月1日発出の通知を踏まえ、海外出産に係る出産育児一時金について、海外療養費における対応も踏まえつつ、支給の適正化に向けた対策等の周知を行っている。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
175	地方出入国在留管理官署における特定技能外国人の受入れに関する審査に当たっては、受入れ機関における納税義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある受入れ機関については特定技能外国人の受入れを認めないとともに、その受入れ後において、特定技能外国人からの在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請の際に、受入れ機関の源泉所得税等の滞納状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関に対しては適切な指導等を行う。 また、納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うほか、その他の在留資格を有する外国人についても、同様の措置を講ずることを引き続き検討する。 〔法務省（財務省、総務省）〕《施策番号175》	法務省	特定技能外国人及び特定技能所属機関に対し、納税義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とするほか、国税当局に対し必要な情報提供を行うなどして、納税義務の確実な履行の確保を図っている。 その他の在留資格を有する者について、住民税等の納税義務を履行しない者からの在留資格変更許可申請等においてとり得る措置等の検討を進めた。 協力要請制度の準用を含め、住民税等の納税義務を履行しない者に対しとり得る措置等について検討を進める。
		財務省	情報連携に必要な連絡窓口や方法などの体制整備について、平成31年3月、法務当局との協議を了し、当局間で内容を確認した。 法務当局から情報提供があった場合には、提供を受けた情報の活用などにより納税義務の確実な履行の確保を図る。
		総務省	情報連携に必要な連絡窓口や方法などの体制整備について、平成31年3月、法務当局との協議を了し、当局間で内容を確認した。 法務当局から情報提供があった場合には、提供を受けた情報の活用などにより納税義務の確実な履行の確保を図る。
176	受入れ機関は、1号特定技能外国人が円滑に納税を行うことができるようにするための支援、特に、在留期間満了時まで、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援を実施することとし、出入国在留管理庁は、受入れ機関が納税に係る支援を的確に実施できるよう受入れ機関に対する周知を図り、適正な履行が確保されていない受入れ機関に対しては、適切な指導等を行う。 〔法務省〕《施策番号176》	法務省	平成31年3月20日に法務省ホームページで公表した「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、特定技能所属機関又は契約により支援の委託を受けた登録支援機関が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対して、住民税納付の仕組みとして、離職後の納税については一括納税や納税管理人制度の利用が可能である旨の情報提供を行うよう明記している。また、特定技能所属機関又は登録支援機関からの届出情報を通じて、特定技能所属機関又は登録支援機関が、1号特定技能外国人に対して、住民税納付の仕組みとして、離職後の納税については一括納税や、納税管理人制度の利用が可能である旨の情報提供を行っていることを確認しており、1号特定技能外国人に対する支援の適切な履行を図っている。1号特定技能外国人に対する支援の適切な履行が行われていない特定技能所属機関等を認知した場合には、速やかに指導等を行うこととしている。 引き続き、特定技能所属機関又は登録支援機関からの届出情報を通じて、特定技能所属機関又は登録支援機関が、1号特定技能外国人に対して、住民税納付の仕組みとして、離職後の納税については一括納税や、納税管理人制度の利用が可能である旨の情報提供を行っていることを確認するとともに、1号特定技能外国人に対する支援の適切な履行が確保されていない特定技能所属機関等に対しては、適切な指導等を行うため、同機関の情報が入手できるよう関係省庁や地方自治体との連携に努める。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
177	個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図る。 また、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度について、引き続き、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る。 〔総務省〕《施策番号177》	総務省	特別徴収の推進、一括徴収制度及び納税管理人制度の推進について、地方公共団体宛事務連絡に記載し、これら施策の推進を依頼した。 また、これらの施策については、「生活・就労ガイドブック」にも記載済みである。 このほか、新たに在留外国人に対する個人住民税の制度周知用多言語パンフレット及び賦課徴収に関する多言語フレーズ集を作成して全国の地方公共団体や、地方出入国在留管理局・支局、地方労働局へ配布し、周知を依頼したほか、当該パンフレット等について、総務省ＨＰに掲載済である。 地方公共団体に対して制度の周知を図るとともに、必要に応じて、外国人労働者本人が個人住民税の仕組みを理解し、適切に納付できるよう、その周知方法を検討していく。
178	在留手続や特定登録者カードの交付などに係る手数料について、収入印紙だけでなく、電子納付を可能とする等、外国人等の利便性向上を図る施策について検討する。 〔法務省〕《施策番号178》	法務省	入管手続のキャッシュレス化については、庁内において業務上の懸念点や運用上の課題等の洗出しを行うとともに、導入の想定スケジュール等について検討しているほか、デジタル庁とは政府共通決済基盤について意見交換を行った。 外国人等の利便性向上のため、引き続き入管手続のキャッシュレス化に向けた検討を進める。
179	地方出入国在留管理官署における在留諸申請について、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請の標準処理期間（２週間から１か月）内の処理を励行する。特に、中小・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化に対応するため、特定技能外国人が地域において速やかに就労を開始できるよう、地方出入国在留管理官署においては、「特定技能」の在留資格に係る在留諸申請及び登録支援機関登録申請に係る標準処理期間内の処理を励行し、迅速な処理を行う。 〔法務省〕《施策番号179》	法務省	出入国在留管理庁ホームページにおいて、一月に一度、在留審査処理期間の平均日数を公表しつつ、最新の在留処理期間の把握に努めており、引き続き標準処理期間内の処理の実現に努める。 地方出入国在留管理官署に対し、特定技能外国人の在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請については標準処理期間内の処理を励行し、また転職を目的とした１号特定技能外国人に対する在留資格変更許可申請については、迅速な処理を行うよう指示している。 引き続き、迅速な審査を行うことで、適正かつ円滑な制度の運用を行っていく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
180	特定技能外国人が地域において速やかに就労できるよう、「特定技能」の在留資格に係る在留諸申請における提出書類について、これまでに実施した提出書類の簡素化の実施状況を踏まえつつ、更なる簡素化等の検討を不断に行うとともに、引き続き、出入国在留管理庁ホームページ等において分かりやすい手続の案内・周知を行っていく。 〔法務省〕《施策番号180》	法務省	令和4年5月に提出書類の枚数削減に係る取組を実施し、同年8月には、一定の事業規模があり、過去3年間に指導勧告書の交付を受けていない機関については、書類の提出を大幅に省略することとした。また、地方出入国在留管理官署等に寄せられる特定技能に関する問合せの内容等を踏まえ、出入国在留管理庁ホームページにおいて掲載している提出書類に係る案内の充実・改善を随時行っている。さらに、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」を令和7年4月1日付けで改正し、既に特定技能外国人を受け入れている機関については、在留諸申請において機関に係る提出書類を不要とする予定である。 引き続き、更なる簡素化等の検討を行い、提出書類に係る案内の充実・改善を行うことなどにより、申請手続の簡便化を図るとともに、ホームページ等への掲載を行っていく。
181	出入国在留管理庁において、外国人の円滑な受入れやその受入れ環境の整備に関する業務を適切に遂行するため、職員に対する研修の充実や、電子渡航認証制度（J E S T A（仮称））の導入等、必要な出入国管理システムの改修を含め人的・物的体制の整備を図る。 〔法務省〕《施策番号181》	法務省	令和6年度においては、出入国在留管理庁全体で175人の増員措置が認められ、令和6年度予算においては、研修体制の強化に必要な経費として44,477千円、システム関連経費として12,654,579千円が認められた。 職員に対する研修については、令和6年5月に受入環境調整担当官等を対象とした研修を実施したほか、若手職員向けの研修においても、受入環境調整に関する講義を実施した。 また、電子渡航認証制度の導入に向けて、諸外国の制度調査等を実施した。 引き続き、受入環境調整担当官や若手職員等に対する研修の実施のほか、2028年度中の電子渡航認証制度（J E S T A）の導入に向け、必要な人的・物的体制の整備について検討する。
182	介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある外国人留学生の介護福祉士養成施設等の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することを目的として、学費や生活費などについて、奨学金の給付等の支援を行う。 〔厚生労働省〕《施策番号182》【ロードマップ91】	厚生労働省	平成30年度より、介護福祉士の資格取得を目指す留学生に奨学金等の支援を行う介護施設等に対して、都道府県を通じて当該支援に係る経費の補助を行っており、更なる支援を推進するため、令和6年度当初予算では、当該事業の補助基準額の加算を設けた。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
183	地方公共団体における多文化共生関連業務を円滑に実施することができるよう、ＪＩＣＡ海外協力隊経験者等、国際経験の豊かな人材の積極的なリクルートに向けＪＩＣＡとの連携を強化する。また、地方公共団体やＮＰＯ等が実施する共生社会の構築に向けた取組を、ＪＩＣＡが全国に配置している国際協力推進員や国内拠点との連携を通じて推進する。さらに、外国人の社会参加及び日本人の多文化共生への理解促進、外国人と地域コミュニティ・地方公共団体等との橋渡し、外国人向けの日本理解を促進する日本語教育や講座、学校現場での開発教育の支援などにより、外国人・日本人の双方が共生社会の担い手となるような体制構築も支援する。 ＪＩＣＡによる研修員の受入事業等を通じて、開発途上国の親日外国人材（日系人を含む。）に地方公共団体等での研修機会を提供することで、ＪＩＣＡがＯＤＡを通じて構築した開発途上国の関係機関とのネットワークの活用など、日本の関係機関や外国人支援者間のネットワークの強化や外国人の支援に携わる団体・個人への研修等、多文化共生推進に向けた日本と開発途上国間双方の学びあいを推進する。 〔外務省〕《施策番号183》【ロードマップ97】	外務省	・引き続き、異文化コミュニケーション・多文化共生に理解のあるＪＩＣＡ海外協力隊事業を通じた人材育成及び帰国隊員の活動、および国内外の多文化共生に精通した国際協力推進員等の活動を推進する。また、日系社会研修等による社会参加に意欲のある外国人の育成、学校現場での開発教育支援等による多文化共生の理解のある日本人の育成、外国人住民・地域コミュニティ・地方公共団体等と連携した研修の実施を通じて、外国人・日本人の双方が共生社会の担い手となるような体制構築も支援する。 ・地方公共団体やＮＰＯ等との連携に関しては、各地におけるＪＩＣＡ国際協力推進員の活動に加え、推進員やＪＩＣＡ国内拠点と地方公共団体との連携促進のためのアドバイザーを新規配置し、推進員の活動支援とともに、連携強化やネットワーク化に向けた研修機会を提供した。 ・ＪＩＣＡ国内拠点においてＪＩＣＡ留学生や短期研修生が地方自治体を訪問し、地域振興に係る施策等講義や視察と共に、当該地域の担い手の方々との意見交換を通じ、日本国内の地域課題に対する施策について理解を深めるプログラムを実施している。受入自治体側においても留学生等との交流を通じた新たな視点の獲得やアイデアの共創の機会となり、双方の学びあいにつながっている。
184	デジタル分野をはじめとした高度外国人材を含む外国人材の受入支援や共生支援などの優良事例の収集・横展開を行う。地方公共団体の地方版総合戦略に基づく先導的な取組については、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の活用も含め支援する。 〔内閣府（地方創生）、内閣官房（デジタル田園都市国家構想実現会議事務局）〕《施策番号184》【ロードマップ98】	内閣府（地方創生） 内閣官房（新しい地方経済・生活環境創生本部事務局）	外国人材の受入れ支援や共生支援などの優良事例等の収集した事例集を作成し、ＨＰ上で公表したりオンラインセミナーで紹介したりするなど横展開を行った。必要に応じて、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用することも周知し、令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）（第1回・第2回）において、地域における外国人材の活躍と多文化共生社会の実現を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を支援した。 引き続き、外国人材の受入れ支援や共生支援等の優良事例の収集・横展開を行い、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）により支援を行う。 【内閣府（地方創生）、内閣官房（新しい地方経済・生活環境創生本部事務局）】
185	日系四世受入れ制度の更なる活用促進のため、同制度の要件について、引き続き一部緩和することなどの必要な見直しの検討を行う。 〔法務省〕《施策番号185》	法務省	令和5年12月28日に特定活動告示43号（日系四世）に係る告示及び指針を改正し、一定の日本語能力があれば、制度を利用できる年齢条件を引き上げることや、高い日本語能力等の要件を満たせば、本制度の活用後に在留資格を「特定活動」から「定住者」に変更できるようになるなど、活用促進のための見直しを行っており、引き続き今後の利用状況について注視していくこととしている。

令和 7 年 3 月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
186	国家戦略特別区域制度により、令和 3 年(2021年) 7 月に措置された「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業」について、国家戦略特別区域内における活用の促進を図る。 〔内閣府（地方創生）、法務省、厚生労働省〕《施策番号186》【ロードマップ99】	内閣府（地方創生）	【内閣府（地方創生推進事務局）、法務省、厚生労働省】 令和 4 年 8 月に東京都が外国人美容師育成事業の監理実施機関を決定し、令和 5 年 4 月に外国人美容師の就労が開始され、令和 7 年 3 月時点で10名が就労している。
		法務省	
		厚生労働省	
187	地域それぞれが抱える社会課題の解決に向け外国人材の活用が有効な地方公共団体等のニーズに応え、外国人材との円滑なマッチングが行われるように、在外公館等における外国人材への広報を行うなど適確なマッチングの支援を進める。また、地方公共団体等において、外国人材が柔軟かつ効果的に幅広く活動することが可能となる包括的な資格外活動許可の活用を周知し、外国人材の活躍を促進する。 〔内閣官房（デジタル田園都市国家構想実現会議事務局）、外務省、法務省〕《施策番号187》	内閣官房 （新しい地方経済・生活環境創生本部事務局）	【内閣官房（デジタル田園都市国家構想実現会議事務局）、外務省、法務省】 外国人材と地方公共団体とのマッチング支援に関して、令和 6 年 7 月に地方公共団体へ活用希望調査を行い、2 自治体から活用の希望があり、うち 1 自治体については、外務省等と連携して、マッチング支援（広報支援）を実施（当該自治体において、採用手続を実施中。）。 また、同支援に併せ、地方公共団体に対し、包括的な資格外活動許可制度の活用周知を行った。 外国人材と地方公共団体とのマッチング支援に関しては、引き続き令和 7 年度も実施予定であり、包括的な資格外活動許可の活用も周知することで、外国人材の活躍を促進していく。
		外務省	
		法務省	
188	外国人材の地域への定着に向け、地方公共団体等との連携により、J E T プログラム終了者や留学生等が地域産業の担い手や地域おこし協力隊員等として活躍できるよう、マッチングの機会の拡大等を行う。 〔総務省〕《施策番号188》	総務省	令和 7 年度より、J E T プログラム終了者がプログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊員になれるよう、地域要件を緩和することとしている。
189	「永住者」の在り方について、永住許可の予見可能性を高めるため、独立生計要件及び国益要件における収入の目安額の設定を検討する。また、永住者の在留資格の取消しについて、通報の要否を検討する国又は地方公共団体の職員や、永住者にとって参考となる事例を示すため、故意に公租公課の支払いをしないことに該当する事例等を記載したガイドラインの策定に向けて、関係機関と協議を開始する。 〔法務省〕《施策番号189》【ロードマップ100】	法務省	独立生計要件等の目安額の設定等について引き続き検討を進めている。当該検討の結論を得た後、新たな審査の運用に向けた準備を行う。 永住者の在留資格の取消しについては、公布から 3 年以内の施行に向け、検討を開始した。 引き続き、ガイドラインの策定に向けて検討を進める。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
190	出入国在留管理庁では、難民該当性に関する規範的要素の明確化、難民調査官の能力向上及び出身国情報の充実を3つの柱とし、国連難民高等弁務官事務所（U N H C R）等の協力も得ながら、難民等認定制度の運用の一層の適正化を図る。 〔法務省〕《施策番号190》【ロードマップ104】	法務省	入管法等改正法の衆議院の修正において、難民調査官に対して必要な研修を行うものとされているところ、引き続き、特別科研修、新任難民調査官への研修及びケース・スタディ方式の研修を実施し、内容の充実を図っているほか、令和6年から新たに、出身国情報の収集及び分析に特化した「出身国情報研修」を実施している。加えて、令和7年からは通訳人を対象とする研修を実施しており、引き続き難民調査官等の更なる能力向上を図る。 また、令和6年にはU N H C Rとの間で行っている難民調査官の調査の在り方についてのケース・スタディの成果を各地方局に周知し、難民等認定制度の適正な運用につなげている。 さらに、難民認定数の多い諸外国当局との間において、難民認定審査における先例に基づき、審査における判断の在り方等に関する意見交換の実施を継続していく。
191	「難民認定制度の運用の更なる見直し」の実施状況等を踏まえて、就労等を目的とする濫用・誤用的な難民等認定申請への更なる対策を講じ、標準処理期間（6月）内の処理を目指し審査期間を短縮するなど、難民等の迅速かつ確実な保護・支援を図る。 〔法務省〕《施策番号191》	法務省	誤用・濫用的な難民等認定申請者に対する就労・在留の制限を行うとともに、令和5年6月に成立した入管法等改正法の全面施行後の運用状況を踏まえながら、案件処理の迅速化を図りつつ引き続き、真に保護を必要とする者を確実に保護していく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
192	新規に上陸する中長期在留者に対しては、地方出入国在留管理官署において、在留資格認定証明書交付時に代理申請者である全ての受入れ機関等に対してマイナンバーカードの申請案内等を行うとともに、在外公館における査証申請時にマイナンバーカード申請書の確認等を通じ再度周知等を行う。また、市区町村での住居地届出義務の案内と併せてマイナンバーカードの取得の周知等を行っているところ、これを継続して実施するとともに、住所地市区町村に転入届がなされ住民票を作成する機会を捉えてマイナンバーカードの申請受付を行い、取得を促進する。 既に本邦に在留する中長期在留者に対しては、地方出入国在留管理官署において、在留期間更新許可申請時等に来庁する全ての中長期在留者に、マイナンバーカードの交付申請等を周知するとともに、市区町村における引越しの際の転入届やその他の手続の機会を捉えてマイナンバーカードの申請受付を行い、取得を促進する。また、令和元年度(2019年度)に地方出入国在留管理官署と市区町村が連携して実施したモデル事業の結果を踏まえ、市区町村の要請を受けて、中長期在留者が多く所属する機関等において、マイナンバーカードの申請支援の取組を行う。 これらの対応を行うことにより、中長期在留者のマイナンバーカードの円滑な取得を図る。 〔法務省、外務省、総務省〕《施策番号192》	法務省	【法務省、総務省】 以下の対応を実施することで、マイナンバーカードの取得促進と在留期間更新時等におけるマイナンバーカードの円滑な更新を図った。 ・在留資格認定証明書交付時等にマイナンバーカードの申請案内を行うための英語リーフレット及び交付申請書記載例を配布。 ・新規上陸時において、マイナンバーカード取得の周知を行うため、新規上陸者向けのガイダンスページに案内を記載。 ・入管庁ホームページ上にマイナンバーカードに係る特設サイトを設置し、新規取得及び在留期間更新時等におけるマイナンバーカードの更新について案内。 ・地方出入国在留管理官署において在留諸申請時に配付している申請受付票に、入管庁ホームページの特設サイトの案内を掲載することで、マイナンバーカードの新規取得及び在留期間更新時等におけるマイナンバーカードの更新について案内。 ・市区町村に対し、「マイナンバーカードの円滑な取得に向けた取組について（依頼）」（令和元年6月28日付け府番第41号、総行住第34号）等において、転入等の手続の際にマイナンバーカードの申請受付を実施するよう依頼している。 引き続き、在留資格認定証明書交付時や在留期間更新許可申請時、市区町村転入時等の各機会を通じて、マイナンバーカードの交付申請に係る案内や申請受付等を行うことで新規取得を促進しつつ、在留期限更新時等におけるマイナンバーカードの更新についても適切に案内することで定着化を図る。
		総務省	
		外務省	令和2年3月16日より、在外公館において、日本に中長期滞在予定の査証申請者に対し、マイナンバーカードの交付申請をするよう広報するとともに、申請者が持参するマイナンバーカード交付申請書の確認を在外公館の査証申請窓口で実施している。引き続き、取得促進のための取組を行う。
193	出入国在留管理庁は、中長期在留者に行政サービス、支援が確実に行き届くよう、届出上の住居地に居住実態のない中長期在留者について、関係省庁及び地方公共団体等の協力を得て把握した上で、適切に届出を行わせることにより引き続き中長期在留者の住居地に関する情報の整備を図る。 〔法務省等関係省庁〕《施策番号193》	法務省	失念や法の不知などのために住居地届出を適切に行っていない可能性のある中長期在留者を出入国在留管理庁の保有データを利用して定期的に抽出した上、当該中長期在留者に対して、届出を適切に行うよう指導している。 また、地方公共団体に対し、届出に係る情報連携を適切に行うよう求める事務連絡を発出するなどし、住居地に関する情報の整備を進めた。 引き続き、中長期在留者の住居地に関する情報の整備を図るため、出入国在留管理庁の保有データ等を活用しながら、調査、指導等を適宜実施していく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
194	在留資格の要件として日本語能力を課している場合、立証資料として日本語能力試験（ＪＬＰＴ）等の証明書の提出を求めているが、出入国在留管理庁と関係省庁等との情報連携により真偽判定を一括して行い、在留審査を適切に実施する。 〔法務省、外務省〕《施策番号194》	法務省	日本語能力試験（ＪＬＰＴ）の実施団体である公益財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金との間で、証明書の一括照会による真偽確認を行う枠組みに基づき、在留審査を適切に実施した。 引き続き、構築した枠組みを活用して、在留審査を適切に実施していく。
		外務省	ＪＬＰＴ海外受験者の証明書の確認については、個人情報保護に留意しつつ、国際交流基金がシステムを構築し令和3年3月より運用を開始した。なお、日本国内受験者分については、公益財団法人日本国際教育支援協会が同様のシステムを構築し、国際交流基金と同時期に運用を開始した。国際交流基金日本語基礎テスト（ＪＦＴ－Basic）の判定結果通知書の確認については、国際交流基金により真偽確認ができる方策を提供している。 引き続き、出入国在留管理庁との連携により、偽変造対策を行う。
195	機微技術流出防止の重要性が高まっており、関係機関と連携し、留学生・外国人研究者等の受入れの審査強化に取り組む。 〔法務省等関係省庁〕《施策番号195》	法務省	留学生・外国人研究者等の受入れ審査強化の観点から、在留資格認定証明書交付申請について、必要に応じて過去の実績や具体的な研究内容等に関する資料等を求める取扱いを実施中であり、引き続き、関係府省と連携を図りながら、留学生・外国人研究者等の受入れの審査強化に取り組む。
196	令和元年(2019年)に見直しを行った在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請の際の提出資料及び地方出入国在留管理局における日本語教育機関の適正性判断について、まずは確実かつ厳格な運用に努める。 〔法務省、文部科学省〕《施策番号196》	法務省	地方出入国在留管理局において、令和元年見直し後の提出資料に基づき、在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請について適正な審査を実施している。また、日本語教育機関の適正性を確認するため、地方出入国在留管理局において、日本語教育機関の告示基準の適合性に係る実地調査を実施している。
		文部科学省	引き続き、在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請の適正な運用及び日本語教育機関の告示基準及び適正性の判断のための調査等を着実に実施する。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
197	日本語教育機関の告示基準に基づき、地方出入国在留管理官署において、日本語教育機関に対し実地調査等を行い、告示基準適合性に係る点検結果報告の適正性について確認し、必要な指導を行い、なおも改善がみられない場合等は、告示から抹消する等の厳格な処分等を行い日本語教育機関の適正化を図る。また、当該調査においては、ＩＣＴにより記録された出席率等を基に、その適正性についての的確な判断を行う。 加えて、文部科学大臣の認定を受けた留学のための課程を置く日本語教育機関に対しても、文部科学省とともに策定したガイドライン等を基に、在留管理の観点から日本語教育機関の適正性について確認、指導等を行い、改善がみられない場合等は、文部科学省に対して情報の提供を行い、日本語教育機関の適正化を図る。 〔法務省、文部科学省〕《施策番号197》	法務省	地方出入国在留管理局において、日本語教育機関からの告示基準の適合性に係る報告等を基に実地調査を実施し、当該機関における留学生の在籍管理状況等に応じて必要な指導を行っている。また、日本語教育機関からの告示基準の適合性の定期的な点検に必要な報告等については、予算措置を受けてシステムを開発し、オンラインでの報告を可能にするとともに、当該報告等の内容についてＩＣＴを活用して把握している。 引き続き、改正後の告示基準に基づき、ＩＣＴを活用して把握した報告等の内容を活用しながら、日本語教育機関の適正性についての的確な判断を行うとともに、日本語教育機関の認定制度における認定日本語教育機関の適正性についても、同制度に基づく日本語教育機関からの報告等を元に在留管理の観点からの的確な判断を行う。
		文部科学省	地方出入国在留管理局における審査等の中で、当省に確認を要する事項があれば連携して対応することとしている。引き続き、出入国在留管理庁と連携して、日本語教育機関の適正性についての的確な判断を行うとともに、日本語教育機関の認定制度における認定日本語教育機関の適正性についても、同制度に基づく日本語教育機関からの報告等を元に的確な判断を行う。
198	検挙された留学生について、その通っている日本語教育機関が判明した場合に、警察庁が法務省及び外務省に対して当該日本語教育機関の情報を提供し、法務省において当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用するとともに、外務省において査証審査に活用する取組を更に推進する。外務省は、査証審査等により判明した、要件を満たさない留学生に係る日本語教育機関の情報を法務省等に提供し、法務省は、当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用する。 〔警察庁、法務省、外務省〕《施策番号198》	警察庁	・ 検挙された留学生に係る日本語教育機関に関する情報を法務省等関係省庁に提供している。 ・ 引き続き、日本語教育機関に関する情報を関係省庁に提供予定である。
		法務省	外務省から提供された情報（査証審査等により判明した、要件を満たさない留学生に係る日本語教育機関の情報）を活用して在留資格認定証明書交付申請に係る厳格な審査を行い、その審査結果について外務省に共有することとしている。また、警察庁から提供された情報（検挙された留学生が在籍していた日本語教育機関の情報）を活用して在留諸申請に係る厳格な審査や日本語教育機関に対する調査を行っている。 引き続き、外務省及び警察庁から提供された情報を活用して厳格な審査等を行うとともに、当該審査等の結果に基づいて本取組の見直しや改善を行い、もって悪質な日本語教育機関を排除する。
		外務省	当該日本語教育機関の情報は在外公館における査証審査の参考として活用するようにしている。また、在ベトナム大使館においては不適切な留学あっせん機関の査証申請受付を一定期間停止しており、関連情報を法務省等に提供した。 また、提供を受けた情報について、査証審査に活用すべく在外公館に情報提供を行った。 今後も関係機関との連携を密にする。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
199	留学生が我が国で就職して活躍するための前提として、留学生が学業に専念し、高度な専門性・技術や日本語能力を身に付けて適正に課程を修了することができるよう、高等教育機関の質の確保と留学生の適正な管理が求められる。このため、各大学、高等専門学校、専修学校に対して留学生の適切な受入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を求めるとともに、出入国在留管理庁と情報共有の上、在籍管理が不十分な大学等に対し、連携して実態調査及び指導を実施することで、留学生の在籍管理について更なる徹底を図る。 〔文部科学省〕《施策番号199》	文部科学省	出入国在留管理庁と情報共有を図りつつ、通知（令和6年4月4日付け6高参国第4号）を発出し、全国の大学、高等専門学校に対し、留学生の適切な受入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を引き続き要請している。 「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理等について（通知）」 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305.htm あわせて、令和元年6月11日付けで、出入国在留管理庁との連携のもと、留学生の在籍管理に関する新たな対応方針を策定し、全国の大学、高等専門学校、専修学校に周知しているところ、更に令和6年4月26日付けで指導指針を決定し、外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導を実施することにより、各大学等における留学生の在籍管理の徹底を図っている。 「外国人留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針について（通知）」 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1418119.htm 「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305_00002.htm
200	留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化を行う。また、指導の結果、在籍管理の適正を欠く大学等については、改善が認められるまでの間、原則として、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化を図る。 あわせて、在籍管理の適正を欠く大学等に対する私学助成の減額・不交付措置や大学等名の公表等の制裁を強化する。 〔法務省、文部科学省〕《施策番号200》	法務省 文部科学省	在籍管理の適正を欠く大学等について、在籍管理状況の改善が認められるまでの間、在留資格「留学」の付与を停止する仕組みを構築し、大学等については、文部科学省と情報共有を行っている。また、令和元年見直し後の教育機関の選定方法を的確に運用し、各大学等の在籍管理状況について適切に判断している。 出入国在留管理庁と情報共有を図りつつ、通知（令和6年4月4日付け6高参国第4号）を発出し、全国の大学、高等専門学校に対し、留学生の適切な受入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を引き続き要請している。 「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理等について（通知）」 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305.htm あわせて、令和元年6月11日付けで、出入国在留管理庁との連携のもと、留学生の在籍管理に関する新たな対応方針を策定し、全国の大学、高等専門学校、専修学校に周知しているところ、更に令和6年4月26日付けで指導指針を決定し、外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導を実施することにより、各大学等における留学生の在籍管理の徹底を図っている。 「外国人留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針について（通知）」 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1418119.htm 「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305_00002.htm

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
201	専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関の告示基準に準じた基準を作成し、当該基準への適合性の確認を受けている留学生別科のみ留学生の受入れを認める仕組みを構築する。加えて、非正規生等について、大学学部進学のための予備教育に受け入れる場合には、留学生別科に係る新基準によるものを除き、在留資格を認めない仕組みを構築する。 〔文部科学省、法務省〕《施策番号201》	文部科学省	令和5年6月に公布された日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）に基づく認定制度においては、専ら日本語教育を行う留学生別科等についても認定の対象とすることとしている。当該別科等において留学生を受け入れるに当たっては、認定制度による認定を受けることを在留資格「留学」付与の要件とする制度改正が行われており、大学等への制度周知について着実に実施していく。
		法務省	大学を含め、留学生を受け入れることができる日本語教育機関は、告示日本語教育機関又は留学のための課程を置く認定日本語教育機関であることを要件とした。
202	文部科学省、地方出入国在留管理官署及び都道府県との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、大学の場合と同様、原則として、留学生の受入れを認めない等の対応を実施している。 〔文部科学省、法務省〕《施策番号202》	文部科学省	地方出入国在留管理官署及び都道府県との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、大学の場合と同様、原則として、留学生の受入れを認めない等の対応を実施している。 引き続き、地方出入国在留管理官署及び都道府県と連携して対応予定。
		法務省	在籍管理の適正を欠く専門学校について、在籍管理状況の改善が認められるまでの間、在留資格「留学」の付与を停止する仕組みを構築し、都道府県及び文部科学省と連携して所要の調査を実施している。また、令和元年見直し後の教育機関の選定方法を的確に運用し、各専門学校の在籍管理状況について適切に判断している。

令和 7 年 3 月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
203	各種民間試験実施団体が実施する日本語教育機関へ入学するための日本語試験について、各試験団体と連携し、地方出入国在留管理官署提出専用の証明書を作成する仕組みのほか、各試験団体が地方出入国在留管理官署からの照会に応じるなどの仕組みを構築し、厳格な審査を実施する。 〔法務省〕《施策番号203》	法務省	各種民間試験実施団体が実施する日本語教育機関へ入学するための日本語試験について、各試験団体と連携し、地方出入国在留管理局提出用の証明書を作成する仕組みや、各試験団体が地方出入国在留管理局からの照会に応じる仕組みを構築した。また、これらの仕組みを活用し、試験結果について照会するなどして、厳格な審査を実施している。 引き続き、これらの仕組みを活用して、厳格な審査を行う。
204	介護等に携わる人材が、日本国内での生活・就労・技能実習に必要な日本語能力を、外国語能力判定の国際標準を踏まえつつ確認できるテストとして、介護現場におけるコミュニケーション能力の測定に重点を置いた日本語テストのより円滑な運用方法を検討する。 〔内閣官房（健康・医療戦略室）〕《施策番号204》	内閣官房 （健康・医療戦略室）	介護等に携わる人材が、日本国内での生活・就労・技能実習に必要な日本語能力を、外国語能力判定の国際標準を踏まえつつ確認できるテストとして、介護現場におけるコミュニケーション能力の測定に重点を置いた日本語テストについて、これまで実施事業者の認定及び広報支援を実施してきた。令和 7 年度は、引き続き試験の実施状況を注視するとともに、育成就労制度等の外国人の日本における介護分野での就労に関する制度の動向や他の日本語テストの在り方に係る検討状況を踏まえ、適切な運用方法を検討する。 〔内閣官房（健康・医療戦略室）〕《施策番号204》

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
205	実習実施者について賃金不払等の労働関係法令違反が認められた場合には、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構が連携の上、実習実施者・監理団体等に対する指導助言、立入検査、改善命令等の措置を講ずるほか、悪質な場合は、実習実施者及び監理団体に対し、許可の取消し等の処分を行う。労働関係法令違反の疑いについては、外国人技能実習機構から厚生労働省への通報により、労働基準法等に基づく監督指導等を行い、賃金の不払等の違反があれば是正を図らせる。加えて、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構は、必要に応じ、関係行政機関に対して情報提供や告発等を行い、関係行政機関においては、法令に基づいて適切に対処する。こうした取組の状況等については、白書等を通じて定期的に公表する。 〔法務省、厚生労働省、警察庁〕《施策番号205》	法務省	【法務省、厚生労働省】 施策内容を受け、外国人技能実習機構において実地検査等の取組を継続して行っており、検査の結果、法令違反等を把握した場合には、必要な指導等を行って改善を図らせているところであり、法令違反の態様が重大・悪質である場合は、主務省庁において実習実施者等に対する行政処分等を行うなど厳正に対処している。 実地検査や行政処分等の状況については、外国人技能実習機構の「業務統計」や厚生労働省及び法務省（出入国在留管理庁）のホームページにおいて公表している。 今後も引き続き、外国人技能実習機構における実地検査時の取組を適切に実施し、法令違反等を把握した場合における指導や行政処分等の措置を厳正に行うとともに、必要に応じ、関係行政機関に対する情報提供や告発等を適切に行う。
		厚生労働省	【厚生労働省】 外国人技能実習生の実習実施者に対する令和5年の監督指導等の状況は以下のとおり。 ○10,378事業場に監督指導を実施。うち、労働基準関係法令違反が認められたのは7,602事業場。 ○労働基準監督機関から外国人技能実習機構へ通報したのは519件、外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報されたのは2,173件。 ○技能実習生に対する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は27件。 引き続き、関係機関から外国人技能実習生の実習実施者に関する通報を受けた場合を含め、労働基準関係法令違反の疑いがある場合には監督指導を行い、労働基準関係法令違反があれば是正を図らせる。
		警察庁	・出入国在留管理庁をはじめとする関係機関との連携強化を図り、不法就労助長事犯に関与する悪質な仲介事業者及び雇用主に対する取締りを推進している。また、不法滞在事犯、偽装滞在事犯等についても取締りを推進している。 ・上記施策を継続するとともに、それらの効果を踏まえつつ、引き続き、適切に施策を推進する。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
208	技能実習制度においては、一部の実習実施者等による長時間労働や賃金不払といった労働関係法令違反、人権侵害行為、失踪といった問題があることから、外国人技能実習機構において技能実習計画の認定時や実地検査時に、実習時間、日本人との同等報酬や人権侵害行為の有無等について確認を徹底するほか、平成31年(2019年)4月より順次施行されている働き方改革関連法についても遵守するよう周知・徹底する。こういった取組に加え、技能実習生の保護を図るため、新たに緊急の相談に対応する窓口を設置し、支援を必要とする技能実習生に対し、一時宿泊先の提供を含む保護を確実に実施する。さらに、人権侵害があるなどやむを得ない場合には実習先の変更が可能であること、不正を知った場合の対応方法及び失踪後に犯罪等に巻き込まれる可能性があること、外国人技能実習機構の母国語相談窓口等について、日本語を含む10か国語で作成された広報用動画を監理団体や送出国を通じて個々の技能実習生等に直接周知する。 また、失踪の原因の一つとして、高額な保証金や手数料等が指摘されているところ、技能実習生の費用負担に関する実態把握に努めるとともに、これらを未然に防止するため、来日前の技能実習生候補者を含めた技能実習生に対して、上記動画の活用等により失踪防止に向けた積極的な周知・啓発活動を実施する。 〔法務省、厚生労働省〕《施策番号208》	法務省	【法務省、厚生労働省】 外国人技能実習機構における技能実習計画の認定時や実地検査時において、実習実施者等による労働関係法令違反や人権侵害行為の有無等の確認を徹底している。また、外国人技能実習機構ホームページや外国人労働者問題啓発月間の広報活動を通じて、平成31年4月より順次施行されている働き方改革関連法に関し、技能実習を行う上で必要な内容について周知し、実習実施者等が遵守するよう徹底を図っている。 また、技能実習開始後、技能実習生の責任ではない様々な事情により実習の継続が困難になった場合に、実習先の変更ができることや各種相談先等を個々の技能実習生全員に周知する方策として、令和3年度までに制作・開発した技能実習生向けの啓発動画やアプリを各種ホームページやSNS等で発信したほか、送出国政府に対して周知依頼等を行った。 加えて、やむを得ない事情により技能実習の継続が困難になった技能実習生については転籍を認めているところ、やむを得ない事情の例や技能実習生から転籍の申出があった場合の対応について明記するといった技能実習制度運用要領の改正を令和6年11月に行った。 さらに、技能実習生の費用負担の実態を把握するため、外国人技能実習機構や地方出入国在留管理局が行う実地検査等の機会を捉えて実態調査を実施し、令和4年7月に公表し、また三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社と独立行政法人 労働政策研究・研修機構（JILPT）に調査依頼をし、その中間結果について「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」資料として公表した。 今後も引き続き、上記の取組を適切に実施していく。
		厚生労働省	
209	解雇された技能実習生に対し、監理団体が転籍支援等を行うよう指導するほか、技能実習生の置かれている状況を継続的に把握し着実に適切な転職支援等につなげていく。 〔法務省、厚生労働省〕《施策番号209》	法務省	【法務省、厚生労働省】 外国人技能実習機構では、実習生の転籍支援を行う監理団体に向けて、外国人技能実習機構ホームページに「実習先変更支援サイト」を設け、必要な情報提供を行うとともに、監理団体による十分な支援がなされるよう、必要に応じて監理団体への指導を行っている。 また、技能実習の継続が困難となった場合に監理団体等から外国人技能実習機構へ提出する必要がある技能実習実施困難時届出書の内容により実習生の雇用の状況を把握するとともに、転籍状況や生活の状況等について継続的な把握をしている。 加えて、やむを得ない事情により技能実習の継続が困難になった技能実習生については転籍を認めているところ、やむを得ない事情の例や技能実習生から転籍の申出があった場合の対応について明記するといった技能実習制度運用要領の改正を令和6年11月に行った。 今後も引き続き、上記の取組を適切に実施していく。
		厚生労働省	

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
210	技能実習生がより健康で快適な実習生活を送り、技能等の修得等をしようとする意欲の向上に資するよう、実習実施者が技能実習生のプライバシーや感染予防に配慮した住環境を確保した場合の、実習実施者等に対する優遇措置として、令和3年(2021年)8月に、第3号技能実習生の受入れや受入れ人数枠の倍増等の対象となる「優良な実習実施者」等の認定基準に係る配点表において個室のある宿泊施設を確保した場合に加点を行う措置を講じたところ、引き続き同措置を適切に運用していく。 〔法務省、厚生労働省〕《施策番号210》	法務省	【法務省、厚生労働省】 第3号技能実習生の受入れや受入れ人数枠の倍増等の優遇措置の対象となる「優良な実習実施者」及び「優良な監理団体」の認定基準に係る配点表において、本人のみが利用する個室のある宿泊施設を確保した場合等に加点を行う運用を令和3年8月に開始したところ、監理団体、実習実施者への周知や適正な運用に取り組んでいる。 今後も引き続き、左記の運用について、実習実施者や監理団体への周知、適正な運用に取り組んでいく。
		厚生労働省	
211	法務省は、摘発体制の整備を図るとともに、関係機関との協力関係を強化し、情報共有の緊密化・迅速化を図ることにより、一層の摘発を行う。また、インターネット上における不法就労先の斡旋、偽変造在留カードの売買等、退去強制事由に該当する情報や令和3年(2021年)3月からオンラインで得られるようになった外国人雇用状況届出情報をはじめ、デジタル化が進む社会の状況に応じて、情報の収集・分析機能を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発を行う。 不法滞在事犯、偽装滞在事犯等の取締りの推進のため、地方出入国在留管理官署は、警察や地方労働局等の関係機関との協力関係を強化し、緊密な情報共有を行うとともに、収集した情報の分析を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発の推進に努める。また、不法滞在事犯、偽装滞在事犯及び不法就労助長事犯に関与する仲介事業者及び雇用主を積極的に摘発するなど、悪質な仲介事業者及び雇用主に対して厳格な対応を行う。さらに、不法就労等の防止、不法滞在者の地方出入国在留管理官署への自主的な出頭の促進等に向けた広報・啓発活動及び指導を積極的に実施する。 〔法務省、警察庁、厚生労働省〕《施策番号211》【ロードマップ101、102】	法務省	不法滞在等の取締り推進の取組として、令和6年6月、政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせて、「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」において、警察等関係機関と連携し、不法就労者等の摘発を推進したところ、前年同期を大きく上回る成果を挙げた。 引き続き関係機関と連携の上、同様の取組を実施し、不法滞在者等の縮減に取り組んでいく。 また、適正な外国人の雇用を推進して不法就労を防止するため、上記推進月間において、国民を始め、外国人を雇用する企業、関係団体等に対して、関係省庁、地方公共団体等の協力を得てリーフレットを配布するとともに、駅前や繁華街での街頭広報活動などを通じて、外国人を受け入れるに当たったの留意点のほか、不法就労防止に係る啓発活動を行った。引き続き、同様の取組を実施していく。 摘発体制の整備に関連して、令和7年1月に開催した入管法違反事犯防止及び摘発対策協議会において、関係機関から共有された情報等を参考に、効果的な摘発手法等を検討するとともに、外国人雇用状況届出情報等を効率的に活用し、積極的な偽装滞在者等の摘発に取り組んでいる。 また、近年、偽装滞在の手口が悪質・巧妙化していることから、警察等関係機関と緊密に連携し、悪質事案については積極的に刑事処分を求めるなどして厳格に対応するとともに、このような事案の実態解明に向けた取組の強化に努めていく。
		警察庁	・出入国在留管理庁をはじめとする関係機関との連携強化を図り、不法就労助長事犯に関与する悪質な仲介事業者及び雇用主に対する取締りを推進している。また、不法滞在事犯、偽装滞在事犯等についても取締りを推進している。【再掲】施策番号205で記載 ・上記施策を継続するとともに、それらの効果を踏まえつつ、引き続き、適切に施策を推進する。【再掲】施策番号205で記載
		厚生労働省	令和6年6月に警察庁、法務省（出入国在留管理庁）とともに不法就労防止等について経営者団体に協力を要請した。また、ハローワークにおいて、外国人雇用事業所への雇用管理指導等を実施する中で入管法違反の疑いがある事案を把握した場合の情報提供の徹底について、平成31年3月に各労働局へ発出した通知に基づき、引き続き適切に対応している。 引き続き、不法就労防止に向けて、ハローワークにおいて、外国人雇用状況届出の履行の徹底を求めるなど事業主への指導・啓発を行う。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
212	偽装滞在者に対する厳格な在留管理の実現のため、外国人雇用状況届出情報を活用するとともに、中長期在留者の所属機関に係る電子届出システムの普及拡大等による届出情報処理の迅速化を引き続き図り、偽装滞在者に対する在留資格取消手続を積極的に進めていく。 〔法務省〕《施策番号212》	法務省	引き続き、外国人雇用状況届出情報を活用して偽装滞在者を特定・抽出したリストを作成し、各地方出入国在留管理局に送付して積極的な対応を求めている。 また、電子届出システムの普及拡大による届出情報処理の迅速化を図るため、令和6年4月及び10月、所属機関による届出を提出する義務（努力義務）のある主要な機関である教育機関に対し、電子届出システムの利用を促す案内文書を送付した。 在留資格に応じた活動を行っていない者に関する情報を迅速に把握するとともに、偽装滞在者に対する適切な在留資格取消手続を進めるため、引き続き、外国人雇用状況届出情報の活用や電子届出システムの普及拡大に資する広報活動等を行っていく。
213	地方出入国在留管理官署は、関係機関と緊密に連携し、偽変造在留カードの利用に対する取締りを図り、悪質な利用については厳格に対応する。特に、偽造在留カード密造拠点の発見、摘発等により、偽造在留カードの流通実態の把握に努める。 〔法務省等関係省庁〕《施策番号213》	法務省	偽変造在留カード行使等事案は、我が国の出入国在留管理行政の根幹に関わるものであることから、警察等の関係機関と緊密に連携の上、厳格に対応してきた。今後についても、偽変造在留カード行使等事案の摘発等によって得られた情報の精査・分析を行い、更なる摘発を推進するとともに、関係機関と連携の上、事案の実態解明に取り組んでいく。
214	退去強制令書の発付を受け仮放免された後速やかに出国しない外国人について、仮放免の条件（指定住居地での居住や就労禁止等）の遵守状況や仮放免継続の必要性等を確認・把握するため、当該者の居住実態や就労事実、仮放免継続事由の存否等に関する適正かつ厳格な動静監視を実施する。調査の結果、条件違反や仮放免事由の消滅等が確認された者については、違反の程度その他の情状を考慮し相当と認める場合に仮放免を取り消し、あるいは仮放免期間を延長不許可とした上で再収容する。 また、仮放免中の逃亡により所在不明となる者が近年増加傾向であることを踏まえ、被退令仮放免者の逃亡等をより効果的に防止するための対応を行っていく。 〔法務省〕《施策番号214》	法務省	退去強制令書の発付を受け仮放免された後速やかに出国しない外国人については、居住実態や就労事実、仮放免継続事由の存否等に関する適正かつ厳格な管理を行っているところ、送還回避のため逃亡した者を含め、条件違反や仮放免事由の消滅等が確認された者については、身柄の所在把握に注力し、適宜のタイミングで再収容し、送還を実施するなど、被退令仮放免者の逃亡等を防止するための取組を行った。 引き続き、被退令仮放免者については、適正かつ厳格に動静監視を行うとともに、被退令仮放免者の逃亡等をより効果的に防止するための方策を検討し、必要な対応を実施する。さらに、仮放免を取り消した者又は仮放免の延長を不許可とした者については、早急な送還を実施していく。 被退令仮放免者について、適正かつ厳格な動静監視を実施するとともに、調査の結果、仮放免条件の違反などが確認された者は、必要に応じて、仮放免を取り消すなどして再収容している。 引き続き、被退令仮放免者に対する適正かつ厳格な動静監視とその結果に基づく適切な再収容の実施により、仮放免制度の適正な運用に努めるほか、改正入管法により創設された監理措置制度を適切に運用していく。

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
215	令和5年(2023年)通常国会における送還忌避・長期収容問題の抜本的解決のための入管法等改正法案の成立を踏まえ、更に送還忌避者を縮減するため、送還忌避者の傾向や効果的な送還手法等について分析・検証を行いつつ、事案に応じた形態（護送官を付した個別送還、小規模の集団送還、保安要員を付しての送還及びチャーター便による集団送還等）で送還を一層充実させ、送還件数を増加させる。 また、国際移住機関（IOM）による自主的帰国及び社会復帰支援プログラムの活用を更に促進するなど、送還忌避者の自主的出国を促進するための取組も充実させる。 さらに、これらの取組を促進するために必要な体制の強化を図ることに加え、従事する職員の研修・訓練を更に充実させるとともに、訓練体制の整備を図っていく。 〔法務省〕《施策番号215》【ロードマップ103】	法務省	令和6年度、国費送還に従事する入国警備官が19人増員されたことや予算が増額されたことにより、送還の実施体制の強化を行った。 さらに、令和6年11月には特別科（警備処遇・令書執行）研修の中で、改正入管法施行後の送還業務、IOMによる自主的帰国及び社会復帰支援プログラムの活用及び予算を始めとする関連業務等の講義を行い、地方局職員にも送還業務の重要性を改めて認識させることで、送還促進のための環境整備を図ることができた。 法改正後の送還状況としては、送還停止効の例外を適用した送還も着実に実施されており、今後も送還形態の一層の充実化を図るとともに、必要な体制及び環境の整備を進めることとする。
			帰国用臨時旅券の職権発給を拒み、送還対象者の身柄の引取りを行わないなど、退去強制手続に協力しない国は、令和7年3月末現在、イランのみであるところ、外務省を通じて、帰国用臨時旅券又はこれに代わる渡航文書の発給を依頼するとともに、身柄引取りに協力するよう、同国とハイレベル交渉を実施するための調整を進めていく。
216	帰国用臨時旅券の職権発給を拒み、送還対象者の身柄の引取りを行わないなど、退去強制手続に協力しない国が存在することにより、退去強制令書の執行に困難が生じているところ、こうした国について、二国間協議や送還忌避者の身柄引取りに特化したハイレベルな交渉の場等を通じて、身柄の引取りに協力するよう交渉を進めていく。 〔法務省、外務省〕《施策番号216》	法務省	法務省と共に、イラン人送還忌避者の受入れを求めてイラン政府との間で随時交渉を行ってきている。 引き続き法務省と協力しつつ、イラン政府との間では送還忌避者の受入れを強く求めて交渉していく。
		外務省	

令和7年3月末時点			
新施策 番号	施策内容	担当省庁	「進捗状況」及び「今後の予定」
217	外国人材の受入れに関して、「特定技能」の在留資格については、法務省令において、「退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること」と規定されていることから、被退去強制者を引き取らない国の国民に対して、在留資格認定証明書を交付しない。また、その他の在留資格についても、被退去強制者を引き取らない国の国民に対しては、在留資格認定証明書交付申請に対する審査及び入国審査に際して、厳格な審査を実施する。 〔法務省〕《施策番号217》	法務省	「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の特定技能の在留資格に係る基準の規定に基づき退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令第一条に定める地域の権限ある機関を定める件」において、退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域を規定し、当該国・地域の外国人の受入れは認めない旨を定めている。 また、在留資格認定証明書交付申請時の審査において、当該国・地域の外国人でないことを厳格に審査することとしており、その他の在留資格についても、当該国・地域の外国人については厳格に審査している。 その他の在留資格についても、当該国・地域の外国人については厳格に審査している。 引き続き、適正な運用を行っていく。
218	外国人を収容する施設等においては、引き続き通訳・翻訳体制の充実を進めるなど、外国人被収容者処遇等の充実を図る。 〔法務省〕《施策番号218》	法務省	入管庁の収容施設では、令和5年4月以降、名古屋局及び横浜支局に新たに常勤医師を各1名ずつ採用するなど、医療体制の強化に取り組んできたところ、令和6年度は、常勤の医療従事者（医師、看護師、薬剤師）の更なる確保に向け、民間の医師求人サイトの活用や医師募集リーフレットのリニューアル、他省庁への協力依頼、業務紹介等広報ビデオの制作等、積極的かつ多角的な採用・広報活動に取り組んだ。 また、被収容者の風俗・習慣等による生活様式等を尊重する観点から、収容場の常時開設官署を対象として居室の改修（畳部屋からベッド部屋への変更）に取り組んできたところ、令和6年度は、東日本入国管理センター、大村入国管理センター及び東京局における一部の収容区域で改修工事を実施・完了しており、次年度以降も同工事を行っていく予定である。 引き続き、収容施設における医療提供体制の整備及び処遇環境の改善に取り組むとともに、被収容者の人権を尊重した適切な対応に努め、被収容者処遇等の充実を図っていく。 保護観察及び生活環境の調整に当たり、保護観察の対象となる者やその引受人等が日本語での意思疎通が困難である場合、外国語で記載された保護観察等説明書を活用するほか、通訳者の協力を得るなどして、適切な処遇等を実施しているところであり、今後もこれらの取組を実施していく。 また、医療観察対象者やその家族等が日本語での意思疎通が困難である場合、通訳者の協力を得たり、外国語で記載された説明書を活用したりして、医療観察制度に基づく地域社会における処遇等を適切に実施しているところであり、今後もこれらの取組を実施していく。 国際対策室が設置されている刑事施設に国際専門官や民間通訳人を配置・契約して、希少言語も含めて通訳・翻訳業務を実施しているほか、その他の矯正施設においても必要時に国際対策室によるWEB会議システム等を活用した通訳、翻訳等の共助を実施している。 引き続き、収容状況に応じた通訳・翻訳体制の在り方について検討を進めていく。